

ISSN 0385-2148

研究所報

No.43

国民経済計算関連統計の新たな展開

2014年1月

法政大学

日本統計研究所

ISSN 0385-2148

研究所報

No.43

国民経済計算関連統計の新たな展開

2014年1月

法政大学

日本統計研究所

はじめに

2008 年と 2009 年の国際連合統計委員会で移行が決まった 2008 年版国民経済計算体系（2008SNA）と同基準の欧州バージョンとなる 2010 年版欧州勘定体系（ESA2010）の導入が世界で静かに進んでいる。それらの基準は、グローバリゼーションといった新しい課題を捕捉するために行ったミニバージョンアップという位置付けであるが、研究開発を資本とするなど、幾つかの分野では一部踏み込んだ内容が実現した。新しい基準は一部見切り発車で導入されたため、なかなか導入の見込みが立たない特別目的実体等（SPEs）や年金といった分野では依然として多くの専門家が試行錯誤を続けている。また、新基準でカバーできなかった温暖化問題に対する排出権取引、セカンドハウスといった新たな課題も次々に登場してきている。今は次第に 2008SNA が多くの地域に広がると共に、各国の統計作成の方法が大きく進歩するという過渡期にある。

萩野論文は、OECD の職員の立場から特別目的実体を中心に、本社、持株会社、特別目的実体が複雑に関係する状況を整理する国際的な成果を取り上げた原稿である。以前から SPEs は捕捉が難しい対象であったが、国によっては部分的に捕捉し、適切に統計の対象として分類できるように変わってきている。しかし、依然としてペーパーカンパニー化した対象も多いため、捕捉上の多くの課題が出てきている。国際的な成果は各国に応用されて、次第に捕捉方法が整合的になると期待される。

一方那須・中山論文の定型保証のように、国際基準を日本に当てはめれば対応できるというような課題も存在する。2008SNA は、世界中で導入の見込みが立たない課題もあれば、ある程度容易に解決が付く課題まで様々な状況となっている。

内閣府の国民経済計算と日本銀行の資金循環統計が 2008SNA を導入予定となっている。那須・中山論文はそのうち、一部の検討に関して詳細な情報を提供しているという見方もある。日本では、新たな統計法によって 5 カ年の基本計画を策定し、統計改革を推進することとなっている。ちょうど 2014 年が第Ⅱ期基本計画の策定年に当たっており、2014～2019 年まで国の目標が定められ、各省庁が課題に取り組む。櫻本論文は、国民経済計算分野の計画についてその背景や経緯を詳述したものである。

氏川論文は、最近国連などの国際機関によって策定された環境勘定を説明した論文である。人類は、地球環境に大きな負荷をかけており、付加を解消するために必要な対策を考える時に環境勘定が大いに役立つ。

兵庫県は県民経済計算や地域統計の加工統計の分野で、最も先進的な地域となっている。芦谷論文は、兵庫県で作成する県民経済計算の勘定とサテライト作成の取り組みを説明し、ユーザー向けに利用上の諸注意を行ったものである。佐藤論文は、県民経済計算の家賃推計の方法について検討したものである。2 つの論文は、地域経済計算では統計メーカーと統計ユーザーという対照的な立場から考察した原稿である。

国民経済計算は、幅広い分野から成り立っている。2008SNA は社会の問題解決に一層重

要な役割を担っている。2008SNA という重要な節目を迎え、日本から重要な成果を生み出していく取組みを広げていくことが求められる。

2014 年 1 月
法政大学日本統計研究所

国民経済計算関連統計の新たな展開

目 次

はじめに

本社、持ち株会社、特別目的実体の取扱い－ECB・ユーロスタット・OECD 合同 タスクフォースにおける議論－	萩野 覚	1
資金循環統計における保証の計上方法の見直し	那須 健太郎 中山 興	15
新たな環境・経済統合勘定 (SEEA2012) における構造・物的フロー・環境評価	氏川恵次	25
兵庫県民経済計算の諸勘定及びサテライト勘定の到達点と利用上の課題	芦谷恒憲	39
県民経済計算における家賃推計	佐藤智秋	69
統計委員会第Ⅱ期基本計画－国民経済計算分野に向けた提言とその行方	櫻本 健	81

本社、持ち株会社、特別目的実体の取扱い

－ECB・ユーロスタット・OECD 合同タスクフォースにおける議論－

萩野 覚（経済協力開発機構（OECD）統計局）

要旨

2008SNA は、本社、持ち株会社、特別目的実体の取扱いを規定している。しかし、統計作成者がどのような基準を用いるかによって実際の分類結果が大きく変わるほか、制度単位としての独立性が疑わしいケースもある。また、世界には、多種多様な特別目的実体が存在することから、その分類方法について整理が必要である。こうした背景の下、本社、持ち株会社、特別目的実体の取扱いを議論すべく、国民経済計算事務局間ワーキンググループ（ISWGNA）の傘下に、ECB、ユーロスタット、OECD の合同タスクフォースが立ち上げられた。同タスクフォースは、本社および持ち株会社の記録方法について国際的比較可能性が向上するような国際ガイドラインを策定したほか、グローバルな観点から特別目的実体の形態および分類方法を整理し、アドバイザーエキスパートグループ（AEG）に報告した。本論文では、同タスクフォースの議論を整理し、日本へのインプリケーションを検討する。

Summary

The SNA2008 describes the treatment of head offices, holding companies and special purpose entities. Actual classification results depend on what criteria compilers will use. Also, there are cases where their independence as institutional unit is doubtful. There are so many types of special purpose entities in the world that their classification scheme should be further elaborated. Against these backgrounds, joint ECB-Eurostat-OECD Task Force was established under the Intersecretariat Working Group on National Accounts to discuss the treatment of head offices, holding companies and special purpose entities. The Task Force submitted a report to the Advisory Expert Group on National Accounts, which includes draft international guidelines that would enable the internationally comparable recording of head offices and holding companies as well as the typology and classification scheme of special purpose entities. This paper envisages the discussions of the task force and considers their implications for Japan.

キーワード

2008SNA、OECD 直接投資ベンチマークデフィニション第4版、本社、持ち株会社、特別目的実体

はじめに

本稿は、国民経済計算体系における、持ち株会社、本社、特別目的実体の取扱いを議論する。この問題は、2008 System of National Accounts（以下 2008SNA）の作成後、OECD 国民経済計算・金融統計専門家会合において度々議論され、2013 年 2 月には、ECB（欧州中央銀行）、ユーロスタット、OECD の合同タスクフォースが開催された。同タスクフォースの主要な提言は、同年 5 月、国民経済計算アドバイザーエキスパートグループ（Advisory Expert Group on National Accounts、AEG）において検討され、6 月には最終報告が纏められた。筆者は、これらの会合に向けた OECD ペーパーや、最終報告書のドラフトを行った。そこで本論文では、当該最終報告の内容や、合意形成に向けた主な議論について取纏めることとする。

本件に関する問題の所在は、以下の通りである。すなわち、2008SNA は、金融サービスについて 1993SNA よりも明確に規定し、金融機関部門について、より詳細な内訳部門を設定した。この点、「持ち株会社」と名前が付くような主体については、2008SNA が定義する狭義の持ち株会社（head offices）と本社（holding companies）に区分したうえで、本社は子会社が金融機関であるか否かに応じ、非金融法人企業部門ないし金融機関部門の金融補助機関に、狭義の持ち株会社については、金融機関部門の中で新たに設けられた、専属金融機関と貸金業部門に分類するよう提言している（以下では、2008SNA における狭義の持ち株会社を持ち株会社と呼称する）。ところが、実際にそうした分類を行おうとすると、統計作成者がどのような基準を用いるかによって、実際の分類結果が大きく変わる可能性がある。また、そもそも、特に持ち株会社について、制度単位として独立していると見るべきかどうか疑わしいケースも生じてくる。これは、持ち株会社が特別目的実体（special purpose entities）の形態を取ることが多いためである。特別目的実体についてみると、世界には、実に多種多様な特別目的実体が存在する。こうした中、国際基準における従来の特別目的実体の定義が実態に合わない事例がみられるほか、特別目的実体の分類方法についても整理が必要である。

こうした背景の下、本社、持ち株会社、特別目的実体の取扱いを検討すべく、国民経済計算事務局間ワーキンググループ（Intersecretariat Working Group on National Accounts、ISWGNA）の傘下に、前述の合同タスクフォースが立ち上げられた。同タスクフォースの目標については、第一に、本社および持ち株会社の記録方法について国際的比較可能性が向上するような国際ガイドラインを策定すること、第二に、グローバルな観点から特別目的実体の形態を検討し分類方法を整理することとされた。

以下では、まず 1 章において、同タスクフォースが拠って立つ、基本方針について説明する。次に 2 章では、本社や持ち株会社の制度単位としての独立性の議論について、3 章では、本社と持ち株会社の区分の方法について、さらに 4 章では、特別目的実体の形態や分類方法を検討する。5 章でタスクフォースの結論を再度整理するとともに、日本へのインプリケーションを考えてみたい。

1. 基本方針

タスクフォースは、本社、持ち株会社、特別目的実体の取扱いについて、以下の基本方針に基づいて議論を行った。

第一に、統計の国際基準の間で整合的な基準（その解釈や明確化も含め）を設定することである。具体的には、2008SNA、European System of National and Regional Accounts

2010、以下 ESA2010）、IMF 国際収支・国際投資ポジションマニュアル第6版（Balance of Payments and International Investment Position Manual, 6th edition、以下 BPM6）、OECD 直接投資ベンチマークデフィニション第4版（OECD Benchmark Definition of Foreign Direct Investment 4th edition、以下 BMD4）の間の整合性を指す。BMD4 については、直接投資統計のみに関連するものであるが、特別目的実体の定義について詳細な議論を行っていることから、本件の議論の出発点として重要性が高い。

第二に、国民経済計算や国際収支統計といったマクロ統計上の取扱いと、ビジネスレジスターや企業統計上の取扱いを整合的にすることである。そのためには、分かり易い基準や、利用可能な情報を用いた方法論を提言する必要がある。なお、ビジネスレジスターの国際的なフォーラムである、ウィースバーデン・グループの最終報告は、本タスクフォースの結論を踏まえて策定される予定である。

第三に、費用と便益のバランスを図ることである。現存する全てのケースに応えるようなガイドラインよりも、8～9 割の事例をカバーするような詳細なガイドラインが志向されている。

2. 本社、持ち株会社、特別目的実体の制度単位としての独立性

（1）持ち株会社の独立性

経済主体が制度単位として独立しているか否かの 2008SNA の基準は、どのような主体にも一様に適用されるべきである。2008SNA の基準に照らすと、持ち株会社が、同じ国にある法人の子会社であるような場合に、当該持ち株会社の独立性が問題となる。

すなわち、2008SNA は制度単位を、それ自身の権利により、資産を保有し負債を負い、経済活動に従事し、他の主体との取引を携わることができる経済実体と定義し、その基準について、より具体的に以下の点を示している。

- A. それ自身の権利により、自己の財および資産を所有することができる。そして、それ故に経済取引において他の制度単位との取引によって財や資産の所有権を交換することが可能である。
- B. 経済的な意思決定を行い、自らの直接的責任と法的責任のもとに、経済活動に携わることができる。
- C. 自己のために負債や他の責務を引受け、将来についての約束を行い、また、契約を結ぶことができる。
- D. 資産・負債の貸借対照表を含む完全な一組の勘定が存在するか、もしくは存在しないとしても、経済的および法的観点において必要であれば、完全な一組の勘定を作成することが可能であり、またそうすることに意義を認めることができる。

タスクフォースの議論では、本社および持ち株会社は、A、C、D の条件を満たしていると考えられるが、持ち株会社については、B の基準に関し検討を要するとされた。なぜならば、持ち株会社については、その主要活動が金融資産・負債の保有に関連しているが、これを受動的に保有している点に鑑みると、保有の事実だけをもって金融機関に分類することができるかどうか、という疑問が生じるからである。

この点、2008SNA は、金融機関部門に専属金融機関と貸金業部門を設け、金融機関の対象範囲を拡大した。資産（支配できる水準の株式）のみを保有し、主要な活動がグループ企業にサービスを提供することなしにグループを所有することである持ち株会社は、専属金融

機関の一例であると明記されている（2008SNA、パラ 4.114 b）。従って、持ち株会社は、受動的に金融資産・負債を保有しているとしても、金融機関に分類できよう。

その際、持ち株会社の自律性が問題となるが、2008SNA は、法的・社会的主体は、その自律性が他の制度単位によってある程度制限される可能性（例えば、法人が究極的には株主に支配されているケース）があるが、それでも各単位が管轄責任と法的・社会的責任を負う（パラ 4.6）、としている。2008SNA は、個人や家計という形態における人々の集団、および、法的または社会的実体、という2種類の制度単位を規定（パラ 4.3）したうえで、法的または社会的主体については、意思決定の完全な自律性は必要ではないとしているのである¹。

従って、持ち株会社は、資産のみを保有し他のサービスを提供していないとしても、また、株主や親会社に支配されているとしても、独立した制度単位と認められ、金融機関に分類される。

ただその一方で、2008SNA は、制度単位の条件を満たさない持ち株会社も想定している。すなわち、受動的な資産保有者は、親会社から独立して行動することができず、資産や負債の受動的な保有者（自動操縦と称されることもある）は、親会社と異なった経済の居住者でなければ、独立した制度単位として扱われず（パラ 4.61）、みせかけの子会社と扱われる（パラ 4.62-66）。

上記を要約すると、支配できる水準の株式を保有し他のサービスを提供しない主体は自律性に欠けていても制度単位と認められるが、同一経済圏にある親会社から独立して行動することができない受動的な資産保有主体は、みせかけの子会社としてみなされ制度単位とは認められない。

この論点に関し、タスクフォースは、同一経済圏にある唯一の主体により 100%所有されている主体が意思決定を行う能力について検討した。すなわち、意思決定をするためには少なくとも数人の被用者が必要であると解釈可能としつつも、被用者がいない、あるいは被用者報酬が支払われてないというだけでは、制度単位としての独立性がないとすることはできない（十分な基準ではない、ただ、独立性について更なる検討を行う手掛りになる）とした。一方、複数の親会社（ないし株主）を有する主体については、所有者の利益を調整すべく意思決定を行う必要があること等から、制度単位としての独立性を認定するにあたり十分な基準である、と結論付けた。

（2）非居住者によって所有されている持ち株会社の独立性

タスクフォースは、非居住者によって所有されている主体の独立性も議論した。特に、非居住者に所有されていると同時に、同一経済圏に子会社を所有している主体の取扱いが問題となる。具体的には、完全に受動的な持ち株会社で、被用者を持たず、同一経済圏に唯一の子会社を所有するものは、当該子会社のためだけに設立された空の殻（empty shell）で

¹ 2008SNA は、法人の所有と支配の議論においても、一般的に、制度単位は、意思決定や行動に責任を持つためには、必ずしも自律的である必要はないとする（パラ 4.69）。さらに、個々の法人は、それがグループに所属するにせよ、しないにせよ、別個の制度単位として扱われるべきであり、他の法人によって全面的に所有されている子会社にしても、法的に、また、税務当局により貸借対照表を含む一連の完全な勘定を作成することが要求されている、独立した法的主体であり、子会社の経営は、他の法人の支配のもとにあるが、その子会社自身の行う生産活動は、子会社自身が管轄責任と法的・社会的責任を負う（パラ 4.51）、と明記している。

あることから、当該主体を子会社に「下流方向」に統合することを認めるべきだ、と一部の国が強く主張した²。

ところが、当該提案は、以下の理由から、支持を得ることができなかった。

- ① 居住者との関係がないことを理由に独立性を認めないのは、2008SNA の考え方に反すること。
- ② 親会社を子会社に統合することは、統計の国際基準において認められた取扱いではないこと。
- ③ 国民経済計算体系において取引や金融ポジションの向きを逆転させるべきでない（子会社の株式を保有しているのは持ち株会社であって、それ故に子会社から持ち株会社への財産所得が生じるのだから、子会社が持ち株会社の株式を保有しているかのような計上は好ましくない）こと。

この結果、タスクフォースは、非居住者に所有されている主体は、常に制度単位として取り扱うべきであり、持ち株会社を子会社に「下流方向」に統合する取扱いは適当でない、と結論付けた。

（３）本社の独立性

本社については、2008SNA は、子会社に対して何らかの形で経営支配を行うものと定義しており、この機能は制度単位の基準を満たしていると考えれる。より詳細に、上記（１）の制度単位の基準に即してみると、A の基準については、本社は、子会社の過半の株式を保有する等、資産を保有し取引できる、C の基準については、本社は負債を負うことができ、将来の約束を結ぶことができる、D の基準については、本社は子会社の経営に関与し、グループ全体の勘定を作成することが期待される。さらに、B の基準については、本社が子会社の経営支配を行う以上、自らの責任で意思決定を行うことは明白である。こうしたことから、タスクフォースは、本社は、常に独立した制度単位として認められると結論付けた。

3. 本社、持ち株会社の区別

（１）概念整理

制度単位と認められた本社および持ち株会社については、その分類が問題となるが、概念的には両者の区別は明確である。すなわち、本社と持ち株会社とでは、子会社との関わり方が大きく異なる。本社は、子会社に対し経営支配を行うが、持ち株会社は、何等の経営活動を行わず、その主要活動は単に子会社グループを保有することにある。2008SNA は、国際標準産業分類（International Standards for Industry Classification、ISIC）を参照しつつ、本社の機能について、その会社または企業の、その他の主体の監督・管理を行うとし、具体例として、戦略的または組織的な計画立案を行い、意思決定の役割を担い、運営上の支配権を行使し、関連する単位の日常的業務を管理することを挙げている（パラ 4.53）。一方、持ち株会社については、子会社グループの全資産を保有（支配レベルの持分を所有）し、子会社グループを所有することを主活動とする単位と定義し、持ち株会社は、その持分を保有

² また、複数の親会社（居住者でも非居住者でも）に所有される持ち株会社であっても、被用者がおらず、被用者報酬が支払われないような、受動的な持ち株会社については、子会社との統合を認めるべきだとの提案もあった。

する企業に他のいかなるサービスも提供しない、つまり他の単位を運営・管理しない、と明記している（パラ 4.54）。

この点、AEG は、2012 の会合において、持ち株会社の分類に際し、持ち株会社は経営サービスを一切提供しないといった、厳格な定義を適用するよう提言しており、本提言は、OECD 国民経済計算・金融統計専門家会合や、本タスクフォースで支持されている。

（２）本社と持ち株会社の特定

本社と持ち株会社に関する分類基準は、概念的に明確であるにもかかわらず、実務的な観点では、これを適用することは必ずしも容易ではない³。

本社と持ち株会社を特定する最も重要でかつ唯一の基準は、子会社との関連性である。この点を踏まえると、ある単位が本社または持ち株会社であると特定する基準として、バランスシートの構造を利用可能である。例えば、タスクフォースでは、子会社株式の金額がバランスシート総額の過半を占める場合に、本社または持ち株会社であると認識する方法が提案された。これについては、子会社に対する株式以外の金融資産も勘案すべきであるとの意見も出たが、タスクフォースとしては、子会社株式がバランスシート総額の過半を占めることは、実務的な指標として検討し得ると結論付けた。

ところが、実務的には、バランスシートデータがビジネスレジスターに含まれていないことが多い、といった問題がある。将来的に、バランスシートデータが、バランスシート収集機関や税務当局から、あるいは統計サーベイの実施を通じて、ビジネスレジスターに蓄積されて行けば、本社と持ち株会社の特定が容易になろう。もし、バランスシートデータが利用可能でない場合には、他の情報、例えば企業グループの関係（支配権を持つ究極的な親会社と関連会社）や、営業を主活動としないことに由来する売上高の小ささ等が、本社と持ち株会社を特定する材料となり得る。

（３）本社と持ち株会社の区別

本社と持ち株会社を区別するにあたっては、経営規模が大きい単位やグループについては、経営支配を示す情報が得られる可能性があるが、そうした情報が得られない場合、あるいは情報入手に多大なコストがかかる場合には、雇用状況を基準とする方法が考えられる。すなわち、本社は、経営サービスという生産活動に活発に従事しており、子会社よりも被用者数は少ないがゼロではない。一方、持ち株会社は、資産を保有するに過ぎないから、被用者数が極めて少なく、ゼロのこともある⁴。

被用者や賃金の支払がゼロでない主体を全て本社として分類する方法も考えられるが、タスクフォースは、そうした方法は適当ではないと結論付けた。なぜならば、経済主体の分類は主活動に基づいて行うべきところ、持ち株会社が、資産を保有するという主要活動のほかに付随的な活動を行っており、このために被用者を必要としている可能性があるからである。こうしたことから、本社と持ち株会社を区分する被用者数に関する基準は、各国の状況を踏まえ決められるべきである。例えば、被用者数が、持ち株会社に関し法令上最低限必要

³ 「持ち株会社」とかマネージングファンドといった主体の名前が、本社、持ち株会社、あるいは他の単位の何れに該当するかについて、信頼できる情報を提供する訳ではない。

⁴ 被用者がゼロである持ち株会社は、同一経済の唯一の主体により完全に所有されている場合には、制度単位として認められないとタスクフォースが結論付けた点は、留意する必要がある。

とされる水準を上回ること、あるいは3人以上であることは、本社に分類する有力な指標となる。

さらに、その他の基準を用いることで、本社と持ち株会社の区分をより精緻に行うことができる可能性もある。例えば、持ち株会社は、財やサービスの売上がないと考えられることから、売上が計上されていれば本社であることの指標となり得る。また、雇用についても、高い職階のスタッフの存在は、本社であることを示唆するものである。何れにしても、そうした指標が全てのケースに適用できる訳ではなく、個々のケース毎に検討を要するケースもあろう。

4. 特別目的実体の取扱い

(1) 特別目的実体の定義と範囲

特別目的実体について、2008SNA は、共通の定義は存在しないとして、その特性を指摘するに止めている。ただ、そもそも、特別目的実体の定義は、国民経済計算の作成のために必要不可欠なものであろうか。むしろ、特別目的実体であろうとなかろうと、様々な経済活動を営んでいる主体の類型を整理し理解することの方が、より重要であるとも考えられる（付論「特別目的実体の類型と分類」を参照）。他方、特別目的実体を束ねることが有用なこともある。例えば、非居住者によって保有されている特別目的実体が、そのマグニチュードのために自国経済の解釈を歪めている可能性がある。この場合、特別目的実体を除いたデータが作成できるよう、その自国経済におけるマグニチュードを把握しておくことが望ましい。この目的のために特別目的実体の定義を適用するのであれば、特別目的実体を、BPM6やBMD4のように、究極的に非居住者の親会社によって支配されている主体に限定するのが有用であろう。

BPM6やBMD4は、特別目的実体の特性について、以下のように整理している。

- (i) 法的な主体である
 - a) 各国の当局により正式に登録されている
 - b) 居住している経済の課税義務や他の法的義務を負う
- (ii) 究極的には、直接または間接的に非居住者の親会社によって支配されている
- (iii) 被用者がゼロか非常に少なく、設立された経済圏（典型的には親会社と異なった経済）における生産活動はゼロか非常に小さく、物理的存在はゼロか非常に小さい
- (iv) 殆ど全ての資産・負債が、外国からの、または外国への投資である
- (v) 主要事業がグループの金融ないし持ち株である、つまり、資金を非居住者から他の非居住者に振り向けることであり、経営や管理といった日々の業務は小さな役割である

しかしながら、実際には、特別目的実体は、居住者によっても設立される。その目的は区々であるが、例えば、資産の証券化やその他の資金調達・運用が挙げられる。この点に鑑み、タスクフォースは、特別目的実体に関する議論は、非居住者によって所有されているもののほか、居住者によって所有されているものも対象にする必要があるとした。

また、上記 (iii) の生産活動がゼロか非常に小さいとの定義については、生産高とも付加価値とも解釈でき曖昧であるほか、ロイヤリティー・ライセンス会社（付論参照）のように、生産高や付加価値が大きい特別目的実体も存在する。こうした観点から、タスクフォースは、(iii) の定義では、被用者に関する特性を重視すべきであると結論付けた。

さらに、資金を振り向けるとの（v）の定義については、特別目的実体の活動実態に合わせ、所得（財産所得、ロイヤリティー、ライセンスフィー等）を振り向ける意味であると解釈することとした。

（２）特別目的実体の独立性

特別目的実体は、非居住者によって所有されている場合には、慣例により、制度単位として取り扱われ、主要業務に応じて適当な産業や部門に分類される。これに対し、特別目的実体が居住者によって所有されている場合には、たとえ法人格を持っていたとしても、国民経済計算においては、その独立性が問題となる。

この点、持ち株会社の独立性に関する前述の議論の通り、2008SNA は、親会社から独立して行動することができず、受動的に資産・負債を保有する主体は、親会社と異なった経済の居住者でない限り、独立した制度単位として扱わず、また、みせかけの子会社は、制度単位として扱わないとする（パラ 4.63・64）。みせかけの子会社とは、親会社が完全に所有し、親会社や同一グループの他の会社にサービスを提供したり、課税を回避したり、倒産の際の負債を最小化したり、その他の税・会社法上の技術的な利点のために設立されるものである。より具体的には、土地、建物、設備を所有し、親会社にリース・バックするために設立される子会社、グループ企業のスタッフの名目的な雇主とするため設立される子会社、親会社の勘定や記録を独立したシステムで行うために設立される子会社、資金調達面や規制上の取扱いで有利な立場を得るために設立される子会社等である。また、実際は活動を行っていないが、必要に応じ親会社のために活動を開始するような休眠会社もある。

こうしたガイダンスを適用して、制度単位と認められない特別目的実体を特定するにあたっては、特に、以下の点が重要である。

- ①親会社に 100%所有されていること。
- ②親会社やグループの他の会社にもみサービスを提供していること。
- ③税・法令上の理由のみによって設立され、受動的であり、自らのイニシアチブで積極的に取引を行わないこと。

タスクフォースは、OECD が提供した特別目的実体の類型と分類案を了承した。すなわち、導管体（コンデュイット）、ロイヤリティー・ライセンス会社、専属リース会社、ファクタリング・インボイシング会社、専属保険会社、その他の金融機能を有する特別会社は、唯一の親会社と取引し、独立性を欠くと認められれば、みせかけの子会社として扱われる。他方、複数の親会社を持ち、グループ外にもサービスを提供するのであれば、独立した制度単位として扱われる。個人や家族のために資産を保有・管理する単位については、資産を受動的に保有している場合、より具体的には、資産の保有者が日々の業務について指示を出すような場合には、独立した制度単位として認められない。この際、当該単位の取引相手が極めて少ないということは、その自律性を判断する材料となる。また、極めて少数の個人が直接管理を行い、被用者がゼロであることは、資産の受動的な保有者であることの有力な指標となる。一方、資産・負債ともオープンマーケットで取引を行うことは、金融仲介機関を専属金融機関と区別する基準となるが、制度単位としての独立性を判断するにあたっては十分な基準である。

（３）非金融資産を保有する特別目的実体の取扱い

特別目的実体の貸借対照表の構成に関し、2008SNA は、非金融資産を持たないことが多い（パラ 4.56）とするが、「グローバリゼーションの国民経済計算に与えるインパクト」ガイドでは、知的財産所有権といった無形資産を保有する主体も、物理的実態がないといった特性に着目し、特別目的実体と位置付けられている。この点を踏まえ、タスクフォースは、特別目的実体は、非金融資産を保有し得ると結論付けた。

もっとも、非金融資産を保有する特別目的実体は、当該資産の真の保有者であるか否かは疑問の余地があるところである。むしろ、当該資産に係るリスクを負い報酬を得る、元々の所有者が保有するものとして迂回計上する方法も考えられる。例えば、ファイナンシャルリースについては、統計の国際基準、会計の国際基準とも、明確にレシー（借手）のバランスシートに非金融資産を計上すべきとするが、セールアンドリースバックや、ロイヤルティー・ライセンス会社の知的財産所有権の計上については、非金融資産の経済的所有権を反映するように、関連する取引や残高を真の保有者に迂回計上することが合理的であるようにも見える。もっとも、迂回計上は、統計作成にあたり相当量の擬制を必要とする等、実務的な困難を伴うことが多い。この点に鑑み、タスクフォースは、特別目的実体の資産を迂回計上すべきでない、と結論付けた⁵。

（４）特別目的実体の生産の測定

多くの特別目的実体は、その親会社や子会社のために、資金を調達し、資産・負債を保有することを主活動とし、非金融的な生産活動には従事していない。そうした特別目的実体（2008SNA の専属金融機関に該当する）は、明示的な手数料を受け取らずに、グループの会社に対し金融サービスを提供しており、その資産・負債は、オープンマーケットで取引されないことから、資産・負債の市場価格も把握できない。こうした状況の下では、特別目的実体の生産の計測については、コストの積上げによることが唯一の選択肢となる。しかし、資産証券化に係る特別目的実体等、マーケットで金融取引を行う特別目的実体（2008SNA の保険・年金基金を除くその他金融仲介機関に該当する）については、市場価格に基き生産高や付加価値を計測することが実行可能である。そこでタスクフォースは、付属的な特別目的実体についてはコストの積上げによることが現実的な選択肢だが、それ以外の特別目的実体については市場価格に基くことが可能であるとした。

この間、非金融資産を保有し、レント、ロイヤルティー、ライセンスといったサービスを提供する特別目的実体については、関連する所得に基づき生産高を計測することが可能である。もっとも、多くの場合、特別目的実体は、親会社のために、ロイヤルティーやライセンスフィーの移動の連結点として機能しているに過ぎず、そうした場合、法的にも経済的にも、特別目的実体が知的財産生産物の所有者ではないとの見方もできる。こうした状況では、特別目的実体の受取と支払の差額でその生産高を把握する、ネットアプローチが適当であると考えられる。もっとも本件は、経済的所有権の問題とも関連することから、タスクフォースは、将来の検討課題と位置づけた。

⁵ 本件は、知的財産所有権の計上に関するより包括的が議論の一部であり、そうした議論はグローバル生産に関する UNECE タスクフォースによって進められている。そこで AEG は、UNECE タスクフォースに対し、より具体的な提案を行うよう要請した。

5. タスクフォースの結論およびわが国へのインプリケーション

(1) タスクフォースの結論

タスクフォースは、上記のような議論を行ったところであるが、その結論については、以下の点に要約することができる。これらの結論は、2013年5月末に開催されたAEGに報告され、議論のうえ了承された。この結果、タスクフォースの報告書は同年6月にファイナライズされ、ESA2010、2008SNA、BPM6といった国際マニュアルの適用にあたり、各国での利用を待つ状態になっている。

(制度単位としての独立性について)

- ① 制度単位に関する一般的な基準は、常に適応され、本社、持ち株会社、および同様の特別目的実体に類する主体にも適用される。
- ② 非居住者によって所有される主体は、常に制度単位として認められる。
- ③ 居住者である唯一の制度単位により100%所有されている主体については、被用者と被用者報酬が皆無であることは、制度単位としての独立性を欠くとする基準としては十分ではない。ただし、独立性の欠如に関する更なる検討を行うにあたっての手掛りとなり得る。
- ④ 複数の親会社や株主を持つことは、制度単位であることの十分な条件である。
- ⑤ 本社は、常に、独立した制度単位と認められる。

(本社および持ち株会社の特定、区別について)

- ⑥ 子会社株式が、少なくとも総資産の50%を占める主体は、本社ないし持ち株会社として特定する実務的な指標となり得る。
- ⑦ 本社と持ち株会社を区別するための雇用基準は、各国の状況を踏まえ決めるべきである。ただ、被用者数に法令上の最小限度を上回ることや、一般的に、3人以上の被用者がいることは、本社であることの第一の指標となる。

(特別目的実体の類型と分類について)

- ⑧ 特別目的実体が非金融資産を保有し得ることに同意したが、特別目的実体が保有する非金融資産の所有者、および、非金融資産を保有する特別目的実体の付加価値の測定については、更なる検討が必要である。

(2) わが国へのインプリケーション

わが国では、今後、2008SNAが国民経済計算や資金循環統計等に適用されることとなるが、その際、本社、持ち株会社、特別目的実体の取扱いに関し、本タスクフォースの結論は、次の点で参考になろう。

第一に、わが国には、持ち株会社と呼ばれる法人が多く存在することから、これらをお本社と持ち株会社の何れに区分するかを決めるにあたり、本タスクフォースが提示した基準が参考になる。わが国の持ち株会社は、子会社に対し何らかの経営サービスを提供しており、また、タスクフォースが示した被用者に関する基準をみると、少なくとも3人以上の被用者を抱えているのが一般的と考えられる。この点に鑑みると、わが国の持ち株会社は、概ね本社に分類されることとなろう。もっとも、わが国に、投資ファンドに類する（専属金融機関および貸金業に分類されることとなる）持ち株会社が生まれていないかどうか、確認することは必要であろう。

第二に、わが国には、様々な目的・法形式で設立された特別目的実体が存在することから、これらの分類にあたり、タスクフォースによる特別目的実体の類型・分類が参考になる。特に、金融関連では、セキュリタイゼーション会社や、個人・家族のための資産保有・運用主体等、わが国において設立される特別目的実体が少なくない。これらの分類にあたっては、オープンマーケットでの取引の有無により、分類が違ってくる（「有り」であれば保険・年金基金以外のその他金融仲介機関に、「無し」であれば専属金融機関および貸金業に分類することとなる）が、その有無をどのような具体的なメルクマールで判断するか、今後検討して行く必要がある。一方、シェル会社や導管体のほか、ロイヤルティー・ライセンシング会社やマーチャンティング会社については、わが国の企業が海外で設立するケースと比べると、海外の企業がわが国で設立するケースは少ないとみられる。このため、これらの会社の分類が国民経済計算や資金循環統計において問題となるというよりも、直接投資に関する統計において、こうした特別目的実体をどのように扱うかが問題となろう。

第三に、本社、持ち株会社、特別目的実体の制度単位としての独立性については、本タスクフォースが示した概念整理を実務において適用することは必ずしも容易ではないが、資金循環統計における信託の統合の取扱い等において、1993SNA に基き同様の考え方が既に適用されている。今後、2008SNA の適用を検討するにあたり、何を統合し、何を統合すべきでないのか、本タスクフォースが示した基準に照らして再考してみることも有用であろう。

（付論）特別目的実体の生産と分類

OECD は、EU および OECD 諸国に対するクエスチョネアを通じ、これらの諸国で確認されている主要な特別目的実体を特定し、その類型毎に、①主要な機能と活動、②分類に係る論点（基準）、③産業分類（ISIC コード）、④制度部門分類（SNA コード）を以下の通り整理し、タスクフォースの同意を得た。

- 持ち株会社（Holding company）

機能：経営活動を行わず、親会社のために、子会社の資産（支配できる水準の株式）を保有すること。

基準：子会社に対し何らかの経営支配を行う特別目的実体は、本社に分類される。

産業分類：ISIC セクション K 6420

部門分類：S127 – 専属金融機関および貸金業

- シェル（殻）会社（Shell company）

機能：経済の中で何らの操業をせずに、資金を非居住者から非居住者に流すこと。

基準：シェル会社は、グループ企業とのみ取引することから、S127 に分類される。

シェル会社が子会社株式を保有している場合には、持ち株会社に分類される。

産業：ISIC セクション K6430 または K 6499

部門：S127 – 専属金融機関および貸金業

- 導管体 (Conduit)

機能：資金調達・借入（関連しない企業からのことが多い）を行い、資金を親会社やその他の関連会社に振り向けること。

基準：導管体は、資産サイドはオープンマーケットで取引しない。従って、親会社で利用する資金をオープンマーケットで調達し、制度単位として認められるのであれば、2008SNA の指摘通り、専属金融機関および貸金業に分類すべき。

産業： ISIC セクション K 6499

部門： S127 – 専属金融機関および貸金業

- 個人や家族のために資産を保有・管理する単位 (Unit for holding and managing wealth of individuals and families)

機能：個人や家族のために金融・非金融資産を保有すること。

基準：2008SNA によれば、家族のための信託は専属金融機関に分類すべきである。しかし、信託が、個人や家族とオープンマーケットで取引するのであれば、他の家族のための信託と区分され、適当な金融機関部門、例えばマネーマーケットファンド以外の投資ファンドに分類すべき。

産業： ISIC セクション K 6430

部門： S124 – マネーマーケットファンド以外の投資ファンド、または、S127 – 専属金融機関および貸金業

- セキュリタイゼーション会社 (Securitisation company)

機能：資金調達のために資産を証券化すること。

基準：セキュリタイゼーションカンパニーは、資産を購入する一方で、ABS（アセットバック証券）、ABCP（アセットバックコマーシャルペーパー）といった証券を発行する。2008SNA は、証券化に従事する金融機関を、保険・年金基金以外のその他金融仲介機関に分類すべきとする（パラ 4.110）と同時に、少なくとも幾つかの証券化ヴィークル（特別目的実体）を専属金融機関に分類することを認めている（パラ 4.59）。この点、制度単位と認められることを前提に、オープンマーケットで資産を購入し資金を調達するならば、保険・年金基金以外の金融仲介機関に、資産・負債の取引の何れかをオープンマーケットで行わないならば、専属金融機関および貸金業に分類すべき。

産業： ISIC セクション K 6499

部門： S125 – 保険・年金基金以外のその他金融仲介機関、または、S127 – 専属金融機関および貸金業

- 専属リース会社 (Captive leasing company, including mobile equipment renting company)

機能：グループ内で、ファイナンシャルリースやオペレーショナルリースを行うこと。

基準：2008SNA によれば、オープンマーケットで取引を行うファイナンシャルリース会社は、保険・年金基金以外のその他金融仲介機関に分類すべき（パラ 4.110）。オペレーショナルリース会社は、非金融法人に分類すべき。

産業：ISIC セクション K 6491（ファイナンシャルリース会社）、または、N 7730（オペレーショナルリース会社）

部門：S125 – 保険・年金基金以外のその他金融仲介機関、または、S11 – 非金融法人

- ファクタリング・インボイシング会社（Factoring and invoicing company）

機能：複数の企業の売掛債権を集中し、売上代金の請求を行うこと。

基準：グループ内で売掛債権の資金化や売上代金の請求を行う、特別目的実体に類する主体は、専属金融機関および貸金業に分類すべき。そうした主体が、オープンマーケットで、複数の相手と取引するならば、保険・年金基金以外のその他金融仲介機関に分類すべき。

産業：ISIC セクション K 6499

部門：S125 – 保険・年金基金以外のその他金融仲介機関、または、S127 – 専属金融機関および貸金業

- 専属保険会社（Captive Insurance company）

機能：グループの企業に保険を提供すること。

基準：2008SNA によれば、専属保険会社は、その所有者にのみサービスを提供するが、保険会社に分類すべき（パラ 4.115）。

産業：ISIC セクション K 65

部門：S128 – Insurance corporations – 保険会社

- その他の金融機能を有する特別目的実体（SPE carrying out other financial functions）

機能：グループの金融ニーズに対応したり、特定のプロジェクトに資金を融通すること。

基準：こうした特別目的実体に類する主体は、グループ企業の金融サービスを提供することから、専属金融機関および貸金業に分類すべき。

産業：ISIC セクション K 6499

部門：S127 – 専属金融機関および貸金業

- ロイヤルティー・ライセンス会社（Royalty and licensing company）

機能：知的財産所有権や商標から得られるロイヤルティーや同様の資金フローを集中すること。

基準：知的財産所有権や商標を保有し、ロイヤルティーや同様の資金を受け取る特別目的実体に類する主体は、独立したロイヤルティー・ライセンス会社とみなされる。

産業： ISIC セクション N 7740

部門： S11 – 非金融法人

- マーチャントイング会社 (Merchanting company)

機能： 非居住者から財貨を購入に、他の非居住者に当該財貨を転売する（その際、財貨の所有権を取得する）こと。

基準： マーチャントイング会社は、グループに対し、財貨を調達し引渡すという形で非金融サービスを提供する。同会社は、この点でインボイシング会社と区別され、非金融法人に分類される。

産業： ISIC セクション G 4600

部門： S11 – 非金融法人

【参考文献】

ECB-Eurostat-OECD (2013) , *Final Report by the Task Force on Head Offices, Holding Companies and Special Purpose Entities (SPEs)*

International Monetary Fund Statistics Department (2011) , *Sixth Edition of the IMF's Balance of Payments and International Investment Position Manual*,
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2007/bopman6.htm>

Micèle Chavoix-Mannato, Satoru Hagino (2012), *“Holdings, Head Offices and SPEs, Issues and Way Forward”*

OECD (2008), *Benchmark Definition of Foreign Direct Investment 4th edition*,
<http://www.oecd.org/daf/inv/investmentstatisticsandanalysis/40193734.pdf>

The Commission of European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank (1994) , *System of National Accounts 1993*,
<http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/sna1993.asp>

United Nations, European Commission, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, and World Bank (2009) , *The System of National Accounts 2008*, <http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/sna2008.asp>

United Nations Economic Commission for Europe, European Central Bank and Eurostat (2010) , *The Impact of Globalisation on National Accounts*,
<http://www.unece.org/stats/groups/wggna.e.html>

資金循環統計における保証の計上方法の見直し¹

那須 健太郎 中山 興（日本銀行調査統計局）

1. 背景

国連統計委員会は、2009 年に、国民経済計算体系に係る作成基準（System of National Accounts 2008、以下 2008SNA）を採択した。これは、前回の全面改定から 15 年振りの全面改定となるが、金融面での改定項目も全体の 3～4 割を占めるなど相応に高い比重を占めており、新たな金融取引の取り込みや、より経済実態に即した計上方法の提案など、金融・経済情勢を的確に分析するツールとしての有用性を高める内容が多く盛り込まれている。このため、日本銀行では、資金循環統計の精度を高め、より有用性が高いものとするべく、2008SNA を踏まえた「資金循環統計」の見直しに取り組んでいる²。

2008SNA が提言する 1993SNA からの変更点は多岐に渡るが、大きく以下の 6 つのカテゴリーに分類できる³。すなわち、①統計単位の明確化と制度部門の改定、②金融商品・金融資産の取り扱いの改善、③政府と公的部門に関する取引範囲の明確化、④生産に含めるべき取引の一層の明確化、⑤資産・資本形成等の概念の拡大・明確化、⑥海外取引に関する統計基準（新たな国際収支統計マニュアル）との調和である。

こうした変更点の中で、本稿では、上記「②金融商品・金融資産の取り扱いの改善」項目のひとつに位置付けられる「保証の計上方法の見直し」に焦点を当て、このうち、小口化されて大数の法則に従う標準化された（「定型化された」）保証である「定型保証」をわが国の資金循環統計に計上する方法について、日本銀行が 2013 年 10 月に公表した資金循環統計の見直し方針案を踏まえて考察する。

以下、第 2 節では、「保証」をいくつかの類型に分類し、本稿で検討する定型保証の扱いを議論する。第 3 節では、代表的な定型保証のひとつであり、個人向け貸付保証の相当部分を占めるとみられる個人向け住宅ローンの保証残高について、既存のデータが存在しない状況下、どのように計数を把握していくかを検討する。第 4 節では、前節で検討した調査方法に基づく調査結果を紹介する。第 5 節では、得られた計数を用いて定型保証支払引当金の金額を具体的に推計する。第 6 節では、これまでのまとめと今後の課題に言及する。

¹ 本稿作成に当たっては、藤田研二氏をはじめとする日本銀行スタッフから貴重なコメントを頂戴した。ただし、あり得べき誤りは筆者らに属する。また、本稿の中で示された内容や意見は、筆者ら個人に属するものであり、日本銀行の公式見解を示すものではない。なお、本稿の中で紹介した資金循環統計の見直しに関する資料については、現在、広くご意見を募集中であり、最終的な見直し方針に関しては、寄せられたご意見を踏まえた検討の結果、変更となる可能性がある点に留意されたい。

² 2008SNA を踏まえた「資金循環統計」の見直しに関する包括的な資料としては、日本銀行（2013a）を参照。また、資金循環統計に関する解説および作成方法の詳細については、日本銀行（2013b）および日本銀行（2013c）を参照。

³ 2008SNA の提言内容の詳細については、2008SNA マニュアル（United Nations（2009））を参照。

2. 保証の種類と定型保証

保証は、企業会計においては、保証会社の貸借対照表上の負債項目として計上されてきた。一方、国民経済計算の作成基準では、一部の例外（CDS＜Credit Default Swap＞）を除き、金融資産・負債の計上対象として求められていなかった。これは、保証は偶発性を有しており、保証契約時点では保証の発生する金額・時点が不明であるため、金融取引とはみなせないという考え方によるものである⁴。

ところで、そもそも保証とはこういった役割や機能を有するものだろうか。2008SNAによれば、保証は、生産・所得・投資・貯蓄の決断に対する影響、および、金融市場における貸出・借入環境の改善を通じて、経済活動に対し重要な影響力を有するものとされている。保証が存在することによって、信用力の低い借り手も資金調達が容易となり、通常の借入に比べて低利で借りることが可能になるなどの恩恵を享受することが可能となる。他方、貸し手にとっても、保証がなければ貸出が不可能であったような先に対しても貸出の機会が増える。この結果、保証が存在することにより、借り手・貸し手双方で貸出・借入環境が改善することとなる。

こうした役割や機能を果たす保証について、2008SNA では、（１）金融派生商品による保証（CDS）、（２）定型保証、（３）個別保証の３つに分類されている⁵。ここで、「定型保証」とは、「小口化されて大数の法則に従う標準化された保証」という意味である。Advisory Expert Group on National Accounts（2005）によれば、これら３つの特徴は以下のように整理される（図表 1）。まず、（１）金融派生商品による保証（CDS）は、非常に多くの同様の保証が存在し、かつ、市場取引が可能であるという特徴を持っている。次に、（２）定型保証は、住宅ローン保証に代表されるように、市場取引が不可能であるものの、非常に多くの同様の保証が存在するという性格を有している。Mink（2006）は、このような定型保証に該当するものとして、貿易信用、学資ローン、中小企業向け貸出、住宅ローンなどに対

⁴ 1993SNA のマニュアル（United Nations（1993））では、「11.25. Many types of contractual financial arrangements between institutional units do not give rise to unconditional requirements either to make payments or to provide other objects of value; often the arrangements themselves do not have transferable economic value. These arrangements, which are often referred to as contingencies, are not actual current financial assets and should not be recorded in the SNA.（後略）」とされている。また、この「偶発性を有するものは金融取引とはみなせない」という基本スタンスは 2008SNA にも引き継がれており、2008SNA のマニュアル（United Nations（2009））でも、「11.22. Many types of contractual financial arrangements between institutional units do not give rise to unconditional requirements either to make payments or to provide other objects of value; often the arrangements themselves do not have transferable economic value. These arrangements, which are often referred to as contingencies, are not actual current financial assets and are not recorded in the SNA.（後略）」と述べられている。

⁵ 2008SNA マニュアル（United Nations（2009））では、「17.209 Three classes of guarantees are recognized.（後略）」とした上で、次のように３つに分類して示されている。一つめは、CDS などの金融派生商品であり、「17.210 The first class of guarantees is composed of those guarantees provided by means of a financial derivative, such as a credit default swap.（後略）」と述べられている。二つめは、定型保証であり、「17.211 The second class of guarantees, standardized guarantees, is composed of the sorts of guarantees that are issued in large numbers, usually for fairly small amounts, along identical lines.（後略）」とされている。三つめは、個別保証であり、「17.212 The third class of guarantees, described as one-off guarantees, consists of those where the loan or the security is so particular that it is not possible for the degree of risk associated with the debt to be calculated with any degree of accuracy.（後略）」とされている。

する保証を例示している。最後に、(3) 個別保証は、取引不可能であり、かつ、個別に行われる（非常に多くの同様の保証が存在しない）保証であると特徴付けられている⁶。

（図表 1）保証の分類

	同様の保証が数多く「ある」	同様の保証が数多く「ない」
市場取引可能	(1)	—
市場取引不可能	(2)	(3)

これら 3 つの分類結果を踏まえ、国民経済計算体系における保証の取り扱いを改めて振り返ると、1968SNA では、保証そのものが計上対象ではなかった。それが、1993SNA では、金融派生商品による保証（CDS）については、取引可能な市場価格が存在し、合理的にその金額が定まることから、計上することが推奨された。さらに、今回の改定である 2008SNA では、定型保証は一件一件の保証金額は偶発性を有するため事前に見積りが不可能であるものの、ある程度の件数をまとめてみれば、保証金額の期待値を合理的に計算可能であることから、計上することが推奨されるようになった。これは、1993SNA の時点で計上対象となっており、かつ、定型保証と構造的に類似した取引である損害保険（非生命保険）の計上の考え方を援用したものである。この結果、国民経済計算上、計上対象となっていない保証は、個別保証のみとなった。

このような国民経済計算体系における扱いを踏まえて、日本銀行では、2008SNA に対応した資金循環統計の見直しの中で、(2) の定型保証について「定型保証支払引当金」を金融資産・負債として計上する方針としている。これは、保証取引に関連する金融取引の重要性に鑑みると、これを捕捉・計上することが、金融機関をはじめとする各経済主体の活動を分析したり、マクロ・レベルで金融情勢を把握するのに有用と考えられるためである。もっとも、(2) について、現状では、十分な基礎データは存在しない。そこで、次章では、現在日本銀行が検討している調査方法について説明する。

なお、(1) については、1993SNA で例外的に計上することが推奨されているものの、多くの取引が相対であり、基礎データを入手することが実務上困難であることから、従来通り、計上対象とすることは難しいと考えられる。

⁶ Advisory Expert Group on National Accounts (2005) では、「3.3 One-off guarantees: One-off guarantees granted by the government to some public corporations and to large infrastructure projects (often in the context of a public-private partnership) are usually not standardised and not tradable. (後略)」と明記しており、当時、個別保証は政府によるものであると、限定表現されていた。もっとも、その後の議論を経て、2008SNA マニュアル (United Nations (2009)) では「17.212 …略… (As an exception, one-off guarantees granted by governments to corporations in certain well-defined financially distressed situations and with a very high likelihood to be called are treated as if these guaranteed are called when the financial distress is recognized.) … 後略」と記述されている。すなわち、個別保証は、文字通り個別性が強くイベント発生リスクを正確に評価できないため金融資産・負債として計上できないものとした上で、その例外として、「政府が資金繰りに窮した企業に保証を提供するようなケース」を金融資産・負債として評価可能であるとしている。

3. 調査方法

(1) 調査対象の選定

定型保証は、①非個人向け貸出に関する定型保証と②個人向け貸出に関する定型保証に分類される。まず、①非個人向け貸出に関する定型保証については、わが国において2008SNAで述べられている基準に合致する保証取引がいくつか存在するが、そのうち、信用保証協会による信用保証制度、農業・漁業・林業に係る信用保証および学資ローンに係る信用保証については、資金循環統計の既存データ提供先に追加的なデータ提供を依頼することにより、計上する目途が立っている。次に、②個人向け貸出に関する定型保証については、住宅ローンの金額が167兆円（家計部門の負債側の住宅貸付・2013年3月末）に上り、相当大きな部分を占めていると考えられる。このため、定型保証の対象に住宅ローンを計上することは、資金循環統計のカバレッジおよび精度向上に大きく貢献すると考えられる。しかしながら、住宅ローン保証は、かなりの部分が銀行傘下の保証会社により実施されることが一般的に知られているものの、各社を取り纏める協会・業界統計等が存在せず、市場規模や保証対象債権などの実態は不明である。

そこで、今回、保証会社もしくは保証会社の親銀行に向けてアンケートを実施し、住宅ローン定型保証の引当率の推計に必要な基礎計数が入手可能かどうかを調査することとした。なお、アンケートを行う際には、日本銀行が有する既存の枠組みを活用し⁷、調査を効率的に進めるとともに調査先の負担を軽減することに留意した。

アンケート調査の対象としては、銀行および系統金融機関の系列保証会社、具体的には、都銀、地銀、第二地銀、系統金融機関（農中等）の計159先を対象とする。これは、金融機関が実施する住宅ローンの保証は、系列の保証会社が行うケースが多くみられるからである。なお、金融機関が系列保証会社を有しているか否かについては、ディスクロージャー資料をもとに確認した。さらに、主要行のうちディスクロージャー資料に保証会社名が掲載されていない先に関しては、提供する住宅ローン商品の詳細説明資料から提携保証会社名を得た⁸。

(2) アンケート内容

上述のように、アンケートの目的は、住宅ローン定型保証の引当率の推計に必要な基礎計数を、①日本銀行に提供することが可能かどうかフィージビリティを確認し、②可能であれば計数を入手することである。検討を依頼した具体的な計数としては、債務保証損失引当金（および内訳）、未経過保証料、債務保証残高（および内訳）に加え、現金・預金、有価証券、求償権、貸倒引当金、資本金・資本剰余金である。

⁷ 日本銀行が作成・公表している資金循環統計では、ノンバンク部門の計数を作成することを目的として、銀行傘下のノンバンクから定例的に計数を入手する枠組み（「ノンバンク調査」）を有している。このノンバンク調査では、銀行系および上場系ノンバンクから主要な資産・負債残高についてデータ提供を受けている。

⁸ 抽出対象は住宅ローン残高が8,000億円以上の都銀、地方銀行とした。その結果、対象行数は32行となり、金額ベースでは住宅ローン総額の75%をカバーする。

このうち、債務保証損失引当金（および内訳）、未経過保証料が必要な理由は、2008SNAでは、定型保証の準備金および未経過保証料を「保険準備金」の内訳項目「定型保証支払引当金」として新設することが推奨されており、これらの計数が入手できれば、債務保証残高（貸出残高）データと組み合わせることにより、調査先ベースの引当率が算出できるからである。この引当率を、資金循環統計の個人向け住宅ローン残高に乗じることで、マクロベースの「定型保証支払引当金」残高が推計できることになる。

マクロベースの「定型保証支払引当金」残高

＝調査先ベースの「定型保証支払引当金」残高

÷調査先ベースの債務保証残高うち住宅ローン分 ×個人向け住宅ローン残高

また、現金・預金、有価証券、求償権、資本金・資本剰余金については、保証そのものに係る計数ではないが、保証会社を計上する部門としての金融資産、負債を計上するために必要な計数である。また、貸倒引当金についても、求償権を実質価値ベースで計上する際に名目残高から控除するために必要な計数である。このほか、保証会社数社に対してヒアリングを行ったところ、カードローン、オートローンに対する保証が保証業務の中心になっている先が少なくないことが判明した。このため、住宅ローン分を特定する必要上、債務保証損失引当金および債務保証残高については、住宅ローン分を内訳項目として回答することを依頼した。

なお、住宅ローン以外の個人向けローンとしては、例えばカードローンが挙げられる。しかしながら、「定型保証支払引当金」を推計するために、調査データから算出される引当率を乗じる対象となる貸出残高データには、「住宅ローン」以外の区分が存在しないことから、適切な推計を行うことが困難である。加えて、住宅ローン以外の個人向け保証は、住宅ローンのケースと異なり、貸出残高のほぼ全額に保証を付す慣行がない。従って、仮にカードローン残高が特定できたとしても、残高の何割に保証を付しているかが判明せず、カードローンに係る「定型保証支払引当金」の算出は不可能である。このため、今回は、定型保証の太宗を占める住宅ローンに係る分を推計し、非個人向けの定型保証で計数が入手可能なものを加えることにより、定型保証支払引当金の金額として計上することとする。

4. 調査結果

（１）アンケート結果

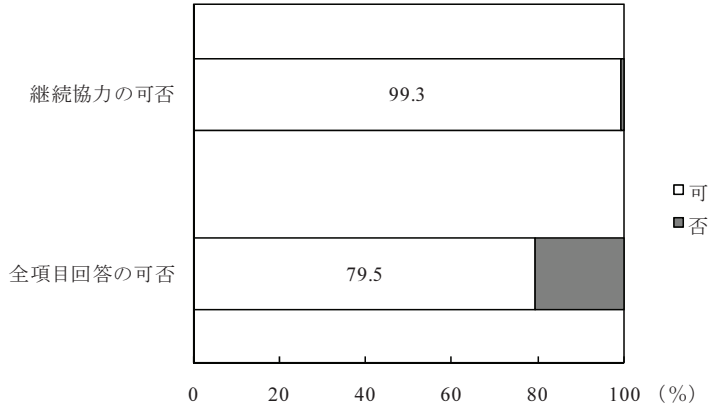
アンケート調査の結果、159 先中 147 先から具体的な計数の回答が得られた⁹。具体的な計数の回答が得られた先のうち、継続的な計数の提供が可能であると回答した先は、全体の 99.3%を占めており、さらに、79.5%の先が全ての項目¹⁰について継続的に提供可能であ

⁹ 回答が得られなかった先のうち 11 先は、定型保証の扱いがない、または、今後、吸収・合併を予定しているため、継続的なデータ提供が不可能であることが理由であった。

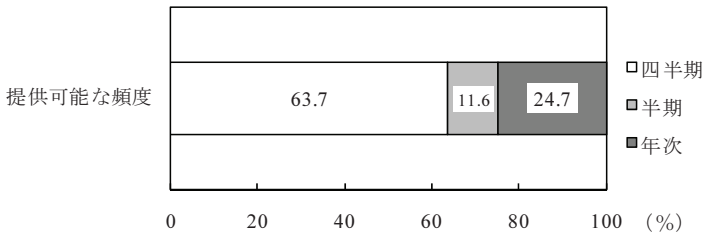
¹⁰ 全ての項目とは、3.（2）アンケート内容でも述べたとおり、債務保証損失引当金（および内訳）、未経過保証料、債務保証残高（および内訳）、現金・預金、有価証券、求償権、貸倒引当金、資本金・資本剰余金の各残高である。

るとの回答が得られた（図表 2）。また、データ提供が可能な頻度については、四半期ベースが 63.7%、半期ベースが 11.6%、年次ベースが 24.7%となり、これも、四半期で提供に協力できるとする先が過半数となった（図表 3）。

（図表 2）アンケート結果（計数提供の可否）



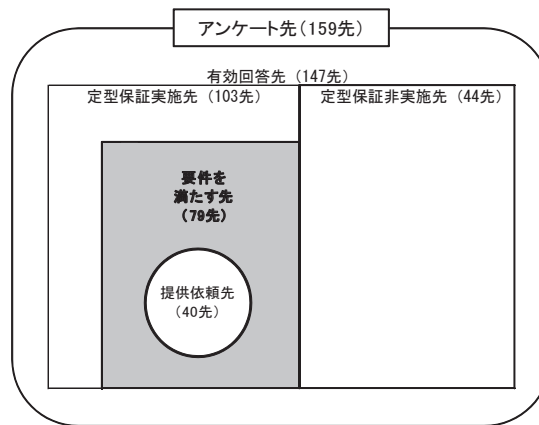
（図表 3）アンケート結果（提供可能な頻度）



（2）継続調査対象先の検討

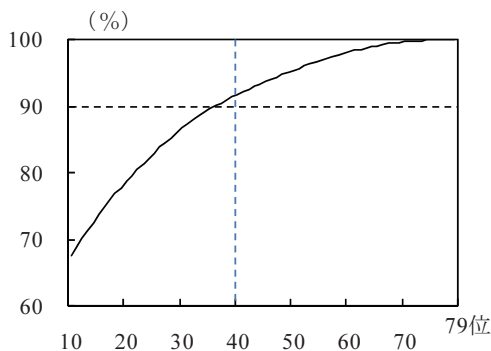
次に、上記アンケート調査の結果を踏まえ、統計の精度を維持しつつ、データ提供にかかる負担の軽減を図るべく、継続的な調査対象先を確定する。計数の回答が得られた 147 先について、定型保証を実施していない 44 先を除き（147－44＝103 先）、そこから具体的な定型保証の内訳計数の提供が難しいとした 24 先を除くことによって、内訳計数を具備した「全てのデータ提供が可能な先」79 先を抽出する（図表 4）。

(図表 4) アンケート回答結果の内訳



これら「要件を満たす先」79 先について、上位何先程度で足切りラインを設定すれば、統計的精度が維持できるか検討するとともに、推計に必要な引当率を見積もる。住宅ローン保証残高の多い順にソートし、住宅ローン保証残高累積シェアを確認したものが、図表 5 である。図表 5 をみると、上位 40 先までで、住宅ローン保証残高累積シェアは 90%超のカバレッジに達している様子が窺われる。

(図表 5) 住宅ローン保証残高累積シェア



- 注 1. 住宅ローン保証残高累積シェア

$$= \frac{\text{上位 } n \text{ 先の債務保証残高のうち住宅ローン分累積値}}{\text{全 79 先の債務保証残高のうち住宅ローン分累積値}}$$
- 注 2. 個社情報の秘匿性の観点から、10 位以下の累積値を表示している。

このほか、個社情報の秘匿性の観点からここに散布図は掲載していないが、住宅ローン保証累積引当率（＝上位 n 先の定型保証支払引当金累積値÷上位 n 先の債務保証残高のうち住宅ローン分累積値）も 1.50%で安定（79 先ベースの引当率も 1.50%）しているほか、79 先の個社毎の引当率の分布状況を見ると、住宅ローン保証残高の大小に関わらず、引当率のバラツキはさほど大きくないことが見て取れた。

以上より、推計に必要な引当率は 1.50%であることが判明したほか、上位 40 先に絞り込んで継続調査を行うことによって、データ提供負担の軽減を図りつつ、統計精度を確保することが可能であると推察される。

5. 定型保証支払引当金の推計

前節で明らかとなった引当率を住宅ローン残高に乗じることによって、定型保証支払引当金のうち住宅ローン保証分を推計する。ただし、資金循環統計上の住宅ローン残高は167兆円であるが、これには、住宅金融支援機構の住宅ローン保険分2.5兆円、アパートローン相当分8.4兆円が含まれている。このため、定型保証支払引当金の推計のベースとなる住宅ローン残高は、これらを控除した156兆円となる。したがって、定型保証支払引当金のうち住宅ローン保証分は2.3兆円（ $=156 \text{ 兆円} \times 1.5\%$ ）となる。

次に、非個人向け定型保証のうち計数が判明している信用保証協会分（1兆円程度）等を、上記の住宅ローン保証分（2.3兆円）に加えることにより 定型保証支払引当金の合計額は3.4兆円程度となる。

最後に、計上部門について若干の考察を加える。保証に関する金融取引をどの主体の資産・負債として計上すべきかについては、議論の余地があり、統一された考え方・見解が確立している状況にはない。こうした中、Mink（2006）は、保証に関わる主体を、借り手、貸し手、保証会社の3者に整理した上で、①信用関係のストックおよびフローは、借り手と貸し手に記録し、②保証関係のストックおよびフローは、貸し手と保証会社に記録するものと整理している。その後、2008SNAハンドブック（United Nations（2013））においても、保証料を借り手が支払うか貸し手が支払うかに関わらず、保証関係のストックおよびフローは借り手と貸し手に記録するものとして、数値例が紹介されている。この考え方の背景は同ハンドブックに明記されていないものの、どの部門が定型保証サービスを享受する主体であるかという観点から、保証サービスにあたる支払い（代位弁済）を受ける債権者が、同サービスの受益者であるとして計上先を判断したものと推察される。これらを踏まえると、わが国の資金循環統計における「定型保証支払引当金」の計上項目は、負債サイドとしては「非生命保険部門」に、資産サイドとしては（保証サービスの受益者である）「金融機関部門」に計上することが適当であると考えられる¹¹。

6. 結び

本稿では、2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しの一環として、新規に計上される定型保証支払引当金について、その金額を捕捉する方法を検討してきた。定型保証については、個人向けの住宅ローン残高が相応の金額に上るにも拘わらず、保証会社を取り纏める協会・業界統計等が存在しておらず、市場規模や保証対象債権などの実態は明らかになっていない。こうした状況下、個別の保証会社の協力のもとで、住宅ローンに関する定型保証の市場規模や引当率を明らかにするという今回の調査は、筆者の知る限り、世界初の試みであり、わが国における統計整備の前進に貢献するものと思われる。

¹¹ 一方、保証料の支払いは、通常、借り手（個人）であるという観点に立ち、借り手の資産側に保証関係のストックおよびフローを記録するという計上方法も考えられる。この場合、「定型保証支払引当金」の計上項目は、資産サイドとしては（保証料を支払うコスト負担者である）「家計部門」に計上する（負債サイドは非生命保険部門で不変）ことが適当であるという考え方となる。

もっとも、今回の調査では、カードローンやオートローンなど、住宅ローン以外の個人向け定型保証の金額捕捉には至っていない。これらのローンに関する保証金額を把握することは容易ではないが、リーマンショック以降、世界的にデータギャップを埋める努力が進められている状況下、こうした計数の把握は、家計部門や金融部門の債権債務関係をより詳細に把握し、リスクの所在を明らかにしていくためにも重要である。今後とも、こうした世界の潮流を踏まえ、わが国のマクロ・プルーデンス政策に貢献していく観点からも、調査先の負担度合いに留意しつつ、正確性、カバレッジ、使いやすさを具備した統計の整備が期待される。

【参考文献】

- 江口浩一郎（2005）「信用保証 第3版」、金融財政事情研究
- 日本銀行（2013a）「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し方針 ―ご意見のお願い―」、日本銀行調査統計局、2013年10月
- 日本銀行（2013b）「資金循環統計の解説」、日本銀行調査統計局、2013年10月
- 日本銀行（2013c）「資金循環統計の作成方法」、日本銀行調査統計局、2013年10月
- 吉野克文（2012）「国民経済計算における保証の記録方法見直し ―2008SNAにおける定型保証の取扱いとわが国における推計結果」 第147号、2012年4月
- Advisory Expert Group on National Accounts (2005) “Granting of Guarantees in an Updated SNA” SNA/M1.05/08 Meeting of the Advisory Expert Group on National Accounts, July 2005
- Advisory Expert Group on National Accounts (2006) “The treatment of standardized guarantees in the new System of National Accounts: consultation of the AEG” SNA/F1.06/10 Meeting of the Advisory Expert Group on National Accounts February, 2006
- Mink, Reimund (2006) “Granting and Activation of Guarantees in an Updated SNA” SNA/M1.06/18 Meeting of the Advisory Expert Group on National Accounts, February 2006
- United Nations (1968) “System of National Accounts 1968,” 1968
- United Nations (1993) “System of National Accounts 1993,” 1993
- United Nations (2009) “System of National Accounts 2008,” 2009
- United Nations (2013) “Handbook of National Accounting Financial Production, Flows and Stocks in the System of National Accounts,” Draft for editing, August 2013

新たな環境・経済統合勘定(SEEA2012)における 構造・物量フロー・環境評価

氏川恵次（横浜国立大学）

1. はじめに

国民経済計算体系における、主要なサテライト勘定の 1 つである環境・経済統合勘定（System of Environmental-Economic Accounting、SEEA）については、周知のように 1993 年に国連から「Integrated Environmental and Economic Accounting: Interim version」（以下、93SEEA と略す）として公表され（United Nations 1993）、日本では 1995 年に旧経済企画庁から「環境・経済統合勘定」と題した邦訳が出版された（経済企画庁経済研究所訳 1995）¹。その後約 10 年を経て、2003 年には国連、EU、IMF、OECD、世銀によって「Integrated Environmental and Economic Accounting 2003」（以下、03SEEA と略す）が公表された（United Nations, et al. 2003）。

上記の国際的な動向に対応して、この間日本では、例えば 1995 年に旧経済企画庁によって、93SEEA におけるヴァージョンⅣ.2（維持費用評価の部分）の環境・経済統合勘定の推計の試みが行われた²。また 03SEEA の公表以降は、内閣府によって、03SEEA 類型 1（物量・ハイブリッドフロー勘定）に基づく日本版 NAMEA およびハイブリッド型統合勘定の試算が進められ、とくに環境勘定、環境蓄積勘定における大気・水質への汚染物質、各種の自然資源、土地利用等が物量単位によって推計され、貨幣単位の推計部分と複合的に記録されることとなった³。

その後 2012 年には欧州委員会、FAO、IMF、OECD、国連、世銀によって、「System of Environmental-Economic Accounting: Central Framework」（以下、12SEEA と略す）が公表された。その構成は、1 章: SEEA 中枢の枠組み（Central Framework）への序論、

¹ SNA のサテライト勘定の 1 つである SEEA は、伝統的な SNA 概念の部分である A 部分（伝統的国民勘定のうち環境関連の非集計部分）、B 部分（環境と経済の相互作用にかんする物量データ）、および概念の拡張と修正の部分である C 部分（環境の経済的利用の追加的評価）、D 部分（SNA の生産境界の拡張）から構成されている。

² 周知のように 93SEEA の各ヴァージョンは以下のように構成されている。ヴァージョンⅠ: SNA 体系の国民所得勘定、供給・使用表、非金融資産勘定等を再構成した基礎的 SEEA 行列。ヴァージョンⅡ: SNA 体系から環境関連の諸費用や保護的支出を抽出し集計しない扱いとしたもの（A 部分）。ヴァージョンⅢ: 貨幣勘定に B 部分の物量データを加えた物量・貨幣勘定。ヴァージョンⅣ: C 部分を加えた、帰属環境費用を推計する維持費用評価（Ⅳ.2）および市場評価（Ⅳ.3）。ヴァージョンⅤ: D 部分を加えた維持費用評価（Ⅴ.2）および市場・コンティンジェント評価（Ⅴ.3）。

³ 以上については、佐藤・杉田（2005）、日本総合研究所（2005）等でもふれられている。03SEEA における類型 1 の物量・ハイブリッドフロー勘定は 93SEEA におけるヴァージョンⅢ、類型 2 の環境への影響を反映する経済勘定は 93SEEA でのヴァージョンⅡに各々対応している。この類型 2 では、EUROSTAT による環境保護活動・支出分類（CEPA2000）に基づいて、供給・使用表、環境保護支出勘定（EPEA）の作成がなされる。また同じく類型 3 の物量勘定および貨幣単位で表示される資産勘定は、自然資源、土地・地表水、生態系の 3 大資産分類にしたがい、93SEEA のヴァージョンⅤにおける資産勘定の枠組みと対応している。最後に、93SEEA のヴァージョンⅣに対応する、類型 4 の減耗、防衛的支出および劣化を考慮した SEEA の拡張については、後述の 4 節で改めて注記する。

2 章：勘定構造、3 章：物量（Physical）フロー勘定、4 章：環境活動勘定及び関連諸フロー（environmental activity accounts and related flows）、5 章：資産勘定、6 章：勘定の統合および表示、付録 1：分類及びリスト、付録 2：SEEA 中核的枠組みのための Research agenda、となっている（European Commission, et al. 2012）。

先ず目を引く点としては、従来 SNA を中核的枠組みとし、そのサテライト勘定として SEEA やその他例えば無償労働や観光にかんする勘定を拡張するという構成であったが、12SEEA ではそれ自体に中核的枠組みを設け、以後公表予定の諸勘定にたいする基礎的な位置づけとしていることがあげられる。

本稿は限られた紙面でもあるため 12SEEA の中核的枠組みを対象を絞らざるを得ないが、加えて 12SEEA 序論では「新たな特徴と SEEA2003 からの変化」として、(1)：一般的な範囲及び形式、環境活動、(2)：物量フロー、(3)：環境資産の測定、とあるように、概ね 3 章～5 章にそくした見方がなされている⁴。したがって本稿では、上記の 3 章：物量フロー勘定、4 章：環境活動勘定及び関連諸フロー、5 章：資産勘定について、以降各節で対象としつつ、とりわけ新たな SEEA の基本的な勘定構造、物量フローの枠組み、環境評価といった SEEA の主要な諸側面について、一連の SEEA の体系における位置づけを明らかにし考察を行いたい。

2. 物量フロー勘定

2-1 枠組みとしての供給・使用表

物量フロー勘定の枠組みでは、2008 年に公表された新たな SNA(以下、08SNA と略す)の会計原則や生産・資産境界に則し、経済活動にかんする産業、家計、政府、海外の間の生産物取引について、各種の物量フローが記録される。周知のように 08SNA では、産業連関表ではなく供給・使用表に基づいた構造となっており、12SEEA でもこうした貨幣単位での供給・使用表（Monetary Supply and Use Table）の構造を基礎としている。そして、SNA の生産境界内の財貨・サービスのフローにたいして、環境とのフローにかんする列及び行を追加することで、物的供給・使用表（Physical Supply and Use Table（以下、PSUT と略す）の作成が推奨されている（附表 1）。

附表 1 では、環境に由来する生産物の生産、消費、蓄積等に伴う、①自然投入（natural inputs）としての環境からの経済への物量フロー、②生産物または廃物（residuals）としての経済内部の財貨のフロー、③廃物としての経済から環境への物量フローにかんして、貨幣単位での供給・使用表を拡張することで、こうした表の取引の基盤となる全ての物量フローを記録することが可能となる。

このうち自然投入の一部は、経済内に入った後、経済ではもはや必要とされないものとして直ちに環境に戻るように記録される。すなわち生産で使用されない自然投入は自然資源廃物（natural resource residuals）として定義され、回収され管理型処分場に貯蔵される固体廃棄物のような廃物は、環境に直接戻るのではなくて経済内にとどまる扱いになっている⁵。

⁴ European Commission, et al. (2012) , pp.xii-xv.

⁵ European Commission, et al. (2012) , pp.44-47.また概念上、単に環境内での諸フローは、PSUT の範囲外であるが、資産勘定ではフローが環境資産のストックの変動を反映する範囲において環境内でのフローが含まれる。

さて、物量フロー勘定では、第2に3つの異なるサブ・システム—すなわちマテリアルフロー勘定、水勘定、エネルギー勘定—が供給・使用表の枠組み内で意図され、3つ全てのサブ・システムにおいて、物量フロー勘定の範囲には、環境から経済へのフロー、経済内部のフロー、環境へのフローが含まれている。各サブ・システムは全物量フローの一部に過ぎないが、各サブ・システムは諸フローが完全でバランスした枠組みであり、各サブ・システムでの異なる測定単位が用いられる⁶。

次節では既出の各物量フローのより具体的な定義および分類と、物量フローの諸原則について詳しくみていくことにする。

2-2 物量フローの定義、分類、原則

第1に自然投入とは、生産過程での一部として環境における位置が移動させられたか、あるいは生産に直接使用された、全ての物的投入を指し、その3大分類は、自然資源投入、再生可能エネルギー源からの投入、その他の自然投入である。この内自然資源投入には、鉱物及びエネルギー資源、土壌資源、天然(natural)木材資源、天然水産資源、その他の天然生物資源、水資源といった自然資源から経済への物的投入が含まれるが、経済内部で生産される育成生物資源(cultivated biological resources)からのフローは、環境からのフローではないため、定義上含まれない。

こうした全ての自然資源投入は、環境から経済に投入されたものとして記録され、その大部分は、例えば、採取された鉱物、伐採された木材、分配のために汲み上げられた水といった生産物となる。しかしながら自然資源投入の一部には生産物にはならず直接環境に還る場合があり、これが自然資源廃物と定義され、例えば、採取者(extractor)が資源を採取中の損失、採取者が関心を抱いていない資源の未使用の採取があげられる。こうしたフローは、採取されるが直ちに貯蔵場所に戻るか後の時点で再度採取されうる自然資源を範囲とする⁷。

第2に生産物は、SNAに従い経済における生産過程からの財貨・サービスと定義され、物量フロー勘定に含まれる生産物の範囲は、正の貨幣価値を有するものに限定されている。通常生産物は、財貨かサービスのいずれかでありうるが、物量フロー勘定の生産物の構成要素は、経済単位間で取引される財貨に一般に焦点が合わせられる。なお一般に、生産物の物量フローは主要生産物分類(CPIC)を用いて分類されている。

また当該する生産物がその他の経済単位には販売されないが、生産者の最終消費に直接使用されるか資本形成となる場合、生産物は自己勘定上で生産される。さらにはSNAでの取引では認められていないが、単一企業内の生産過程の一部として使用される生産物も存在する(企業内フロー)。このような場合、生産はPSUTの産業の列における関連する

⁶ European Commission, et al. (2012), pp.39-43.マテリアルフロー勘定では質量ターム(例、トン)、水勘定では容積(例、m³)、エネルギー勘定でエネルギー容量(例、ジュール)が例示されている。とくにマテリアルフロー勘定については、国民経済レベル、すなわち全産業を合計することで、Economy Wide Material Flow Accounts (EWMFA) が作成される。他方で同時に、個別の生産物にかんする勘定、あるいは大気汚染物質や固体廃棄物のような特定の種類の廃物のフローに焦点を合わせることも可能とされている。

⁷ 以上、自然投入については、European Commission, et al. (2012), pp.44-47 を参照。

経済活動の生産部分として記録され、家計による自然投入の使用も産業の列に記録されることになる⁸。

第3に廃物とは、事業所及び家計の生産、消費、蓄積の過程を通じて廃棄 (discarded)、排出 (discharged or emitted) される固体状、液体状、気体状の物質、エネルギーフローを指し、環境に直接廃棄、排出されるか、あるいは経済単位によって収集、回収、処理、再生利用、再利用されるものである。こうした様々な転換の過程を通じて、これに携わる主体にとって経済的な価値を有する新たな生産物の発生の可能性がもたらされる。当初の目的は一生産物を廃棄することであっても、廃棄者 (discarder) が廃棄した生産物の交換で貨幣あるいはその他の利益を受け取る場合には、生産物の取引として扱われ、廃物としては扱われない。廃物の発生者による廃物を回収・処理する事業所への支払いは生産物の取引およびサービスへの支払いとして扱われる一方、廃物自体のフローは、例えば国家間の固体廃棄物フローのように別途に記録される。

さて記録の原則について、貨幣勘定では例えば耐久消費財は同一の期間で購入及び消費されたものとして記録されるが、耐久消費財の排出または廃棄はそれらが発生した時点で記録される。ただし家計が複数期間に渡り使用する、冷蔵庫、洗濯機、自家用車、その他の生産物のような耐久消費財にかんする特定の場合が存在する。

なお管理型および保管型処分場、排出物の回収及び貯蔵施設、処理場、その他の廃棄物処分場は経済内部とみなされるため、こうした施設への廃物のフローは、環境へのフローではなく経済内部のフローと定義される。さらにはこれらの施設からのフローは環境への直接の廃物か、その他の生産物の生成としてみなされうる。

こうして PSUT の形式は、12SEEA「序論」でも指摘されているように、経済と環境との間のフローについて列と行を追加することを通じて、SNA で用いられる貨幣単位での供給・使用表の拡張に基づいたものとなっている。さらに 03SEEA における物量フローは、自然資源 (natural resources) および生態系投入 (inputs) が定義されていたのにたいし、新たな SEEA ではこれら全てのフローは自然投入とされたが、この概念がさらに自然資源、再生可能資源からのエネルギー投入、その他の自然投入に区分される扱いとされている⁹。なお、以上のような PSUT の枠組みは、93SEEA におけるヴァージョンⅢ、03SEEA での物量・ハイブリッド勘定に対応しているとみなすことができよう。

3. 環境活動勘定及び関連諸フロー

環境活動勘定及び関連諸フローにかんして、先ず環境活動の分類については、環境活動、環境生産物、環境支出、その他の取引を分類するために用いられる機能分類としてみなされる。12SEEA では、第1のグループとして「環境保護」(environmental protection) が定義され、①大気及び気候の保護、②排水管理、③廃棄物管理、④土壌、地下水及び表流

⁸ 自己勘定生産について、例えば土壌への肥料の散布は、①作物により吸収される諸養分が存在し、この量が生産物フローとみなされ一すなわち経済内に留まり、②吸収されない諸養分が存在し、これらは廃物のフローとして記録される。また企業内フローにかんして、例えば固体廃棄物の焼却に伴い発生し単一企業内で使用される電力は SNA における貨幣タームでは記録されないが、物量フロー勘定上では、物量フローが存在するために記録されうる。こうした生産物にかんしては、とくに European Commission, et al. (2012), pp.48-49 を参照。

⁹ United Nations, et al. (2003), pp.30-31.

水の保護、⑤騒音及び振動の軽減、⑥生物多様性及び景観の保護、⑦放射能に対する保護、⑧環境保護にかんする研究開発、⑨その他の環境保護活動、といった主として大気、廃棄物、水等の環境領域により分類されている。第2のグループとしては「資源管理」(resource management) が定義され、①鉱物及びエネルギー資源の管理、②木材資源の管理、③水産資源の管理、④その他の生物資源の管理、⑤水資源の管理、⑥資源管理にかんする研究開発活動、⑦その他の資源管理活動、というように鉱物及びエネルギー資源、木材資源、水産資源等の、異なる種類の資源に基づいた分類がなされている。

次に、環境活動勘定及び諸統計については、第1に環境活動についての支出や関連する国民勘定フローの枠組内での記録方式として、周知の環境保護支出勘定 (Environmental Protection Expenditure Accounts、以下 EPEA と略す) をはじめとする環境保護支出の関連統計に言及されている。ただし上記の諸分類のうち、とくに資源管理の環境活動にかんする勘定や統計は EPEA のように開発されてはいないが、同様の概念及び定義に従って作成されうる。第2に、環境財貨・サービスの供給を主たる対象とする Environmental Goods and Services Sector (以下 EGSS と略す) を記述する諸統計には、上記の環境保護及び資源管理の各々のグループにおける、広範な環境財貨・サービスの生産にかんする情報が記述される。EPEA と異なり、完全な勘定の形式では作成されないが、国民勘定の原則と整合的に定義・測定されうる¹⁰。

以上のように環境活動勘定及び関連諸フローは、機能型勘定の一つであり、また 93SEEA でのヴァージョン II、03SEEA における環境への影響を反映する経済勘定に対応するとみなしうる。とくに 12SEEA では「序論」にもあるように、経済活動の中で環境保護および資源管理のみ「環境」活動とみなされるようになり、このうち EPEA の詳細な分類及び関連する定義については、既存の Classification of Environmental Protection Activities and Expenditure (CEPA) の構造と整合性を有するものとなっている。他方で EGSS の詳細な分類及び定義については、12SEEA の付録 1: 分類及びリストに記載され、関連する諸統計の作成のための出発点となっており、同じく付録 2: SEEA 中枢の枠組みのための Research agenda において、諸分類の精査及び開発にかんする記述がなされている状況である。

4. 資産勘定

4-1 環境資産の範囲、測定

12SEEA の資産勘定では、環境資産にかんする当該期間中の物量及び貨幣タームでの変動、すなわち環境資産のストックへの追加 (例、自然生長及び発見) 及び控除 (例、採取及び自然な損失) が記録される。まず環境資産の範囲については、生産、消費、蓄積における直接的な使用のために収穫、採取させられる資源と、経済活動を行うための空間を提供する土地及び陸水が含まれる。すなわち、①鉱物及びエネルギー資源、②土地、③土壤資源、④木材資源、⑤水産資源、⑥その他生物資源 (木材及び水産資源を除く)、⑦水資源、

¹⁰ 以上について、European Commission, et al. (2012), pp.93-107 を参照。なお EPEA および EGSS 諸統計の作成にかかわる追加的な資料として、例えば SERIEE Environmental Protection Expenditure Accounts: Compilation Guide (Eurostat, 2002)、The Environmental Goods and Services Sector: A Data Collection Handbook (Eurostat, 2009) があげられている。

といった個別の環境を構成する要素について、特定の資産あるいは資源勘定の作成を通じて環境資産の測定が意図されている（表1）。

次にこの環境資産の測定にかんして、原則上、環境資産によりもたらされる全ての便益を貨幣タームで評価すべきではあるが、12SEEA「中核的枠組み」では個人および社会にかんする便益の価値の定量化をめぐる諸問題が詳しく扱われることはなく、08SNAと整合的に、所有者にもたらされる便益を評価することに限定される。周知のようにSNAでの経済資産は、生産資産、非生産資産、金融資産に分類されるが、これにたいし環境資産は以下のような関係にある。すなわち第1にSNAにおける生産資産であり、かつSEEAにおける環境資産でもある育成生物資源は、固定資産（例、毛糸のための羊、果樹園）あるいは在庫品（例、屠殺用の家畜、材木用の木々）のいずれかでありうる。第2にSNAにおける非生産資産のうち自然資源には、SEEAでも自然資源とみなされる環境資産（例、土地）が含まれる。第3にSNAにおける金融資産としての契約、リース、ライセンス、買入れのれん、マーケティング資産のうち幾つかは、環境に関連する経済活動に関連するが、以上のうち環境資産でもある金融資産は存在しない。さらに環境資産にかんする経済的利益は、①自然資源及び育成生物資源の販売による営業余剰、②ある環境資産の使用あるいは採取の許可により得られるレント、③ある環境資産が売却される場合（例、土地販売）の純収入（取引費用を含まない）、の形式で各勘定に記録される¹¹。

表1 環境資産の分類

1	鉱物及びエネルギー資源	5	水産資源
1.1	石油資源	5.1	育成水産資源
1.2	天然ガス資源	5.2	自然水産資源
1.3	石炭及び泥炭資源	6	その他の生物資源
1.4	非金属鉱物資源	7	水資源
1.5	金属鉱物資源	7.1	表流水
2	土地	7.2	地下水
3	土壌資源	7.3	土壌水
4	木材資源		
4.1	育成木材資源		
4.2	自然木材資源		

出所 European Commission, et al. (2012) , p.125 より作成。

4-2 資産評価のアプローチ

資産の市場価格は市場で観察される価値に基づくことが理想的であるが、こうした市場では、販売される各資産が完全に同質であり、相当数の量が取引され、定期的な市場価格が存在する必要がある。しかしながらこうした観察可能な価格の情報が入手し得ない場合、もし定期的な市場が存在し、資産が販売されたならば存在したであろう価格の推計が試みられるべきである¹²。

¹¹ European Commission, et al. (2012) , pp.124-128 を参照。

¹² これらの手法にかんして、European Commission, et al. (2012) , pp.135-139 を参照。

この点について 12SEEA では、第1に取得価額と固定資本減耗の関係があげられている。ある資産の価値は、取得価額がその資産の耐用年数に渡る固定資本減耗の際に時間が経つにつれ低下していく。その耐用年数のある時点における資産の価値は、同価値の資産の当期の取得価額からその耐用年数に渡る固定資本減耗を控除したものに等しい。環境資産については、例えば固定資産である育成生物資源のストックの価値の推計に適用される。

第2に将来リターンの割引価値について言及されている。多くの環境資産については、上記のアプローチを用いることが可能となるような、関連する市場取引や取得価額が存在していない。言い換えればある環境資産の採取や収穫による産出を評価する価格は見つけることができるが、資産自体の価格は利用可能でない。この場合、12SEEA ではとくに「Net Present Value approach (以下 NPV アプローチと略す)」が主たる手法としてあげられている。同手法では、採取される資産の将来の収益の推定がなされる。こうした推定は、環境資産の使用により得られる過去の収益に基づいたものである。

4-3 NPV の計算

こうした NPV アプローチの計算に際しては、様々な構成要素により、環境資産の価値の推計がなされる。以下は、後述する残存価額 (residual value) の利用を仮定した一例である¹³。

- (1) 総営業余剰の推計
- (2) 資源レントの推計：
総営業余剰 (－) 特定補助金 (＋) 特定課税 (－) 生産資産のユーザー・コスト
- (3) 資産の耐用年数の推計
- (4) 採取パターンの期待変化を考慮した、資産の耐用年数における資源レントの推計
- (5) 適切な割引率を用いた NPV 式の適用

以下では上記に沿って、基本的な各ステップでの計算手法の具体的な内容についてみていくことにしよう。

4-3-1 環境資産にかんする収益の評価

第1に、周知のように SEEA では、収益はレント (economic rent) の概念により定義される。レントは、全ての費用及び正常利益を考慮した計算がなされた後に、ある資産の採取者あるいは利用者にとって生じる余剰価値 (surplus value) とみなされるのであり、したがって環境資産については、資源レント (resource rent) が、資産自体に起因する収益としてみなされうる。

さて NPV アプローチでは、将来得られると期待される資源レントの推計と、その資源レントの当期についての割引が必要とされ、これらを通じて、同時点での当該資産の価値の推計がなされる。こうした資源レントは、平均的な企業において期間中に得られる収益 (正常利益) に常に比例して計算される。なお、長期には資源レントは正となるべきものである。

¹³ 本項での NPV アプローチの各ステップについては、European Commission, et al. (2012), pp.140-147 を参照。

このような資源レントの測定によって、環境資産にたいする粗方式での収益が得られる。生産資産の場合には、資源レントから減耗を控除すること（減耗調整済資源レント）により純方式での収益が得られる。ここで減耗とは、採取が再生を超過することによる、ある環境資産の価値の変動を反映するものであり、上記の減耗調整済資源レントの測定は、資本あるいは環境資産の純収益に相当する。そして、こうした資源レント及び環境資産の純収益は、採取企業の営業余剰の観点から、国民勘定体系内で記述されうる。ある企業によって得られる営業余剰は、生産資産の投資による収益と生産に使用された環境資産の収益を含むとみなされるのである。

4-3-2 資源レントの推計

第2に、既述の資源レントを推計するための幾つかのアプローチについて、以下に記すことにしよう。先ず残存価額の考えを用いると、特定の補助金及び税にかんする調整の後、総営業余剰から生産資産のユーザー・コストを控除することにより、資源レントが推計される。その際、総営業余剰や補助金・税の推計は、国民勘定のデータセットに基づき行われる。

このような生産資産のユーザー・コストの推計にあたっては、生産資産の固定資本減耗および生産資産の正常利益という2つの変数が用いられる。そして固定資本ストックの価値や関連する諸変数を推計するモデル、あるいは減価償却率、資産の耐用年数、生産資産の収益率にかんする仮定を用いた推計が行われる（例、OECD manual, Measuring Capital）。

こうした手法による困難の1つは、とくに国民勘定のデータについて、採取あるいは収穫の活動のみを分離しうる情報源が希少なことであり、場合によっては、とりわけ鉱業において、複数の資源が同時に採取されうるということにある。

次に配当の考え方に沿って、環境資産の所有者にたいしてなされた実際の支払いを用いた推計がなされる。具体的には例えば、多くの国々では政府がその国を代表する環境資産の所有者であり、資源採取による資源レントを回収している。すなわちここで実際に支払われた資源レントが推計される。

さらに資源へのアクセスが、ライセンスの購入及び割当を通じて管理されている（一般には林業や漁業で観察される）事実に基づく手法があげられる。すなわち、これらの資源へのアクセス権が自由に販売される場合、関連する環境資産の価値はこうした権利の市場価格から推計される。つまり自由市場において、生産資産のユーザー・コストを含む全ての費用を控除した後、こうした権利の価値が環境資産からの将来の収益に等しくなる。

4-3-3 資産の耐用年数の推計

第3に、資産（あるいは資源）の耐用年数は、ある資産が生産で使用されうる（またはある自然資源からの採取がなされる）期待寿命として定義される。こうした資産の耐用年数の推計は、資産の物的なストック（再生可能資源の場合には、採取及び生長）に基づく必要がある。

利用可能なストックと採取の関係における資産の耐用年数の決定については、とくに再生可能な自然資源にかんして資源の持続可能性の仮説（例、漁業ストックの将来の管理によって採取が生長を超えないようにすること）が立てられる。しかしながら SEEA において、持続可能性のこの種の仮定を置くことは、環境にかんする知見を無視し、過去に証拠

がないものを採用することになりかねないため問題である。したがって上記のような持続可能性にかんする一般的な仮定によるものでなく、直近の過去の採取及び生長に基づく資産の耐用年数の推計が推奨されている。

資産の耐用年数の推計には NPV アプローチが適用される期間を考慮する必要がある。すなわち実際には割引率の選択に依存するが、資産の耐用年数が 20 年以上も長期の場合、NPV の推計は比較的安定しており、期待収益は後年相対的に減少する。

4-3-4 生産資産の収益率

第 4 に、生産資産の期待収益率は、環境資産の採取において使用された生産資産のユーザー・コストを推計するために必要とされる。これにかんする 2 つの手法について、以下述べることにしよう。まず内生的な (endogenous) アプローチでは、生産資産のストックによって除される、純営業余剰 (総営業余剰－固定資本減耗) を対象としている。しかしながら環境資産を含む非生産資産に起因する収益は存在しないと暗黙的に仮定されるため、それ故に推奨される手法ではないとされている。

他方、外生的な (exogenous) アプローチでは、生産資産の期待収益率が外生的な収益率に等しいと仮定する。理想的には、期待収益率を特定の活動に関連させて、そこでの投資のリスクを考慮する必要があるが、多くの場合、金融市場が特定の収益率の推計を提供可能なようには十分に発達していない。したがって現実的なアプローチとしては、公債の利率に基づく経済全体の利率の利用が示唆されている。なおあらゆる場合において、実質収益率が使用される必要がある。

4-3-5 割引率の選択

第 5 に、割引率とは期待される資源レントを、当期の推計のために変換する上で必要とされるものであり、同時に時間選好 (ある資産の所有者にとって、将来ではなく現時点で所得を受け取る選好) を表す。そして一般に個人及び企業は、社会全体よりも高い時間選好率を有する。というのは、個人及び企業は社会全体よりも資産の所有権に基づく早期の収益を欲する傾向にあり、こうした比較的高い時間選好率はより高い割引率を選択させる。

NPV 計算での割引率は、非生産資産の期待収益率と解釈される。すなわちある企業で、全ての資産が特定され、かつ正確に測定され、完全競争である場合の、割引率及び収益率は等しくなる。なぜならばそうした企業は、あらゆる資産の収益が、時間及びリスク選好に等しい場合にのみ投資を行うからである。

なお既述のように生産資産の期待収益率に等しい市場ベースの割引率の使用が推奨されている。環境資産は、現時点の採取者にとっての価値のみでなく、社会全体にたいして広範かつ長期的な価値を有しているため、社会的割引率の使用もまた支持されうる。こうした社会的割引率の使用が支持される主な論点の 1 つは、一般に社会的割引率は市場ベースの割引率よりも低い点にある。すなわち低率の割引率の場合は、将来世代にとって得られる所得が相対的に重視されることになる。したがって市場ベースの割引率を使用する NPV の推計の場合は、将来世代を考慮せずに、こうした将来の所得へと十分なウェイトを置かないために、得られる合計の価値が過少になることを示唆しているのである。

以上、本節でみてきた資産勘定について考察すると、「序論」でもふれられているが、そもそも 03SEEA での環境資産では自然資源及び生態系双方が範囲とされ、これら重なり

合う異なる資産の測定が認められていた。これにたいして 12SEEA では環境資産の範囲は概ね同様であるが、次のような 2 つのアプローチの明確化がなされた。すなわち自然資源、育成生物資源、土地の測定に基づく環境資産の測定、および生態系の測定による環境資産の測定である。

また 03SEEA では、環境資産の範囲に海洋生態系及び大気システムも含まれていたが、たいして 12SEEA では、自然資源の評価への NPV の適用及び割引率の選択の議論が展開しているものの、海洋及び大気は環境資産の一部として含まれていない。

さらに、旧バージョンⅣの減耗、防衛的支出および劣化を考慮した SEEA の拡張に対応する、環境劣化（degradation）及び関連する測定の問題にかんする議論が中核的枠組みでは扱われていない点が特徴的である¹⁴。

5. まとめにかえて

本稿でみてきたように、第 1 に新たな SEEA の基本的な勘定構造については、従来は SNA を中核的枠組みとし、そのサテライト勘定としての SEEA が位置づけられてきたが、12SEEA ではそれ自体が中核的枠組みとして設定され、その他の諸勘定によって拡張を行うという扱いに変更されている。

また、機能型勘定の 1 つである環境活動勘定及び関連諸フローは、93SEEA でのバージョンⅡ、03SEEA における環境への影響を反映する経済勘定に対応すると考えられる。12SEEA では、「環境」活動の範囲が環境保護および資源管理という 2 種のみに限定されるようになり、既存の CEPA の構造と整合性を有する EPEA と、EGSS の詳細な分類・定義、関連する諸統計の作成が課題とされている。こうした実際環境費用にかんする項目、データの豊富化が求められていることがまず目を引く点である。

第 2 に物量フローをめぐっては、12SEEA における PSUT の枠組みが、93SEEA でのバージョンⅢ、03SEEA における物量・ハイブリッド勘定に対応していると考えられる。その形式は、SNA で用いられる貨幣単位での供給・使用表に経済と環境との間のフローについて列と行を追加することにより拡張したものである。このような物量フローの精緻化、個別のサブ・システムでの供給・使用表の作成により重点が置かれているように考えられる。

加えて、03SEEA における物量フローでは自然資源および生態系投入が定義されていたものが、12SEEA では全ての物量フローが自然投入として定義された上で、同概念がさら

¹⁴ 03SEEA における減耗については、生産資産によるレントおよび自然資産による資源レントをめぐって、資産の便益フローの割引価値を市場価格で推計する。防衛的支出にかんして、実際の支出額を経済集計値から控除することで推計し、例えば、環境保護投資、政府・産業の環境保護支出、家計による環境保護支出という形態をとる。環境劣化については、環境劣化を貨幣単位で評価し経済集計値から控除することで推計する。具体的には 93 SEEA での引き起こされた費用（cost caused）と負担された費用（cost born）に各々対応する費用ベース評価法と被害・便益ベース評価法が想定されている。このうち従来からの主要な手法であった維持費用評価法は、93SEEA におけるバージョンⅣ.2 および 03SEEA での回避費用（構造的調整費用、削減費用）、復元費用の費用評価法としてみなすことができる（United Nations, et al. (2003), ch.11-13）。なお 12SEEA の SEEA Experimental Ecosystem Accounts では、劣化や海洋生態系及び大気の議論を含む生態系の測定について対象としう旨の記述がある（European Commission, et al. (2012), pp.xiii-xv）。

に自然資源、再生可能資源からのエネルギー投入、その他の自然投入に区分されて扱われる点特徴的である。

第3に環境評価にかんしてである。まず環境資産の扱いについてみると、03SEEAまでの環境資産の測定では自然資源及び生態系双方が範囲とされ、これらの重複する資産をも含めた対象とされていた。たいして12SEEAでは、環境資産の分類の範囲は概ね継承されているものの、その測定にかんしては自然資源、育成生物資源、土地の測定に基づく環境資産の測定と、生態系の測定による環境資産の測定およびその他の補完的なアプローチへと、大きく二分されることになった。

本稿で考察したような12SEEAの中核的枠組みでは、いわゆる減耗の評価をめぐって、資産勘定の議論でみたように、専ら自然資源等の評価についてのNPVの適用及び割引率の選択の手法が展開されている。減耗の資産評価にかんしては、中核的枠組み内では、実際にはデータの制約から、より入手が容易な一般的なデータの使用を示唆しており、環境の貨幣による評価については比較的慎重なスタンスとも考えられる。その代替的な、貨幣・物量勘定の複合的なハイブリッド勘定や経済・環境・社会指標にかんする議論も6章ではなされており、今後稿を改めて検討すべき論点の1つといえる。

また12SEEAの中核的枠組みでの特徴の1つとして、従来発展させられてきたような、主に環境劣化の帰属環境費用の評価にかんする維持費用評価法、市場評価法、仮想的市場評価法等を用いた環境評価にかんする議論が、具体的に扱われていないことがあげられる。この点については、こうした環境劣化や上記の海洋生態系及び大気の議論を含む生態系の測定について対象としうる、12SEEAの拡張的な勘定体系である「SEEA Experimental Ecosystem Accounts」によって再論する必要があると考えられる。

また、08SNA自体の変更に伴う点ではあるが、従来SNAにおいて主要な枠組みとして扱われてきた産業連関表が供給・使用表に全面的に代替され、12SEEAの中核的枠組みでも諸勘定と産業連関表の推計に関連する記述がないことも看過できない。この点についても、環境分析用の産業連関表の作成にかかわるとされる、SEEAの拡張の1つである「Extension of SEEA」にそくして検討すべき課題といえよう。

参考文献

(日本語)

芦谷恒憲・有吉範敏・宮近秀人 (2006) 「兵庫県環境経済統合勘定の開発と推計」『産業連関』 Vol.14, No.3, pp.58-70.

有吉範敏・作間逸雄・谷口昭彦 (2006) 「環境 SAM と環境政策上の諸課題に向けられた CGE モデルの構築」『産業連関』 Vol.14, No.2, pp.30-40.

河野正男・大森明 (2012) 『マクロ会計入門—国民経済計算への会計的アプローチ』中央経済社.

作間逸雄 (1997) 「わが国における環境・経済統合勘定の開発とその課題」『専修経済学論集』 31 巻 3 号, pp.233-305.

佐藤勢津子・杉田智禎 (2005) 「新しい環境・経済統合勘定について (経済活動と環境負荷のハイブリッド型統合勘定の試算)」『季刊国民経済計算』 No.131, pp.24-48.

中村洋一 (2009) 「SNA と産業連関表—日本における SNA-IO 体系に向けて」『産業連関』 Vol.17, No.3, pp.16-29.

日本総合研究所 (2005) 『経済・環境の相互作用の総合的分析報告書』.

林英機 (2012) 「SNA における供給及び使用表についての覚え書き」『帝京経済学研究』 第 46 巻第 1 号, pp.17-43.

牧野好洋 (1997) 「SAM から見た日本経済の特徴(2)経済循環内部における実物・金融取引の推移」『産業連関』 Vol.7, No.3, pp.24-41.

山本充・林岳・有吉範敏 (2003) 「マクロ環境勘定による環境便益の評価方法に関する研究」『商學討究』 Vol.54, No.1, pp.233-248.

(英語)

European Commission, et al. (2012) System of environmental-Economic Accounting: Central Framework: White cover publication, pre-edited text subject to official editing.

Eurostat (2002) SERIEE Environmental Protection Expenditure Accounts: Compilation Guide.

Eurostat (2009) The Environmental Goods and Services Sector: A Data Collection Handbook.

United Nations (1993) Handbook of National Accounting: Integrated Environmental and Economic Accounting: Interim version, United Nations Publications (経済企画庁経済研究所訳 (1995) 『国民経済計算ハンドブック 環境・経済統合勘定』経済企画庁).

United Nations, et al. (2003) Handbook of National Accounting: Integrated Environmental and Economic Accounting 2003: Final Draft Circulated for Information Prior to Official Editing.

[付記] 本研究は JSPS 科研費 24710045 の助成を受けたものです。

附表 1 簡略化した物的供給・使用表

供給表	生産・廃物の発生		蓄積	海外からのフロー	環境からのフロー	合計
	生産・産業(ISIC)による廃物の発生	家計による廃物の発生				
自然投入	C. 産出		産業(ISIC)		環境からのフロー	合計
生産物						
廃物	I1. 産業により発生した廃物	J. 家計最終消費により発生した廃物	K1. 廃物	D. 生産物の輸入 L. 海外からの廃物	A. 環境からのフロー M. 環境から再生した廃物	自然投入の総供給 生産物の総供給 廃物の総供給
	I2. 処理後に発生する廃物		K2. 排出物			
総供給						
使用表						
	生産物の中間消費; 自然投入の使用; 廃物の回収	最終消費	蓄積	海外へのフロー	環境へのフロー	合計
	産業(ISIC)	家計	産業(ISIC)			
自然投入	B. 自然投入の採取					自然投入の総使用
	B1. 生産における使用					
	B2. 自然資源廃物					
生産物		F. 家計最終消費	G. 総資本形成	H. 生産物の輸出		生産物の総使用
廃物	N. 廃物の回収及び処理		O. 廃棄物の蓄積	P. 海外への廃物	Q. 環境への廃物フロー	廃物の総使用
					Q1. 産業及び家計からの直接のフロー	
					Q2. 処理後の廃物	
総使用						

出所 European Commission, et al. (2012), p.42 より作成.

兵庫県民経済計算の諸勘定及びサテライト勘定の到達点と利用上の課題

芦谷 恒憲（兵庫県企画県民部）

はじめに

県民経済計算は県内の企業、家計等の経済活動により新たに生み出された付加価値の流れを総合的にとらえた統計であり、地域経済の分析データとして利用されている。地域統計の制約から簡易な推計手法や未整備の勘定表が存在する。兵庫県では、データの活用に向け、地域経済の早期把握や環境や観光等のサテライト勘定の整備などに取り組んでいる。兵庫県民経済計算により現行の推計手法の問題点、利用上の課題について考察した。

1 県民経済計算作成の意義と問題点

県民経済計算は、4月から翌年3月までの1年間に、県内で生み出された付加価値の大きさと中身を測定して、包括的に経済の動きをとらえる。この付加価値は、生産活動によって生み出された新しい価値のことであり、生産されたすべての財貨・サービスの値段の合計額である産出額から原材料費などの物的経費である中間投入額を差し引いた金額で求める。内閣府が示した「県民経済計算標準方式」及び「県民経済計算標準方式推計方法」に基づき毎年度作成し、都道府県が公表している。（表1）

SNAは、国際基準に基づいて作成されるため、SNA基準に沿った推計を行えば、データの国際比較が可能である国際比較が可能なデータであることが保証される。この経済指標から経済力、経済的豊かさ、就業など産業構造の現状や景気動向の現状がわかる。県民経済計算は、国民経済計算と同じ概念、定義による推計が原則であり、データ比較の観点から基準改定は国民経済計算に準拠する。県民経済計算は、都道府県が地域経済の実態を把握するため毎年度作成し、データが提供されているが、他の個別分野の経済指標を組み合わせた新しい指標を作成も可能である。地域経済指標間の格差やデータの分布状態により、経済活動の状況や特徴が明らかになる。さらに、時系列データにより足元の成長速度、中期的な産業構造変化や県民に分配された付加価値額の動きなどが確認できる。

表1 県民経済計算統計表の概要

項 目	内 容
所得支出勘定	制度部門別（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体）に作成 一般政府（中央政府と地方政府）、国出先機関も含む。
主要系列表	県内総生産（生産側）、県内総生産（支出側）、県民所得（分配）、デフレーター（生産側：連鎖方式、支出側：固定基準年方式）
統合勘定	各制度部門を統合して県全体での取引を記録する勘定 県内総生産勘定（生産側及び支出側）、県民可処分所得と使用勘定、資本調達勘定（実物取引）、県外勘定（経常取引）
付 表	経済活動別就業者数・雇用者数（居住地ベース、就業地ベース）、社会保障負担の明細表

生産活動によって新たに生み出された付加価値額は、生産に参加したそれぞれの生産要素に分配される。資本・用地の提供者には利子・配当・地代が、労働者には賃金が、企業には利潤が分配される。この分配された価値である分配所得によって、それぞれの経済主体は、消費や投資などの支出を賄う。経済活動は生産、分配、支出という循環を繰り返しているが、これらは、同一の価値の流れを異なった側面から把握したものである。価格評価や推計ベースの統一など概念上の調整を加えると、生産＝分配＝支出という「三面等価の原則」が成立するが、県民経済計算では、生産側データが一次統計において比較的整備されており、他の系列と比べ精度が高いため、生産側に不突合を設けて処理している。国民経済計算とは異なり支出側に統計上の不突合を設け一致させている。

県民所得を総人口で割った一人当たり県民所得は、個人が受け取った雇用者報酬のほか、企業が受け取った所得も含まれているため、地域の所得水準をあらわす指標の一つとして利用されている。

県内総生産は、地域経済の実態や動きをあらわし、総合的な県経済の動向を捉えることができる経済指標であるが、確報は年1回の公表であり、兵庫県での公表は、年度終了後、約20ヶ月後と遅い。これは、大規模統計の集計結果の公表が通常約1年かかること、国民経済計算が年度終了後9ヶ月後の公表であり、これらのデータを活用したデータ加工と3系列間の計数調整等に6ヶ月程度を要していることなどが公表時期の理由である。そのため、県民経済計算確報値は、足元の経済動向を把握するというより、経済の決算書として経済活動の結果を事後的にデータにより確認する性質が強い。足元の経済の動きを把握した地域経済指標として活用するため、県内各方面のユーザーへ速報値を作成し早期の情報提供を行っている。^{注1)}

県民経済計算は、経済の規模や構造、動向を総括的に記録するため経済規模の比較、景気変動に伴う地域経済の全体動向、産業別所得や所得分配の動向、消費や投資などの県内需要の構造と変化が概観できるデータを提供している。地域経済の現況を早期に把握できるため、迅速な政策判断や政策実績評価に関する基礎資料の早期提供が可能となる。金融政策や財政政策などを発動してから実態経済に及ぶまで時間の遅れを伴う。過去から現在

にかけての実態経済をもとに将来の経済がどうなるかを考慮して景気の判断をする場合、マクロ経済指標として利用されている。

1.1 県内総生産速報・見通し及び将来推計の現状

県内総生産の速報・見通し推計については、兵庫県立大学地域経済指標研究会（2010年度～現在）では県内総生産の足元及び1～2年後の見通しを試算し、兵庫県立大学政策科学研究所ホームページで公表している。^{注2）}

見通し推計では、兵庫QEの推計データを用いて、内閣府の経済見通し、（財）アジア太平洋研究所の関西経済見通しの推計結果の項目別のトレンドなどにより推計した。

将来推計では、神戸大学地域政策統計研究会（2009年度～現在）では現存する労働力、資本設備が平均的な稼働状態にある場合に達成されるGDPについてマクロ生産関数（コブ・ダグラス関数）により推計した。労働投入（労働投入量増減×労働分配率）、資本投入（資本ストック増減×資本分配率）、技術進歩（全要素生産性：資本労働貢献分を除くデータの残差推計）について「市町民経済計算」（兵庫県）を用いて回帰分析により推計（2010年度～2040年度）した。

表2 兵庫県民経済計算データの推計状況

項目 年度	県民経済計算		推計主体	環境サテライト		観光サテライト
	基本勘定	生産・分配・支出		環境経済統合勘定	県民勘定行列	観光GDP等
2000	2000年基準	接続指数による	統計課	確報	2000年基準	2000年基準
2001	2005年基準	確報		—	確報	確報
2002		確報		—	確報	確報
2003		確報		確報	確報	確報
2004		確報		—	確報	確報
2005		確報		—	確報	確報
2006		確報		—	確報	確報
2007		確報		—	確報	確報
2008		確報		—	確報	確報
2009		確報		—	確報	確報
2010		確報		—	確報	確報
2011	—	四半期速報	統計課	—	—	確報
2012	—	四半期速報	統計課	—	—	速報
2013	—	速報試算	兵庫県立大学	—	—	—
2020	—	生産関数試算	神戸大学	—	—	—
2030	—	生産関数試算	神戸大学	—	—	—
2040	—	生産関数試算	神戸大学	—	—	—

1.2 県民経済計算推計の課題

県民経済計算データは、地域経済力指標、県民所得指標、地域産業構造指標、県内景気動向指標などとして利用されている。

(1) データ推計のための実査上の課題

地域の経済力は県内総生産総額で比較し、所得は家計部門で把握する。地域産業は農業、製造業、卸売小売業などは特定地域で生産活動を行う産業と地域を超える産業は運輸業など地域の境界を越えて生産活動を行う産業が存在する。

県内総生産を把握するための売上額や付加価値額などのデータは、会計処理が組織外にアウトソーシング化し、地域内の生産活動を的確にとらえるデータの入手が困難である。

売上高の把握は事業所単位で把握するが、事業所単位で把握を行わない産業では売上（収入金額）を表章されない。特に企業集計は地域別集計が困難なため、地域分割情報により加工行う。統計調査の基準等が異なる場合は、基準を統一し、部門ごと接続係数等により断差を確認し補正する。時系列の断層要因は、GDPの構成比が高いサービス業（2010年度サービス業の兵庫県内総生産比 24.7%）の対象事業所数が多い。民営企業事業所では短期間の変動は頻繁、新しいサービス業は事業形態変化が速く、5年周期の統計調査では調査客体の正確な業態把握が困難である。複合的産業や事業の多角化により製造業や建設業で付帯サービス業の経済活動が増加し脱漏事業所が発生しているため、他の統計調査の集計データ比較の場合は、この点を考慮する必要がある。

(2) 地域単位のデータ把握と課題

事業所の経済活動を把握する地域単位は、家計、地方政府、事業所、非営利団体では、主な中心が1地域で把握される。多地域単位の企業や非営利団体等は主な中心が1地域以上のため、関連指標を用いて加工する。全国単位の中央政府や全国規模の公的企業等では、主要な経済的利害の中心が存在しないため、付加価値の地域別把握が困難である。地域で生産活動を行う産業（農業、製造業等）は、データ集計により地域の実態が把握可能である。地域の境界を超えて活動する産業（運輸業、情報通信業等）は、地域の生産活動の定義をした上、関連指標（乗降客数、通信量等）による推計をしている。

地域で生み出された（法人）企業所得は、本社が配当など所得配分を決めるため、必ずしもその地域の所得として還元されない。地域の所得をあらわす指標として、雇用者1人当たり県民雇用者報酬（2010年度 407万9千円）、1人当たり県民可処分所得（同 338万9千円）、1人当たり県民所得（同 268万7千円）がある。地域所得分析では、地域比較や時系列比較等を行う場合は、分析目的によりどの指標を利用するかについて検討している。

(3) データ精度の把握と課題

調査拒否事業所等による欠測値は「経済センサス」（総務省）等では集計には反映されない。近年、統計環境の悪化により、調査票提出事業所においても調査票データ不記載により不詳数や分類不明数が増加している。不詳の増加は小項目別の時系列比較分析が困難になる。地域特有の問題として非公表データである秘匿値の推定が必要となり地域分析の制約になっている。企業所得のうち個人企業の推計は他の推計項目との残差推計のため、推計上の誤差が入り込みやいためデータ分析上の説明力が弱い。税務統計は本社所在地域集計や複雑な税務制度と絡み正確な地域別集計が困難で関連指標による加工を行っている。

1.3 県民経済計算からみた兵庫県経済

経済活動別（2001年度～2012年度）に見ると、経済のサービス化が進展し、第2次産業の構成比（2001年度 30.2%→2012年度 25.2%）は低下し、第3次産業の構成比（同 69.0%→同 73.9%）は上昇した。（表3）

表3 経済活動別県内総生産(名目)の推移

(単位:億円、%)

項目／年度	2001	2005	2010	2011	2012
第1次産業	1,143	1,026	1,012	946	947
うち農業	806	739	763	733	735
第2次産業	59,467	57,049	48,486	47,530	44,591
うち製造業	46,015	46,460	46,621	40,696	37,257
基礎素材型	14,558	15,687	12,590	12,188	10,776
加工組立型	17,809	18,188	17,722	18,408	16,212
生活関連その他型	13,648	12,699	10,274	10,099	10,269
うち建設業	12,026	9,999	7,781	6,703	7,233
第3次産業	135,801	132,598	133,293	127,890	130,974
うち卸売・小売業	22,484	20,115	18,798	18,247	18,361
うちサービス業	36,973	33,723	36,690	35,528	38,288
公共サービス業	9,834	10,967	13,016	12,719	14,268
対事業所サービス業	12,669	9,833	10,908	10,460	10,714
対個人サービス業	14,469	12,923	12,766	12,349	13,305
輸入品に課される税・関税等	425	779	671	648	649
名目県内総生産	196,837	191,450	183,462	177,014	177,160

構成比(%)

第1次産業	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5
第2次産業	30.2	29.8	26.4	26.9	25.2
第3次産業	69.0	69.3	72.7	72.2	73.9
合計(輸入税等を含む)	99.8	99.6	99.6	99.6	99.6

水準

製造業(01年度=100)

基礎素材型	100.0	107.8	86.5	83.7	74.0
加工組立型	100.0	102.1	99.5	103.4	91.0
生活関連その他型	100.0	93.0	75.3	74.0	75.2

サービス業(01年度=100)

公共サービス業	100.0	111.5	132.4	129.3	145.1
対事業所サービス業	100.0	77.6	86.1	82.6	84.6
対個人サービス業	100.0	89.3	88.2	85.3	92.0

県民所得(分配)(2001年度～2010年度)では、県民雇用者報酬は実数では、6.2%低下したが、労働分配率(2001年度 68.4%→2010年度 70.7%)は上昇した。(表4)

表4 県民所得(分配)の推移

(単位:億円)

項目／年度	2001	2005	2010	2011	2012
県民雇用者報酬	113,268	107,057	106,207	108,010	106,648
財産所得	8,210	10,191	8,841	—	—
企業所得	44,168	45,758	35,112	—	—
県民所得(分配)	165,645	163,007	150,161	—	—
その他の経常移転(純)	20,668	22,130	24,615	—	—
県民可処分所得	202,614	201,505	189,392	—	—

構成比(%)

県民雇用者報酬	68.4	65.7	70.7	—	—
財産所得	5.0	6.3	5.9	—	—
企業所得	26.7	28.1	23.4	—	—
県民所得(分配)	100.0	100.0	100.0	—	—
その他の経常移転(純)	12.5	13.6	16.4	—	—
県民可処分所得	122.3	123.6	126.1	—	—

水準(01年度=100)

県民雇用者報酬	100.0	94.5	93.8	95.4	94.2
財産所得	100.0	124.1	107.7	—	—
企業所得	100.0	103.6	79.5	—	—
県民所得(分配)	100.0	98.4	90.7	—	—
その他の経常移転(純)	100.0	107.1	119.1	—	—
県民可処分所得	100.0	99.5	93.5	—	—

地域の所得水準の比較に用いられる県民所得を総人口で割った一人当たり県民所得は、個人が受け取った雇用者報酬のほか、企業が受け取った所得も含まれていることから「地域の所得水準」をあらわす指標の一つである。1人当たり県民所得をみると、県民雇用者報酬、企業所得は減少した。その他経常移転は減少後増加し、県民可処分所得は減少傾向にある。内閣府「県民経済計算年報(2012年版)」では、一人当たり県民所得は、47都道府県中で22位(2010年度)である。近年の推移を見ると、20位前後で推移している。県民所得の源泉である県内総生産が伸び悩んでいるのは、企業所得、特に民間法人所得が低迷しているためである。(表5)

表5 項目別人口1人当たり県民所得の推移

項目	兵庫県民所得		雇用人報酬		財産所得		企業所得		その他の経常 移転(純)(千円)	県民可処分所得	
	(千円)	順位	(千円)	順位	(千円)	順位	(千円)	順位		(千円)	順位
2001年度	2,973	11	2,033	15	147	22	793	12	371	3,636	7
2002年度	2,924	14	2,009	14	129	24	787	17	426	3,639	7
2003年度	2,890	16	1,993	12	118	24	779	24	440	3,600	9
2004年度	2,908	17	1,936	17	132	21	840	20	429	3,614	10
2005年度	2,916	17	1,915	17	182	15	818	18	396	3,604	10
2006年度	2,987	14	1,966	15	226	10	795	23	361	3,637	8
2007年度	2,951	17	1,991	13	220	10	740	31	338	3,577	13
2008年度	2,807	14	1,970	12	180	11	657	25	315	3,411	13
2009年度	2,654	19	1,922	10	176	8	556	38	412	3,326	17
2010年度	2,687	22	1,901	11	158	11	628	35	440	3,389	16

一人当たり県民所得を算出する分母である総人口には、無職の高齢者や学生等の非就業者が含まれており、この割合が高くなると一人当たり県民所得は低くなる。近年、増加している年金等の社会保障給付などの移転所得は、当該年度の生産活動によって新たに生み出された付加価値ではないため、県民所得（分配）には含まれない。そこで、経常移転所得が含まれる県民可処分所得の比較分析を行った。

1人当たり県民所得を生産面や県外からの所得や人口増減からみると、県内生産面からの寄与が比較的大きく、県外からの所得の寄与や人口増減の寄与は比較的小さい。（表6）

表6 人口1人当たり県民所得生産面・人口増減からの寄与度の推移

（単位：％）

年度	県民所得・生産面・人口増減からの寄与度					備考
	1人当たり県民所得	県民所得増減寄与分	うち県内純生産寄与分	うち県外からの純所得寄与分	人口増減寄与分	
	A=B+E	B=C+D	C	D	E	
2002年度	▲ 1.6	▲ 1.6	▲ 1.9	0.3	▲ 0.1	デジタル景気
2003年度	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.2	
2004年度	0.6	0.6	0.7	▲ 0.1	▲ 0.1	
2005年度	0.3	0.3	▲ 1.3	1.6	0.0	
2006年度	2.4	2.4	2.2	0.2	▲ 0.03	
2007年度	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.6	1.6	▲ 0.01	金融危機
2008年度	▲ 4.9	▲ 4.9	▲ 3.5	▲ 1.4	0.0	
2009年度	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.9	0.4	0.0	
2010年度	1.2	1.2	1.7	▲ 0.5	0.0	

（注）県民所得（分配）寄与＝県民純生産寄与＋人口増減寄与

＝県民純生産寄与（県内純生産寄与＋県外からの純所得寄与）＋人口増減寄与

支出面（2001年度～2012年度：2005年固定基準）からみると、県際収支（＝移輸出－移輸入）は移入超過（▲3,601億円→▲7,863億円）で、公的資本形成のウェイト（6.6％→3.6％）は減少傾向にある。（表7）

表7 実質(2005年固定基準年方式)

(単位:億円)

項目／年度	2001	2005	2010	2011	2012
民間最終消費支出	103,180	107,064	114,701	116,124	114,785
政府最終消費支出	32,653	34,340	35,933	36,630	37,019
民間固定資本形成	32,723	33,474	36,231	37,287	39,755
公的固定資本形成	12,571	8,940	7,048	6,266	7,320
純移出入(移出－移入)	▲ 3,601	361	▲ 501	▲ 5,827	▲ 7,863
統計上の不突合	12,635	11,227	10,752	10,273	10,292
県内総生産(支出側)	190,161	195,407	204,163	200,752	201,308
デフレーター(2005年基準)	103.6	97.4	89.3	88.2	88.0

構成比(%)

民間最終消費支出	54.3	54.8	56.2	57.8	57.0
政府最終消費支出	17.2	17.6	17.6	18.2	18.4
民間固定資本形成	17.2	17.1	17.7	18.6	19.7
公的固定資本形成	6.6	4.6	3.5	3.1	3.6
純移出入(移出－移入)	▲ 1.9	0.2	▲ 0.2	▲ 2.9	▲ 3.9
統計上の不突合	6.6	5.7	5.3	5.1	5.1
県内総生産(支出側)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3 県民経済計算の利用と課題

3.1 SNA統計基準

SNA (System of National Accounts : 国民経済計算体系) は世界共通の統計体系で、国際比較が可能であり、国内の経済政策の調整や海外援助の策定のデータとして利用されている。統計を経済実態に合わせるため、国際連合では統計基準を定期的に見直し、統計基準が作成された年が記載された名称になっている。1953年SNAではマクロ経済体系、1968年SNAでは5つのサブシステムで記録された。1968年SNAでは所得統計から生産統計へデータの見方が転換された。生産分野では、所得率を用いて推計する物的接近手法、サービス分野では、賃金等から推計する人的アプローチにより推計された。1993年SNAは、主要系列表等の中核体系から地域経済計算などサテライト勘定の作成が提唱された。

内閣府から国民経済計算 2005年基準改定値が2011年12月に公表された。この改定の目的は1993年SNAの完全移行であった。たとえば、金融機関の帰属利子からFISIM (間接的に計測される金融仲介サービス) に移行し、自社内ソフトウェア推計で、現在、公表されている最新の統計基準である2008年SNAは2005年基準改定では取り込まれていない。2000年基準改定では10次(1993年10月改定)産業分類が使用されたが、2005年基準改定では11次(2002年3月改定)及び12次(2007年11月改定)産業分類を使用す

る。たとえば、新聞・出版は、製造業から情報通信業に格付変更された。

また、2016年度に内閣府が導入を検討している2008年SNAは、1993年SNAの一次改定として小幅な改定となる見込みである。2008年SNAは、1993年SNAの1次改定であり、軍事費を資本サービスで推計、R&D（research and development：研究開発）は資本移転などが新しい推計対象としてGDPに加算予定である。

県民経済計算では、国の基準の見直しに併せ、公的部門の見直しが行われるが、対象となる団体等について2001年度からの長期時系列の推計資料が得るのは困難である。データの速報性の追求には、入手可能なデータの制約と加工の割合が高くなるため誤差拡大のリスクが伴い、データの安定性を確保できず、説明力も弱まるため、シンプルなデータ加工が求められる。

1993年SNAでは、地域勘定がサテライト勘定として位置づけられた。地域は地域の境界により区分され、付加価値や営業余剰は、地域で決めることができるが、地域内に立地する企業は地域内ですべてが意思決定できない。そのため、地域経済計算の推計方法は、統計調査を集計した一次統計データの制約から地域の境界を超える産業は按分法、事業所等の活動が把握できる積み上げ法が採用されている。

地域の経済活動は、生産されている地域で、財貨・サービスがすべて消費されているとはいえない。防衛サービスは、どの地域にも属さない集合的消費であり、受益者を特定できないが、域内人口比率などによる地域配分などにより推計が行われている。運輸業や通信業などネットワーク産業は、管理運営主体は、従業者等による配分、ケーブルやレールなどの延長距離により地域配分しデータを作成している。

3.2 基準改定の概要

県民経済計算は、地域の経済活動を包括的に把握し、関連する各種統計より作成される。基礎統計作成やの加工方法などに統計データの精度が依存し、一次統計データによりのデータの精度の水準が変化している。新しい統計基準である1993年SNAへの移行の背景としては、経済のグローバル化の進展や金融市場の発展に伴う経済社会の成熟化、社会制度の変化や国際データとの比較可能性の必要性の増大のほか、新しい統計基準への国際的要望やベンチマークデータである「産業連関表」（総務省）が公表によるためである。

経済社会の変化や複雑化に対応し、統計表の表章形式、項目の名称や概念、主な集計量であるGDP等について経済の分析可能性を高める観点からデータの更新や詳細化が行われた。1993年SNAでは、IT化など経済社会の変化に対応してソフトウェアを含めるなどGDPの推計範囲の拡大や社会保障を始めとする所得再配分を表す勘定の設定や内訳の詳細化などである。これは、経済構造の変化や社会制度の複雑化に対応した勘定の詳細化、制度部門ごとの所得の使用や分配勘定の多段階化である。

1953年SNAでは、国民所得勘定は、分配フロー面中心の推計方法であった。1968年SNAでは、産業連関表を取り入れ生産面を体系の中心におき、従来のフロー統計からストック統計に推計が拡大された。

経済環境の変化に伴い生産境界の範囲を広く設定したサテライト勘定が提示された。たとえば、市場外取引である家事活動について家庭内の活動はGDPに含まれないが、民間家事サービスの活動はGDPに含まれる。市場外取引など拡張概念をGDPの中に入れる

ことは可能であるが、推計結果は市場経済から距離が出てくるため、現実経済の動きとは離れた数値になる場合があるため、景気指標であるという点から見ると望ましくない。

制度部門別分類では、公的、非営利、政府部門のそれぞれのバランスや公的部門の経済規模の変化が明らかになる。制度部門別統計表の活用事例は少ないが、経済活動部門別表と制度部門別表の作成により各部門別の経済活動の比較分析が可能である。県民経済計算では、標本調査データの利用が多く地域データの制約から国民経済計算並みの統計表の作成は困難である。

県民経済計算の 1968 年 SNA へ移行は、分配面中心の推計から生産面中心の推計への移行に約 10 年を要したが、1993 年 SNA は、1968 年 SNA から実質的な変更は少なく短期間での移行が求められた。県民経済計算 1993 年 SNA 改定では、新たに追加した面を中心に改定が行われ、2002 年度に改定値が公表された。生産系列では、受注型ソフトウェアの中間投入から固定資本形成への取り扱いの変更などである。分配系列では、用語の名称変更が主で、推計方法に大幅な変更はない。支出系列では、単身者世帯の推計方法や受注型ソフトウェアの追加など推計方法が変更された。公的部門の範囲について政府が支配あるいは政府の持ち分 50% 以上の場合は、公的機関の格付することとし範囲が拡大された。推計資料収集に当たり各県が国出先機関などを対象に実施する「財政状況調査」の調査対象が見直された。

生産系列では、ソフトウェアの推計など時代にあった統計に合わせるなど推計手法が変更された。分配系列では、統計表は用語の変更を除き、雇用者報酬の総計は改定前と同じで、項目の組替えによる表章となった。支出系列では、主な改定は受注ソフトウェア及び社会資本減耗推計である。最終消費支出では、医療保険や介護保険を誰が負担したかで区分され、自己負担は給付金が政府から個別消費として取り扱われる。消費支出の多様化に伴い、消費支出費目が 12 大費目に推計項目が拡大された。政府サービスでは、個人を対象とした個別支出、集団を対象とした集合支出に区分変更が行われた。社会資本減耗は、1968 年 SNA では社会資本は永久に使用できる、すなわち社会資本減耗がないと仮定して処理していたが、耐用年数の存在を認め、定額法により新規に社会資本減耗が計上された。資産統計などストック統計は、データの制約から都道府県レベルでは推計されていない。

3.3 推計データと推計手法の課題

景気はデータ把握の問題から経済量の変化による需要側のデータが主に使用される。そのため需要側データが全国ベースでは比較しやすいが、地域では、需要側推計項目ではデータが限られ、地域別移出入の推計が困難である。地域の経済分析には、生産側のデータが主として用いられるが、地域別営業余剰などの個別データの積み上げは困難であるため、データ加工により作成する。地域データは、個々のデータの積み上げによる作成、全国値などのデータ加工により作成する方法のほか、業務上集計された業務統計を利用する方法や関係機関への照会によりデータを利用する方法がある。たとえば、全数調査である地域別集計がある「国勢調査」（総務省）などの一次統計から地域別の就業者数や雇用者数などが推計される。このほか、関連団体等の決算関係資料など業務統計から地域別に集計したデータから推計される。（表 8）

表 8 県民経済計算推計方法

項 目	内 容
積み上げ方式 (市町データから県データを推計)	① 県別一次統計公表データを用いた推計（就業者数、雇用者数など地域別統計を集計して推計） ② 県別業務データを用いた推計） ・ 社会負担・給付など地域別にまとめられた業務データを利用 ・ 関係機関への照会、財政状況調査で得た数字を利用
按分方式 (国データから県データを推計)	国民経済計算データの利用、準用 ① 県別データが取れないものについて、関連指標により国値を地域別に分割して推計 ② 県民経済計算で求められた比率を準用する（就業者二重雇用比率など）

県民経済計算では、地域別集計がない項目について国民経済計算データを準用し、全国値を「国民経済計算」(内閣府)を関連指標により分割し推計する。概念が異なるデータは、データ補正が行われる。たとえば、雇用者数は副業者数を含めて推計するが、一次統計では推計できないため、国民経済計算で推計したデータで副業者を含む就業者比率である二重雇用比率を用いて推計する。

2000 年以降、国の省庁再編や大学や政府機関の独立行政法人化など社会制度が変化しており、県民経済計算においても統計の概念変更に対応する。基礎データである一次統計の産業分類等の改定や農林水産統計等では調査項目の廃止が行われており、これに伴い現行の推計方法が適用できなくなるため、推計方法の変更が必要となる。推計項目において地域別に該当する一次統計がない場合、標本調査データを用いて関連指標による全国値を按分推計するが、推計値が経済実態に合致しているかなどの検証が必要である。地域別の集計データがない場合は、関連統計のトレンドを指数化したデータによる延長推計や関連データを用いて推計した間接推計である残差推計がある。このほか、前年度の分割比率を固定した推計や改訂時に統計データが得られない場合の推計方法の検討が必要である。

また、推計概念上の項目として、他の項目との残差として推計された統計上の不突合や貯蓄額などバランス項目について、不規則変動により増減寄与など説明が困難な場合は、推計過程における誤りや推計漏れが生じている可能性が考えられるため、関連する一次統計データの動きと整合性がとれるか十分な精査が必要である。

生産拠点の海外への移転が加速し、産業空洞化による製造業の総生産に占める構成比が低下する中、サービス産業の構成比が上昇し、経済のサービス化が進展している。特にサービス業の推計は、国値に従業者比率で按分し推計するものが多く、この推計方法では、地域間の差は、部門を統合したときの国と地域との産業の構成比による加重平均による差でしかあらわせない。従業者 1 人当たりの総生産が比較的高い都市と比較的低い農村地域の労働生産性を十分に考慮したものとはなっていないため、地域性をあらわすためには、地域別の労働生産性などの調整が必要となる。「2012 年経済センサス・活動調査」(総務省・経済産業省)の集計結果の利用により全産業の売上高等の経理項目データ利用により、

推計誤差の縮小が期待される。

3.4 県民経済計算の推計上の課題

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2009年3月13日閣議決定）では、「国民経済計算については、推計の枠組みとなる国際基準に準拠」することが定められ、「国際基準への準拠のうち、速やかな対応が必要なものとして、①自社開発ソフトウェアの取扱い、②公的部門の分類基準、③F I S I M（Financial Intermediation Services Indirectly Measured：間接的に推計する金融サービス）などが挙げられる」とされた。

県民経済計算は、地域の経済活動を包括的に把握し、関連する各種統計より作成される。基礎統計作成やの加工方法などに統計データの精度が依存し、一次統計データによりのデータの精度の水準が変化している。1993年SNAへの移行の背景としては、経済のグローバル化の進展や金融市場の発展に伴う経済社会の成熟化、社会制度の変化や国際データとの比較可能性の必要性の増大のほか、新しい統計基準への国際的要請やベンチマークデータである「産業連関表」（総務省）の公表による。1993年SNAでは、IT化など経済社会の変化に対応してソフトウェアを含めるなどGDPの推計範囲の拡大や社会保障を始めとする所得再配分を表す勘定の設定や内訳の詳細化などである。これは、経済構造の変化や社会制度の複雑化に対応した勘定の詳細化、制度部門ごとの所得の使用や分配勘定の多段階化である。2005年度基準改定では、国民経済計算の基準改定に準じた改定作業の検討が行われ、2010年度確報推計時に実施された。

県民経済計算では、SNA推計の基本的な推計単位において国際基準とは異なる扱いがなされてきており、生産勘定における推計単位である経済活動別単位（事業所単位）とした推計が行われている。基礎統計の信頼性等から生産系列を中心に整備され、支出系列に統計上の不突合が設定されている。

県民経済計算の推計にあたっては、国民経済や都道府県経済の比較や県民経済の統計表相互の比較など利用分析面からの諸要請にこたえるため、国民経済計算が2011年12月に金融仲介サービスに関する概念変更（F I S I Mの導入）、資産推計の充実・改善（固定資本減耗への時価評価の導入ほか）などの項目で2005年基準改定（2010年度確報推計時）が行われた。これらは、必ずしも国民経済計算の推計方法に合致したものではないが、国民経済計算と正確な比較をする上で、推計値の精度確認が必要である。

(1) 2005年基準改定の概要

主な内容は、産業分類の変更、公的部門の分類基準の変更など、経済構造の変化を適格に反映した推計への変更である。F I S I Mの導入や自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上など新たな概念の取り込みである。新概念導入により生産系列の金融業の推計、分配系列及び支出系列の変更である。

共通の項目では、産業分類の変更は、2005年以降は2002年改定産業分類による表章、2004年以前は、2000年基準のままの表章となる。表章レベルだけではなく、推計作業でも異なる分類で推計する。公的部門の格付け変更では、公的・民間部門の区分を、従来の「政府による所有かつ支配」から、「政府による所有又は支配」に変更された。政府諸機関の格付けは毎年変更となるため、留意が必要である。

生産系列の改定では、金融業の推計変更では、「F I S I M産出額」、「手数料」及び「日銀の産出額」をそれぞれ推計する。このうち「F I S I M産出額」は、国値を各金融機関の預金及び貸出の県別残高で按分して推計する。仲介型公的金融機関の県別残高の推計においては、分配系列側との連携が重要である。情報通信業では、2000年基準までの「運輸・通信業」から「情報通信業」を独立させ、「電信・電話業」、「郵便業」、「放送業」、「情報サービス業」、「映像・文字情報制作業」に分割して推計「電信・電話業」には「インターネット付随サービス業」が、「映像・文字情報制作業」には製造業だった「新聞・出版業」が含まれるため、2005年度以降は、「情報通信業」は新たな産業として扱われる。このため、時系列上の断裂により「情報通信業」の2005年度値の対前年増減率は表章できない。

固定資本減耗の推計方法の変更では、国連の推計マニュアルでは、企業の財務諸表による簿価評価ではなく、時価評価を推奨している。改定マニュアルでは2つの方法を提示し、国の時価評価の固定資本減耗比率を準用し、簿価評価で推計後、関連データから簿価・時価比率で時価評価に転換する。

分配系列の改定では、F I S I M導入に伴う財産所得の推計方法の変更では、預金・貸出の平均金利から受取・支払額を推計する方法から、参照利子率による推計に変更した。変更後の参照利子率から推計した受取・支払利子をF I S I M調整後として表章するが、従来の推計方法による受取・支払利子をF I S I M調整前として参考として表章する。

制度変更による「その他の経常移転」の見直しでは、社会保障制度の改革により老人保健から後期高齢者医療への移行、子ども手当の創設や制度変更による二重推計や推計漏れなどの推計上の過不足がないよう留意する。

支出系列の改定では、家計最終消費支出の推計方法の変更（SNAベースへの変更）では、家計のF I S I M消費額を補正推計後に加算する。コンピュータソフトウェアの推計では、コンピュータソフトウェアを無形資産として推計する点に注意が必要である。財務諸表から総固定資本形成を推計する場合、既にソフトウェアも資産計上されている。受注型ソフトウェアも自社開発ソフトウェアも、国値を按分して推計する。F I S I M導入により「財貨・サービスの移出入（純）」を新たに表章する。これは、「財貨・サービスの移出入（純）」は「F I S I Mを含めた財貨・サービスの移出」、「（控除）F I S I Mを含めた財貨・サービスの移入」の計である。

(2) 経済センサスデータの活用と推計精度向上について

「経済センサス」の実施により、農林水産業を除く事業所の売上、経費等のデータが得られる。現在、県民経済計算の推計において、国民経済計算の推計に利用した統計データが地域別には集計や提供されていなため利用できないことは推計上の大きな障害となっている。業種により調査票回収率が低い業種があり、県民経済計算の推計に当たって、推計精度が低い項目についてふくらし推計等原データの補正の検討が必要である。経済センサスの経理項目データとこれまでの推計値と調査方法の相違等から時系列データ上で断層があるため、経済センサスデータの利用に当たり、新たな推計方法の検討が必要になる。

「経済センサスー活動調査」により特にサービス分野の統計調査、全産業包括的な産業構造統計調査が整備されるが、統計環境の悪化のもと業種ごとの精度のばらつきが懸念される。長期時系列データの整備のため、「経済センサスー活動調査」をベンチマークとして

用できる新たな推計方法の検討が必要である。

経済センサスデータを加工した指標（対全国従業者比率など）として使用する場合は、実数の使用と比較して問題が小さいが、金融危機（2009年9月）以降の経済構造変化の考慮や母集団変更や、調査方法の変更の影響がある。全数データの利用は積み上げが基本であるが回収率等から部門によってはデータ精度に懸念があるため何らかの補正の検討が必要である。

「経済センサス基本調査」、「経済センサス活動調査」で利用する場合、地域データの積み上げが基本である。地域をつなぐネットワーク産業は地域分割方法が課題である。

「2009年経済センサス基礎調査」について按分比率として用いるのであれば接続性はそれほど問題にならない。「経済センサス」と「事業所・企業統計」とのデータ接続については、「2009年経済センサス」産業分類を、細分類レベルで「2006年事業所・企業統計調査」における産業分類に組み替えして各産業の従業者数を再集計による検証が必要である。断層が見られる部門は補正を行う必要があるが、回答率低下による影響の排除は困難である。

また、企業単位で売上高を把握は電気・ガス・水道・熱供給業、通信業などネットワーク産業では地域ごとの正確な経済活動の把握は困難である。複数の事業を営んでいる事業は売上高の最も多い業種に格付されるが、多次元の業種は、いろいろな尺度を使って多面的に比較検討する必要がある。

「経済センサス」データは、行政記録から新たに把握した分が増加した可能性が高く、「2009年経済センサス基礎調査」は、「2006年事業所・企業統計」との比較では、増加ではなく横ばいであると考えられる。これまで「国勢調査」の就業者数等で把握されていた経済のサービス化が確認された。加工統計は、複雑な推計方法を採用している場合、「経済センサス」の結果をそのまま推計値として使用できるため、推計値の仮定の妥当性の検証ができる。「国勢調査」、「商業統計」、「工業統計」による地域分析で経済の発展を分析してきたが、「経済センサス」データの分析により地域の特色が出せる。「経済センサス」に追加的調査を加えると、地域経済分析の範囲の広がりが期待できる。

調査区等小地域データにより経済圏地域の特定、モデル地域推計の分析が可能である。「経済センサス」は、全数調査の利点を活かした地域分析が期待できる。データの精度を確保し、説明するためにシンプルな加工で指標を作成することが重要である。過去との断層については、経済指標との相関結果から都道府県レベルでは見える断層はないと考えられる。地域別集計は市区町村集計が基本で、限られたサンプル数で一定の精度を確保するため、欠測データの補完が必要であり、事業所別の推計では従業者比率により按分した補完データが作成されている。事業所数や従業者数を除く売上額等経理関係の秘匿情報の取り扱いについては、たとえば、ある数字で丸める方法や階級標記（推計値の最小及び最大区間の表示）や全産業集計値の内訳についてはノイズを加えた標記によるデータ公表など加工や表章の工夫が必要である。

4 サテライト勘定の推計と課題

4.1 兵庫県民勘定行列（兵庫県NAM）の概要

全国の都道府県では、県内の経済活動を体系的に記録する統計体系として県民経済計算

が推計されている。しかし、それは県内の経済活動の全容把握を目的としているため、各種経済活動に伴う体系的に把握している。所得支出勘定や資本調達勘定データを用いて作成し、経済循環を一覧表にまとめた「兵庫県民勘定行列」である。

経済循環は、まず経済活動として、生産活動、所得の分配・使用活動を行う。そして、蓄積活動を行う。ストック勘定があれば、期首ストックと期末ストックが経済循環の一部として記録される。県民勘定行列（National Accounting Matrix）は、生産勘定、蓄積勘定、県外勘定における県内経済循環構造のフロー部分を一覧表にしたものである。

経常勘定は、財貨・サービス生産消費、所得の発生、分配、使用である。財貨・サービス生産、消費は、財貨・サービス勘定（県内産出額）、生産勘定（経済活動別県内総生産＝産出額－中間投入）、消費目的勘定（最終消費支出）である。所得の発生、分配、使用は、所得の発生勘定（県民純発生所得）、所得の第一次分配勘定（県民純所得＝県民純発生所得＋財産所得（純受取））、所得の第二次分配勘定（県民純可処分所得＝県民純所得＋その他の経常移転（純受取））、所得の使用勘定（最終消費支出、純所得）である。

蓄積勘定は、資本勘定（県内総固定資本形成）、貯蓄投資差額、（控除）固定資本減耗であり、県外勘定は、県外（財貨・サービスの純移出入、県外からの雇用者報酬、財産所得、県外からの経常移転）である。

4.2 県民勘定行列作成の意義

(1) 経済循環の把握

財貨・サービスの生産および需要の把握である。産業連関表は産業別に詳細に記録するが、付加価値と最終需要の間にある所得循環を記録対象としない。この統計表は、付加価値の生産・分配・再分配・支出の経済循環の把握である。県民経済計算は完全接合性を持つ勘定体系で把握するが、それらをT型勘定群で示すことが多く、勘定間のつながり、取引を通じた所得の流れなどを明示しない。県民勘定行列は、経済循環をひとつの行列上に体系的に記録したものであり、県民勘定行列は、それと整合的に移輸入、域外で得た雇用者報酬の域内での支出などを計上するため、域外との取引額が大きい地域における経済循環を把握、表示する。

この統計表は、詳細な部門分割の可能性であり、行列の持つ伸縮性により、県民勘定行列は全体の経済循環を壊すことなく、一部の取引を集計・分割できる。関連統計を用いて、第1次産業、第2次産業、第3次産業など産業別の生産勘定の分割、常用雇用、臨時雇用など雇用形態別の雇用者報酬の分割、収入金額など所得階層別の家計の分割することができる。これにより様々な産業、雇用形態、家計が一つの経済循環のなかに整合的に位置づけられ、産業構造の変化と家計の所得格差の関連性などの分析が可能となる。

(2) モデル分析への適用

このモデルによる経済分析への適用可能性は、行列演算を用いて、県民勘定行列をSAM乗数モデルと言われる経済モデルに展開することにより、移輸出の増加など外生変化が、一定の仮定のもと、経済循環を通して生産、家計所得、税収など県経済に及ぼす影響を考察できる。県民勘定行列はCGE（Computable General Equilibrium；計算可能な一般均衡）モデルのデータセットとしても活用できる。県民勘定行列の行は当該部門の受取を、

列は支払を示している。行和と列和はそれぞれの部門において等しいため、各取引を変数で表示し、行部門の取引と列部門の取引を等式でつないだ式はC G Eモデルにおける各部門の収支バランスを示す。県民勘定行列における各取引額は当該経済の初期状態を示しており、同モデルにおけるパラメーター推計に用いられる。

4.3 県民勘定行列の構造

県民経済計算体系に合わせて、地域版NAM (National Accounting Matrix) の構造を示す。ここで使用する県民経済計算の統計表は、基本勘定、制度部門別所得支出勘定である。基本勘定には、県内総生産勘定、県民可処分所得と使用勘定、資本調達勘定（実物取引）、県外勘定（経常取引）がある。県民勘定行列は、同じ名称のついた行と列の組が1つの勘定を構成し、行にその勘定にとっての収入項目が、列にその勘定にとっての支出項目がそれぞれ記帳される。そのため、同じ勘定名を持つ行と列について、常に行和＝列和が成立する。（表9）

県民勘定行列の内容（表9①～⑨）は次のとおりである。

①財貨・サービス勘定（供給と需要）

県内における財貨・サービスの供給は、産出額、統計上の不突合及び移輸入の合計で表され、これが中間投入額、最終消費支出、総資本形成及び移輸出の合計で表される需要に等しくなる。（産出額＋統計上の不突合＋移輸入＝中間投入額＋最終消費支出＋総資本形成＋移輸出）

② 生産勘定：中間投入により産出を生み出し、県内総生産（粗付加価値の合計）が発生した。（産出額－中間投入額＝県内総生産）

③消費目的勘定（最終消費支出）：消費目的別×制度部門別に分類された最終消費支出は、財貨・サービス別×消費目的別に分類され、財貨・サービス勘定に記帳される。

④所得の発生勘定（県民純発生所得）：県内総生産に県外からの雇用者報酬（純）を加え固定資本減耗を控除することにより県民純所得（純付加価値の合計）となる。（県内総生産＋県外からの雇用者報酬（純）－固定資本減耗＝県民純発生所得）

⑤所得の第1次分配勘定（県民第1次純所得・県民純所得）：県民純所得に財産所得（受取）を加え、財産所得（支払）を控除することにより県民第1次純所得を得る。（県民純所得＋財産所得（受取）－財産所得（支払）＝県民第1次純所得（県民純所得））

⑥所得の第2次分配勘定（県民純可処分所得）：県民第1次純所得に、その他の経常移転の受取を加え、その他の経常移転の支払を控除することにより県民純可処分所得を得る。（県民第1次純所得＋その他の経常移転（受取）－その他の経常移転（支払）＝県民純可処分所得）

⑦所得の使用勘定（最終消費支出と純貯蓄）：県民純可処分所得から最終消費が行われ、その残額が純貯蓄となる。（県民純可処分所得－最終消費支出＝純貯蓄）

⑧資本調達勘定（県内総資本形成と貯蓄投資差額）：純貯蓄に県外からの資本移転等（純受取）を加え、そこから県内総資本形成を行い、その残額が貯蓄投資差額となる。但し統計上の不突合調整済みである。（純貯蓄＋統計上の不突合＋県外からの資本移転等（純）－県内総資本形成－固定資本減耗＝貯蓄投資差額）

⑨県外勘定（県外収支と県内貯蓄投資差額）：移輸出、県外からの雇用者所得（純）、県外

からの財産報酬（純）、県外からのその他の経常移転（純）、および県外からの資本移転等（純）の合計から、移輸入を控除したものが、県外の収支となり、県内の貯蓄投資差額に等しくなる。（移輸出＋県外からの雇用者報酬（純）＋県外からの財産所得（純）＋県外からのその他の経常移転（純）＋県外からの資本移転等（純）－移輸入＝貯蓄投資差額）

表9 兵庫県民勘定行列(簡略版)(平成22年度)

(単位:億円)

行:収入項目 列:支出項目 (行和＝列和)		経常勘定							蓄積勘定	県外勘定	行和	
		財貨・サービス勘定	生産勘定	消費目的勘定	所得の発生勘定	所得の第1次分配勘定	所得の第2次分配勘定	所得の使用勘定	資本勘定	県外		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
経常勘定	財貨・サービス勘定	①		169,724 中間投入額	138,636 最終消費支出				41,892 県内総資本形成	146,321 移出	496,573	
	生産勘定	②	353,186 産出額								353,186	
	消費目的勘定	③						138,636 最終消費支出			138,636	
	所得の発生勘定	④		183,462 県内総生産					▲ 43,601 (控除)固定資本減耗	11,482 県外からの雇用者報酬(純)	151,342	
	所得の第1次分配勘定	⑤			151,342 県民純発生所得	13,434 財産所得(純)				13,434 県外からの財産所得(純)	178,211	
	所得の第2次分配勘定	⑥				164,777 県民第1次純所得(県民純所得)	24,615 その他の経常移転(純)			24,615 県外からのその他の経常移転(純)	214,007	
	所得の使用勘定	⑦					189,392 県民純可処分所得				189,392	
	蓄積勘定	⑧	▲ 10,895 (控除)統計上の不突合					50,756 純貯蓄	41,892 県内総資本形成	1,052 県外からの資本移転等(純)	82,806	
県外勘定	⑨	154,282 移入						42,622 貯蓄投資差額		196,904		
列和			496,573	353,186	138,636	151,342	178,211	214,007	189,392	82,806	196,904	2,001,056

(資料)兵庫県統計課「2010年度兵庫県民経済計算」

4.4 兵庫県民勘定行列の活用

県民経済計算に基づく部門の設定である。県民勘定行列には、「生産勘定」「所得の発生勘定」「第1次所得の配分勘定」「所得の第2次分配勘定」「所得の使用勘定」などが設定されている。それらにより財貨・サービスの生産および需要、生産活動に伴う付加価値の発生と各制度部門への分配など兵庫県における経済循環を整合的に行列上に記述する。

また、県民経済計算データによる経済循環の他県との比較、接続や制度部門ごとの勘定（所得・支出状況）の明示ができる。第1次所得の配分勘定、所得の第2次配分勘定に5つの制度部門（非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む））及び財産所得など取引を示すダミー勘定を設定することにより、制度部門間の再分配・移転を明示できる。

(1) 経済循環の比較分析

県民勘定行列の行は当該部門の受け取りを、列は支払いを示す。行構成比は所得の源泉に関する比率を、列構成比は所得の支出に関する比率を表わす。それらを時系列的に比較することにより、各部門の取引構成がどのように変化したのかについて考察できる。

経済循環の横断面比較では、県民勘定行列は県民経済計算を基礎統計としているため、各県の経済循環を同一の部門概念で把握することができる。各部門の行構成比、列構成比を他県と比較することにより兵庫県取引構成の特徴を把握する。乗数を横断面的に比較することにより、兵庫県経済が外生変化より受ける影響が他県と比べてどのような特徴を持っているのかについて考察できる。

財政収支問題を、地方政府で見た場合の時系列分析として、財政収支と経済成長との関係などがあげられる。国民経済計算では 2005 年度推計から基礎的財政収支（プライマリーバランス）を新規項目として設けている。従来の県民経済計算統計表では推計できないが、財政収支を見ることは重要な分析の一つになる。基礎的財政収支の指標として名目 GDP 比（＝基礎的財政収支／名目県内総生産）が用いられ、算出式は次のとおりである。

基礎的財政収支＝貯蓄投資差額＋支払財産所得（純）で、支払財産所得（純）＝支払財産所得－受取財産所得である。

貯蓄投資差額は、部門別のバランスを示している。一般政府の貯蓄投資差額は、政府が購入する土地は投機目的ではないので、将来の売却を前提とせず、貯蓄投資差額は土地を含むものと考えられる。兵庫県 NAM（県民勘定行列）の行構成比の変化を見ると、制度部門別の所得源泉比較ができる。県民勘定行列の列構成比の変化を見ると、制度部門別の所得支出比率の比較ができる。

(2) 県民勘定行列の拡充

県民勘定行列は、経済循環をより詳細に記述できる。現行の県民勘定行列は経済循環の枠組みを示しており、関連統計を用いて産業別生産勘定、雇用形態別雇用者報酬、所得階層別家計所得を分割することにより産業構造の変化と家計の所得格差の関連性などを分析することができる。SAM乗数モデル分析では、行列の特性を利用し、これらをSAM（Social Accounting Matrix）乗数モデルで分析すること、県民勘定行列をもとにCGEモデルの構築、分析が可能となる。

SAM乗数モデルは列構成比を一定とし、各部門は受取額に比例してそれぞれの支出を行う（勘定行列から得られる支出係数が一定）とする。乗数を時系列的に比較することにより、前述の支出構成の変化が複合され、移輸出の増加など外生変化が家計にもたらす影響をどのように変化させたのかについて考察ができる。SAM乗数分析について記号であらわすと次のとおりである。

それぞれの取引を支出側の勘定を列、収入側の勘定を行にした交点に計上する。

$$X = S \cdot X + F$$

X：内生部門_iについて行和、列和から成る列ベクトル

S：支出係数 S_{ij} から成る正方行列

F：外生部門からの支出額 F_j から成る列ベクトル

これをXについて解くと、 $X = (I - S)^{-1} \cdot F$ を得る。（I：単位行列）

ここで、乗数 $(I - S)^{-1}$ は、外生ベクトルFの変化が、内生化した取引を通じ、各産業の生産額、付加価値額、（制度部門別）所得額などの各内生部門の受取額にもたらす乗数効果である。外生部門は、①分析目的に応じた部門（消費目的勘定、政府最終消費、県外勘定）、②列和に対し比例の仮定になじまない部門（生産勘定仮設部門）、③列和がゼロで

支出係数を計算できない部門（固定資本減耗など）である。政府最終消費支出はコストオーバー分を自己消費する場合、医療費の保険負担分が政策的に決まると考える場合は外生扱いする。制度部門別資本調達勘定から域外勘定への支払には、各部門の資金過不足が含まれる。県民勘定行列では、資本調達勘定を制度部門ごとに設定、それぞれの部門の資本調達構成と投資構成を示す。資本調達勘定が一部門である場合、域内各部門の資金過不足が相殺され、域外からの資本移転等のみが行列上に記録されるが、当該勘定を制度部門別に分割すると、行列上で各部門の資金過不足を処理することが必要になる。金融取引がその役割を果たすが、現段階では基礎統計の制約によりそれらを県民勘定行列に記録することは困難である。ここでは各部門の資金過不足を域外勘定に計上、当該勘定の行部門でそれらを合計、相殺し、行和として域外への純資本移転等のみを算出する形を採用している。経済循環の記録上、この計上方式で問題はない。県民勘定行列をSAM乗数モデルなどモデル分析に適用する場合、これが結果に及ぼす影響についても留意する。

5 サテライト勘定の推計と課題

1993年SNAで導入された生産境界の範囲を広く設定した勘定で、研究会で試算した。

環境サテライト勘定は、環境と経済の相互関係を体系的に把握するための統計表（推計年次：1990年、1995年、2000年、2003年）で内閣府研究会（2005年度～2008年度）において推計した。経済活動を貨幣単位（円）、環境負荷を物量単位（トン等）、廃棄物処理過程（排出－投入－蓄積）を物量表示し、内部的処理活動（事業所内の廃棄物処理活動）を明示している。分析関連指標：環境効率改善指標（＝環境改善率／GDP改善率）、県民勘定行列に産業連関分析手法を応用したSAM乗数分析では、外生化された乗数を変化させ経済循環を通じ財・サービスなどに与える経済効果と環境負荷への影響など分析ワークシートを作成し兵庫県ホームページ（統計）で公表した。^{注3）}

観光サテライトは、観光分野の経済統計に関する国際基準（TSA）に沿った観光GDP（観光関連産業付加価値額）を推計し、観光産業の時系列（1990年度～2011年度）を比較分析した。推計方法は、観光消費額（A）＝消費単価×観光客数＋旅行会社収入、観光GDP＝観光消費額（A）×付加価値比率である。観光データの調査対象の定義が施設で統一（観光客入込客数、消費単価）など一次統計の利用上の課題がある。

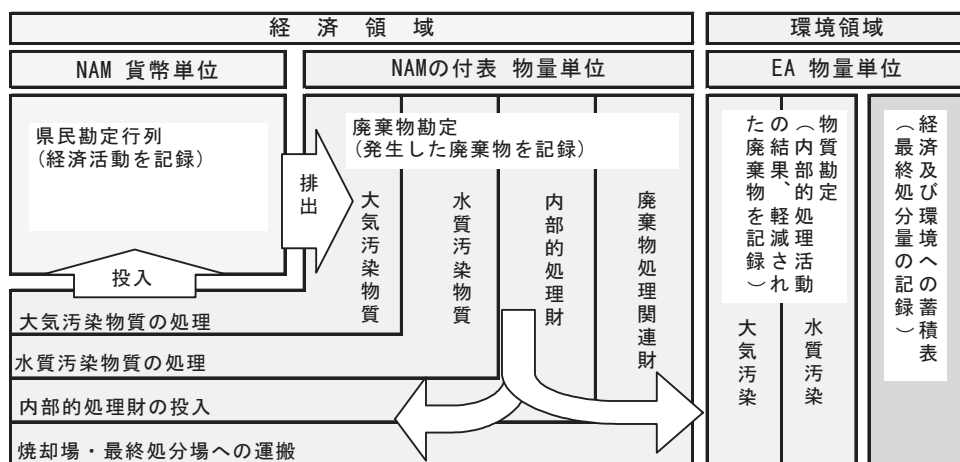
5.1 環境経済統合勘定の推計

兵庫県では、内閣府が2005年度に設置した「地域における環境経済統合勘定の推計作業に関する研究会」に参画した。そこでは、パイロットスタディとして兵庫県を対象に「地域版ハイブリッド統合勘定」の開発と試算が行われた。地域における環境と経済の相互関係を体系的にまとめた「2000年度兵庫県環境経済統合勘定」が2006年6月に公表された。この環境経済統合勘定の中に県民勘定行列が組み込まれている。（図1）

県民勘定は作成それ自体が目的ではなく、政策に利用されることを目的に作成されるものである。県民経済計算により県の経済循環をあらわすことができるが、環境分野の詳細な循環状況はわからない。ライフサイクルにおいて循環する資源には、新規に使用する資源（＝使用する資源－リユース（再使用）・リサイクル資源）と廃棄する資源（＝使用する

資源－リユース（再使用）・リサイクルできる資源）がある。リサイクル資源や廃棄する資源の流れを環境経済統合勘定において把握が可能となる。

図1 地域版環境経済統合勘定基本表の概念図



(1)環境経済統合勘定の概要

地域における環境と経済の相互関係を体系的に把握した「兵庫県環境経済統合勘定」が作成された。これは環境と経済の相互の関係を明らかにし、大気、水質、廃棄物などの環境データを経済活動と結合することにより環境分野のデータを一覧表にしたものである。

この統合勘定の作成により、地球温暖化や酸性雨などの大気分野、水質汚濁負荷量などの水質分野、廃棄物最終処分量などの廃棄物分野における経済活動と政府や民間の環境サービスと環境負荷の関係を統合的に見ることが可能となった。

経済活動から生まれる経済的効用（付加価値額の増加）に対して環境負荷がどのように改善されたかを見るため、温室効果、酸性化、富栄養化、廃棄物の最終処分など環境分野別の指標である環境効率改善指標を新たに作成した。これはGDPの増加率に比べて環境負荷がどのように変化しているかを見ることができる。環境負荷の増加率が経済的効用の増加率と比べ小さいことは、経済の持続可能性から見て望ましいことである。この指標の改善が持続可能な社会づくりに向けての政策目標の重要な指標の一つとなる。

経済活動分類をより詳細に記録することで、どの経済活動からどの程度廃棄物が発生しているといった経済と環境の相互関係が把握できる。特に生産活動・消費活動により排出された廃棄物などの環境負荷物質が内部的処理活動への投入により軽減され、その後最終処分された環境に蓄積されるといった過程を記録できることが特徴である。

この統合勘定において環境に関する情報は、環境負荷物質は地球温暖化問題としてCO₂、大気汚染防止法で規制されている大気汚染物質（窒素酸化物NO_x、硫酸酸化物SO_x）、水質汚濁防止法で規制されている水質汚濁物質（化学的酸素要求量COD、総リンT-N、総窒素T-P）である。なお、廃棄物処理の内部的処理活動については、軽減量（除去量）データが把握できないため、発生量＝排出量として推計している。

この環境経済統合勘定は、持続可能な社会の実現に向けた環境政策の決定を行う上で必

要な情報を提供することができる。兵庫県環境経済統合勘定は経済活動を貨幣単位で表示する一方で、環境負荷を物量単位で表示しており、環境負荷を貨幣換算する際の推計上の曖昧さを排除している。実際に行われている各種の環境対策だけでなく、環境対策が講じられていない環境負荷（社会的環境費用）についても記録の対象にしているため、兵庫県における経済と環境の相互関係の詳細かつ体系的な把握や対策が講じられていない潜在的な環境問題の発見などがこの統合勘定のメリットとして考えられる。

(2) 環境効率改善指標

環境と経済との関連指標を作成することにより環境負荷や環境効率などを客観的なデータで明らかにすることができる。指標は環境効率改善指標（デカップリング指標）と環境と経済の費用対効果分析指標である。この経済と環境の持続可能性を測る環境効率改善指標はOECD（経済協力開発機構）などではこれをデカップリング指標と呼んでいる。

この環境効率改善指標の計算式は、次式のとおりである。

$$\text{環境効率改善指標} = \left(1 - \frac{\text{期末環境負荷 (EP)} / \text{期首環境負荷 (EP)}}{\text{期末経済的駆動力 (DF)} / \text{期首経済的駆動力 (DF)}} \right) \times 100$$

DF（Driving Force）は経済的駆動力（県内総生産など）を、EP（Environmental Pressure）は環境負荷をそれぞれ表している。たとえば、GDPの増加率より環境負荷の増加率が小さく、その結果としてこの指標がプラス値をとるときに、環境効率は改善しているとみなし、マイナス値の場合は、環境効率は悪化しているとみなす。

兵庫県環境経済統合勘定の時系列データをもとに環境効率改善指標を推計した。（表 10）

兵庫県において環境効率の高い改善を示した項目は、対前期比では、破棄物最終処分量のうち生産活動分（1995 年度／1990 年度、2000 年度／1995 年度）、民間最終消費分（2000 年度／1995 年度）、1990 年度比ではCOD総排出量、総リン排出量である。

これとは逆に環境非効率性が中規模の非改善を示した項目は、対前期比では温室効果ガス排出量計（廃棄物処理活動分 2000 年度／1995 年度）、1990 年度比では温室効果ガス排出量計（民間最終消費分 2000 年度／1990 年度、2003 年度／1990 年度）である。（表 10）

表10 環境効率改善指標の推移

(単位:%)

項目		対前期比						1990年度比			
		1995/1990年度		2000/1995年度		2003/2000年度		2000/1990年度		2003/1990年度	
		兵庫県	全国	兵庫県	全国	兵庫県	全国	兵庫県	全国	兵庫県	全国
大気	温室効果ガスCO ₂ 等排出量計	16.58	1.25	▲ 17.10	0.87	▲ 1.75	▲ 3.04	2.31	2.11	0.60	▲ 0.87
	生産活動分	17.17	▲ 3.02	▲ 19.12	2.48	▲ 1.46	▲ 5.44	1.33	▲ 0.47	▲ 0.11	▲ 5.94
	民間最終消費分	▲ 18.15	0.85	▲ 14.50	▲ 5.93	5.44	2.65	▲ 35.28	▲ 5.04	▲ 27.91	▲ 2.25
	廃棄物処理活動分	▲ 21.90	▲ 7.50	▲ 26.14	▲ 5.70	7.77	▲ 7.21	▲ 53.76	▲ 13.63	▲ 41.81	▲ 21.82
	窒素酸化物Nox総排出量	21.29	7.50	▲ 5.95	4.89	▲ 8.82	0.24	16.60	12.03	9.25	12.24
	硫黄酸化物Sox総排出量	29.37	17.00	▲ 0.56	9.74	▲ 11.91	▲ 2.59	28.98	25.09	20.53	23.15
水質	化学的酸素要求量COD総排出量	32.69	22.99	5.59	11.90	19.96	6.92	36.45	32.16	49.14	36.85
	総リン-T-P総排出量	23.14	17.24	▲ 1.20	23.74	34.95	13.73	22.22	36.88	49.40	45.55
	総窒素T-N総排出量	16.08	11.86	7.85	5.04	19.55	▲ 0.78	22.67	16.30	37.79	15.65
廃棄物	最終処分量計	28.65	30.86	24.56	33.60	27.56	28.13	46.18	54.09	61.01	67.00
	生産活動分	30.52	27.78	23.75	35.72	27.98	30.23	47.02	53.58	61.84	67.61
	民間最終消費分	▲ 1.94	32.62	25.77	26.90	31.60	19.74	24.33	50.74	48.24	60.47

(出所)内閣府「環境経済統合勘定」、「兵庫県環境経済統合勘定」

このほか、温室効果関連の指標ではGDP当たりCO₂排出量比率、エネルギー消費当た

りCO₂排出量比率等で廃棄物はGDP当たり廃棄物最終処分量の比率などが考えられる。

(3) 経済モデル（SAM乗数）による分析

経済活動と環境負荷の関連性を分析する手法としてSAM乗数分析がある。この経済モデル分析は、移輸出の変化などが中間取引、所得循環、貯蓄および投資を通じ、各産業の生産額、汚染物質・廃棄物の処理活動にもたらす経済波及効果を分析する手法である。

環境経済統合勘定をもとにした環境・経済モデルにより、外生変化が経済循環を通じ産業の生産活動、民間の消費活動にもたらす影響やそれによりもたらされる大気汚染物質・水質汚染物質・廃棄物の発生、内部的処理活動・再生利用活動への投入及び環境に蓄積される汚染物質・廃棄物の量などが計測できる。

この経済モデル（乗数モデル）は、経済活動をSAM（Social Accounting Matrix：社会会計行列）を用いて、大気汚染物質、水質汚染物質及び廃棄物処理財等の発生、処理、蓄積を経済活動とリンクした係数を用いて推計する。ただし、環境負荷は大気汚染物質等の発生・蓄積、大気汚染物質等の投入・処理、大気汚染物質等の発生・蓄積量は生産、消費などそれぞれの経済活動（100万円毎）に一定と仮定する。それらに関する規模の経済または不経済は考慮しない。

SAM乗数を用いたモデル分析に基づき算出される生産額、消費額の増加は、地域に汚染物質・廃棄物をより発生させる。SAM乗数の結果にハイブリッド勘定から得られる汚染物質・廃棄物の発生・蓄積係数を組み合わせ、経済活動の活性化がもたらすそれらの発生量や環境への蓄積量を推計できる。

環境指標の一つである環境効率の向上は、現在の指標と基準年の指標の比較による環境効率向上倍率による指標が一般的である。基準年をいつにするかでこの指標の意味合いが変化する。環境関連データの一部は整備途上であり、基準年を古くしすぎると環境データの存在が現時点のデータと比較して粗野であることから、環境指標の精度が低下し環境改善指標の厳密な比較はできないという問題がある。地域版環境経済統合勘定は、地域経済統計の総合的指標である県民経済計算における環境関連データの新たな整備につながるとともに、地域経済統計を活用した地域経済分析の新たな応用を生み出すと考えられる。

5.2 観光GDPの推計

観光は、運輸、宿泊、小売、飲食など非常に広範囲にわたる経済活動の領域を横断し、複数産業部門によって構成される分野であることから、産業分類上、独立した産業として取り扱うことは難しい。国際連合世界観光機関では、観光統計の国際基準であるTSA（Tourism Satellite Account）の作成手法や定義づくりに取り組んでおり、国土交通省では、2000年よりTSAの作成に取組み、現在は国連世界観光機関が定めた定義に合わせて作成、公表されている。観光庁では観光政策において精度の高い、統一した基準を持ち分析に必要な多くの種類の観光統計の量と質の向上に向けて取り組み、「観光入込客統計に関する共通基準」（2009年）が作成された。

地域TSAは、北海道や沖縄において作成の試みがなされているが、地域内の観光客入込み客数を正確に測ることが困難なためその他の地域ではほとんど作成されていない。観光産業に関する定義・分類や統計手法・推計手法の統一を図り、海外や地域

で比較可能な観光データを作成する必要がある。観光産業の経済規模は、売上から経費を控除した付加価値額（以下、観光GDP）による推計が必要であり、今回、兵庫県及び兵庫県内10地域（10県民局）を対象に観光GDPを試算した。

(1) 観光GDPの試算方法

観光は余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年を超えない期間の旅行をし、また滞在する人々の諸活動である。観光関連産業を産業部門別に見ると、運輸・通信業、商業（商業マージン額の合計）、個人サービス業（飲食・宿泊業など）のうち観光にかかる部門である。観光産業について定義・分類や統計手法や推計手法の統一を図り、国や地域で比較可能な観光の経済計算が行われている。付加価値ベースで観光経済を推計することで、経済の総合指標であるGDPや他産業総生産と比較ができる。観光は、運輸、宿泊、小売、飲食など非常に広範囲にわたる経済活動の領域を横断し、複数産業部門によって構成される分野であるため、産業部門分類で独立した産業として扱うことは難しい。観光産業の特徴に着目して作成されたサテライト勘定がTSAであり、各産業のGDPのうち観光によってもたらされた部分を測るための国際基準では10表の統計表で構成される。

観光産業は、運輸、宿泊、小売、飲食など複数の産業部門によって構成されている。観光産業を構成する産業のうち観光に対応する産出額（売上高）から中間投入額（経費）を控除した付加価値額の合計額が、観光GDP（観光産業県内総生産）である。

観光GDPは、県内総生産のうち観光によってもたらされた部分を関連統計により推計したものである。観光産業の付加価値額を推計することで、経済の総合指標であるGDPなどと比較できる。観光GDPの内訳を分析することにより観光客消費の県内経済活動への関わりや観光産業の現況や動向がわかる。観光庁が作成した全国版の観光GDP等の指標と比較し、兵庫県の観光産業の現況や特徴が把握できる。

(2) 観光GDPの推計方法

観光産業を構成する各産業のうち観光に対応する付加価値額を推計した。観光産業の産出額（売上高）に付加価値率を乗じ、観光産業が生み出す付加価値（観光GDP）を推計した。

推計方法の概略は次のとおりである。

観光消費額＝観光客数×観光消費単価

（内訳）交通費、宿泊費、飲食費（食事、飲食、飲酒）、土産代、施設入場料等

観光産業付加価値額＝観光消費額×付加価値比率

観光GDPの推計対象は、旅行中及び旅行前後の支出額である。観光消費には、旅行消費額、観光産業の売上高のほか、旅行前後に旅行のために購入した商品やサービスが含まれる。関連する項目の詳細な地域データが得られないため、観光庁「宿泊旅行統計調査」の全国値データ（平均単価等）を用いて推計した。国内日帰りや国内宿泊分について全国ベースの旅行前後支出比率（＝旅行前後支出計／旅行中支出計）を年度ごとに推計し、旅行中支出総額に乗じて推計した。

推計項目・資料の概略は次のとおりである。

①宿泊者数（資料：兵庫県観光交流課「兵庫県観光動態調査報告」）

ホテル、旅館、民宿・ペンション、公的宿泊施設、ユースホステル、寮・保養所、その他

②交通利用者（資料：兵庫県観光交流課「兵庫県観光動態調査報告」）

JR・私鉄・路線バス、貸し切りバス、自家用車、その他

③飲食費（資料：兵庫県観光交流課「兵庫県観光動態調査報告」）

日帰り客、宿泊客別に推計

④消費支出単価：（社）日本観光協会「観光の実態と志向」等から推計

⑤中間投入比率（資料：兵庫県統計課「兵庫県民経済計算」）

旅行会社収入（その他の運輸業）、交通費（運輸業）、宿泊費（旅館業）、宿泊費（寮保養所差額帰属計算）（旅館業）、飲食費その他（個人サービス）、買物代（商業マージン額）（小売業）

推計対象は、①旅行中消費額（宿泊旅行、日帰り旅行、別荘・保養所の消費額）、②旅行前後消費額（旅行用品の購入、写真プリントなど）、③間接消費額（産業連関分析により経済波及効果を推計、原材料波及効果（第1次間接効果）は宿泊施設の食材（農業等）の調達など、家計迂回効果（第2次間接効果）は所得増による家計消費増が新たな売上増）である。企業等の保養所や会員制宿泊施設を利用する宿泊旅行は、企業福利厚生費からの負担額や所有権の購入分は旅行中の消費行動としてあらわれないため、通常宿泊料金との差額について帰属計算し、当初推計データに加算した。（表11）

表11 観光消費額推計項目及び推計方法

項 目	推 計 方 法
1 旅行会社収入	旅行・運輸付帯サービス生産額×観光消費産出額比
2 交通費	利用交通機関別入込数×単価（1人当たり訪問回数補正）
3 宿泊費	利用施設別入込数×単価（1人当たり宿泊日数補正）
4 宿泊費（寮保養所差額帰属家賃）	寮保養所入込数×単価差額（ホテル－寮保養所）
5 飲食費その他	①日帰り客：入込数×その他費用単価－買物代（商業マージン額） 1人当たり訪問回数補正（1回当たり訪問場所による補正） ②宿泊客：入込数×その他費用単価－買物代（商業マージン額） 1人当たり宿泊日数補正（1回当たり宿泊日数補正）
6 買物代（商業マージン額）	飲食費その他消費支出額×小売業マージン率

推計データには、観光庁が作成した宿泊旅行統計や兵庫県が推計した観光客入込客統計など（1990年～2010年度）を収集し作成した。2010年度観光客入込統計のデータは、従前の統計基準が変わったため、時系列データの調整を行った。2010年度から新基準により集計されたデータであるため、今後は時系列比較のため、新しい統計作成基準を合わせた調整が必要がある。

(4) 兵庫県観光GDP推計結果

2011年度観光消費額（名目）（直接効果）は1兆274億円で、名目兵庫県内観光GDPは5,770億円で前年度比2.2%減、名目GDP比3.2%である。

2011年度実質兵庫県内観光GDP（2000年固定基準）は、6,078億円で前年度比2.1%減増である。2011年度名目観光GDPを項目別に構成比を見ると飲食費その他1,868億円（構成比32.4%）、交通費1,776億円（同30.8%）、買物費827億円（同14.3%）である。（表12）

表12 兵庫県内観光消費総生産統計表

（単位：億円、%）

項目	平成17年度 2005年度	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
県内観光消費額（名目）	10,307	10,705	10,822	10,834	10,279	10,497	10,274
うち旅行中観光消費額（名目）	8,859	9,098	9,194	9,205	8,726	8,910	8,719
対前年度比（%）	▲2.8	3.9	1.1	0.1	▲5.1	2.1	▲2.1
県内観光消費総生産（名目）	5,750	6,004	6,054	5,957	5,758	5,899	5,770
1 旅行会社収入	4	4	5	4	4	4	4
2 交通費	1,756	1,776	1,780	1,693	1,576	1,802	1,776
3 宿泊費	331	354	418	390	421	423	438
4 宿泊費（寮保養所差額帰属計算）	8	13	12	12	8	8	8
5 飲食費その他	1,957	2,047	2,039	2,058	2,009	1,938	1,868
6 買物代（商業マージン額）	902	928	906	922	896	858	827
7 旅行前後消費額	791	881	895	878	844	866	848
対前年度比（%）	▲4.3	4.4	0.8	▲1.6	▲3.3	2.5	▲2.2
県内総生産（名目）	190,493	195,407	192,565	190,301	178,259	184,729	181,521
対前年度比（%）	0.3	2.6	▲1.5	▲1.2	▲6.3	3.6	▲1.7
県内総生産比（%）	3.0	3.1	3.1	3.1	3.3	3.2	3.2
観光消費総生産（実質：H12年固定基準）	5,983	6,248	6,293	6,186	6,055	6,211	6,078
対前年度比（%）	▲3.5	4.4	0.7	▲1.7	▲2.1	2.6	▲2.1
民間最終消費支出デフレーター	96.1	96.1	96.2	96.3	95.1	95.0	94.9
県内総生産（実質）	208,622	215,312	213,833	213,405	200,796	211,859	212,241
対前年度比（%）	0.3	2.6	▲1.5	▲1.2	▲6.3	3.6	▲1.7
県内総生産比（%）	2.9	2.9	2.9	2.9	3.0	2.9	2.9

（資料）兵庫県統計課「兵庫県県経済計算」、兵庫県観光交流課「兵庫県観光動態調査報告」、国土交通省「旅行・観光動向調査」、（社）日本観光協会「観光の実態と動向」

(5) 観光統計の活用と課題

観光庁では、精度の高く統一した基準で多種類の観光データが作成されており、地域比較が可能となる観光統計の量とデータ精度の向上に向けて検討が行われた。2010年度に観光統計に新基準が導入され、ホテル等の宿泊者数の確認方法の変更や道の駅など新たな調査対象の確保など項目によってはデータが大幅に改定された。

観光客にとっては、観光施設の性質やタイプにより観光客にとって施設の魅力度は異なる。経済的に影響を与える項目は、観光支出の大きさや水準、観光支出の観光地内の歩留まり率や地域内循環の程度などである。観光産業の経済におけるウェートの高まりに伴い、観光地の経済構造に与える影響も大きくなっている。観光の社会的文化的影響は、旅行者の行動様式やライフスタイルの変化や表現方法、社会の価値体系の変化、地域の変化などがあげられる。

一方、経済的マイナス面は、外部地域からの観光客の流入による伝統的な価値観やライフスタイルの変化、観光客増加に伴う居住環境の悪化などである。近年、観光は経済や社会活動に相互依存するなど重要性が増してきたため、定量的把握が必要となった。観光の経済規模を客観的に把握することにより、観光が地域へもたらす貢献度を明確化できる。

地域観光データにより観光施策の企画・立案及び成果検証等が可能となる。(表 13)

表 13 観光統計の活用分野例

項 目	内 容
観光産業の付加価値額の推計 (産業構造の特徴把握等)	域内他産業への影響比較など
観光振興の目標設定・評価	観光関連産業時系列データ比較、地域間比較など
観光施策・公的プロジェクトの 基礎データの提供	観光PR、観光施設整備計画、交通計画、イベント計画、地産地消計画、環境保全計画など
民間観光事業者マーケティング データの提供	観光客層、旅行内容、費目別消費額、来訪動機、満足度、ブランド・ロイヤルティなど

(5) 観光統計の活用に向けて

観光イベントは、地域活性化の有力な手段の一つである。事業が適正かつ効果的な支出の説明するためには、費用対効果を明示する必要がある。観光イベントを一過性のものではなく継続させるため、費用対効果や事後的検証など定量的評価を行い、今後の政策に反映させることが不可欠である。企業の売上高に相当する生産誘発額は比較的大きな値が算出されるため付加価値誘発額と比べ注目される。観光イベントの効果としては、参加者の関心が高まることや地域の人々の関心の深まりがイベントの個性の確立につながり、イベント開催により参加者を中心とした関連消費を拡大する。この効果を継続し、地域内の経済効果を高めていくためには、新たなイベント参加者の確保や参加者や県民の関心やニーズに見合った魅力あるソフトやサービスの維持や充実などが求められる。さらに経済効果を高めるためには、幅広く裾野が広い産業部門への経済効果がある地域経済へのバランスのとれた貢献、地域内への投資効率が低い、地域内自給率が高い経済効果がある持続可能な地域づくりへの貢献、関連分野への新たな分野の消費需要が創出できる豊かな県民生活への貢献などを進めていく必要がある。

兵庫県が策定した「ひょうごツーリズム戦略」(2011)によるとツーリズムの目標は、地域資源を掘り起こし活かしつなぐこと、ブランド力のあるまちづくり、交流の里づくり、継続的、効果的に魅力を伝えることとしている。その上で、ツーリズム振興の具体化のための実践的な行動プログラムづくりの方向を示し、その主体的な活動を促進する。観光関連産業の育成やツーリズムの振興には、観光関連産業の振興が不可欠である。観光情報の活用度について数値目標を設定し、その達成を通じて地域の活性化と県民の満足度の向上を図ることが重要である。さらに、計画の推進及び実施状況、成果の点検や評価をすることにより観光振興の効果的推進に結びつけることができる。

6 経済統計の地域政策への利用と課題

6.1 経済統計のデータ利用の現状

地方公共団体において政策づくりのための合意形成は、課題設定の後、解決方法の設計である政策立案を行う。政策の公式決定した後、細目を定め具体化する政策を実施した後、政策の効果判定である政策評価により事業評価が行われる。地域課題の検討項目について個別情報が欠けている場合、既存データや調査集計データを活用し事業評価を行う。個別課題に対するニーズ調査を実施し、県民満足度に関する効果を測定し現状把握を行い、課題解決策を検討する。関連する他のデータと比較するため、共通の基準で定義したもので集計された指標が必要であり、今後の事業を継続するための判断材料でもある。

地域経済の政策目標は、域内総生産（G R P :Gross Regional Product）をどう増加させるか、一人一人の生活をどう向上させるかなどであるが、経済の活性化は、地域に住む人々の生活の質を改善することである。政策目標達成度の確認のため、G R Pによる地域経済の状況把握が行われている。生産活動に参加する生産年齢人口の減少により、地域の経済活動が停滞する。さらに、人口が一定の限度を超えて減少すると、道路、公共施設など資本ストックの維持が困難な地域も出てくる。生産年齢人口の減少速度は地域により異なるため、政策目標で使用する統計指標が、共通の地域比較データとはならない。地域の将来ビジョンで用いられる指標は、地域の経済社会事情により異なる。たとえば、地域の1人当たり県民所得の水準を全国平均並みにするという目標設定の場合、県民所得という経済指標の時系列変化や全国値を基準とした水準を比較分析する。客観的な指標を手がかりにして県民とのコミュニケーションを図ながら評価する。一般的に全国平均値との比較により地域の水準や格差など地域の特徴や課題を見ることができると、県民とのコミュニケーションのよりデータでは表現しにくい定性的な情報との実感の乖離を縮小することが政策課題の解決には求められる。経済運営については、これまでG R P総額や増加率などマクロ経済の動きに重きをおかれてきたが、今後は、市場経済を推計対象とするG R Pでは表現できない個人の暮らしの状態や所得の大きさに重点をおかれる場合が想定される。地域において一定の活力を維持するためには、経済の現状をあらわす統計のほか、地域の活力や魅力を直接計測するデータの作成収集が求められる。

S N Aの統計体系は、経済構造変化に応じて事後的に変更されるため、統計データによる新産業の経済構造の検証には利用できない。潜在的なニーズの掘り起しは、新分野は標準産業分類では、その他部門に分類され、現行の部門分類にはあらわれにくい。既存の統計調査では個別項目としてデータ入手が困難なため、ヒアリング調査でデータを入手し、新しい分野のデータを先行的に入手できる。5年ごとに実施される「国勢調査」（総務省）は、全数調査であるが、たとえば、「労働力調査」（総務省）などの標本調査は、標本数の制約等から地域によっては誤差が大きい場合があり、不規則変動があらわれやすいため安定的なデータとはならない場合がある。

6.2 地域経済統計による政策評価

地域経済統計の政策評価への活用のため、現状把握や事後評価が可能なデータの収集、作成が求められている。環境や福祉など単一の産業部門で把握しにくいデータは、関連データによるデータ加工により使いやすいものにすることが、指標への関心を持たせる。政

策評価指標の一つとしてGDPなどの経済統計が利用されるが、GDPで豊かさのすべてをあらわすことはできない。地域の豊かさをあらわす指標として、暮らしやすさなど地域の魅力が把握可能な指標、他地域と比較可能な指標、将来の地域の魅力向上のための施策づくりにつながる指標の作成が兵庫県などで検討されている。新たな課題の取り組みに向けて実施される調査は、対象者の個別ニーズをタイムリーに吸い上げることができるため、新しい指標の作成には不可欠である。一般的に、新しい指標作成の目的は、地域課題の認知度の向上や新しいニーズの発掘である。政策担当者や県民は、指標により分析テーマや問題意識を持ち、指標作成プロセスに当たり情報を共有することにより地域への共生意識を持つことができ、地域に対する意識が高揚する。地域力をあらわす指標の作成、分析を通じ、新しい情報を入手できる。さらに、情報の仲介による情報の循環から新たな情報や付加価値が生まれ、政策を評価する指標として活用が可能である。

6.3 地域経済統計の政策への活用に向けて

データは全体の見取り図を提示でき、分析項目の全体的な位置を示すデータ提供する。客観的数字による現状把握とともに、予測値の作成により各項目間の関係性から変化の兆しの先取りも可能である。新しい分野の発見と特徴把握とともに、利用に応じたデータ加工により政策課題の問題解決に役立てることができる。データの推計手法の課題として、ボトムアップ方式と地域統計データの脆弱性や運輸、情報サービス等ネットワーク型産業の県域をまたぐ産業活動の推計がある。このほか、地域推計の課題として地域事業所の把握のため、産出の場所は、労働投入された場所か、資本設備がある場所かの把握方法、本社サービス活動の推計や本社支社間の地域間取引の推計などの課題があり、地域単位の把握が困難な場合、サービス等の活動単位の擬制的推計である帰属計算を行うため、景気の変動が余り反映されない推計値が経済活動実態と乖離する場合がある。

地域経済統計は、県内の経済水準や生活や社会水準を明らかにする。これまで地域経済統計は、各種経済統計データの共有化に重点がおかれ、各種統計の時系列データを中心としたデータベースが構築されてきた。作成する側の考え方で作成されているため、前例踏襲により統計表が作成されている。統計データの活用を進めるためには、経済のサービス化や情報化の進展など社会経済情勢の変化やそれに対応する政策ニーズが大きく変わりつつあるため、ニーズにあった経済統計を作成しなければならない。

地域経済分析に必要な視点は、地域における人的資産や無形資産の有無、施策の実施効率の問題、地域経済活性化に欠けている項目の洗い出しなどである。地域の政策目標を所得水準の向上とすると、その目標を達成するためにどの地域に、どの分野の産業を育成するかなどの優先順位を決定するための指標が必要である。

地域の施策目標は、地域住民の所得や利便性の最大化である。標準的な地域活性化の処方箋が必要であるが、地域により資源や人材の量や質が異なる。経済指標は、社会の出来事や活動を定められた定義に基づき再構成し、調査票個票の集計またはデータ加工により数値化したものである。統計データは客観性、信頼性を持っている。統計データをもとに作成した経済指標の存在意義の一つは地域の比較であり、そのデータから政策等意思決定するための客観的事実を読み取ることができる。兵庫県では、施策の検討時にデータを用いて課題を議論すべき土壌をつくるため、経済効果分析ワークシートなど分析ツールを作

成し、兵庫県ホームページ（統計）で公表している。^{注4)}

地域経済データの作成目的は、公的統計等による客観的データに基づく分析により、問題を把握し、提案事業の存在意義につなげることである。関連する各種データから指標作成により問題や特性要因の構造分析や政策課題の設定や解決すべき課題の抽出ができる。地域経済統計の活用を進めるため、政策に活用可能な統計表の作成や関連指標の整備によりデータの活用を進め、加工されたデータから地域経済の特徴や課題を発見し、政策に反映することが求められる。

（本文中の意見はあくまでも筆者の個人的な意見であり、組織の意見を代表するものではない。）

【参考文献】

- (1) 芦谷恒憲・有吉範敏・宮近秀人(2006)「兵庫県環境経済統合勘定の開発と推計」『産業連関』第14巻第3号、pp. 58-69、知泉書館。
- (2) 芦谷恒憲(2008)「地域における環境と経済の新たな統計について－兵庫県環境経済統合勘定の概要と活用－」、『季刊ひょうご経済』第99号、(財)兵庫経済研究所。
- (3) 芦谷恒憲(2009)「県民経済計算推計の現状と課題」、『統計学』第96号、経済統計学会。
- (4) 芦谷恒憲(2010)「兵庫県における地域経済統計作成の現状と課題」、『法政大学日本統計研究所報』No40。
- (5) 芦谷恒憲(2012)「1990年代以降の兵庫県経済の構造と変化－兵庫県民経済計算の利用と課題－」、『経済学論究』、第66巻1号、関西学院大学経済学部研究会。
- (6) 榊エス・アール・シー(2007)「地域における環境経済統合勘定の推計作業地域版ハイブリッド型統合勘定（プロトタイプ）作成マニュアル。
- (7) 中村洋一(1999)「SNA統計入門」、日本経済新聞社。
- (8) 中村洋一(2010)「新しい国民経済計算体系 2008 SNAについて」、(財)日本統計協会。
- (9) 牧野好洋(2005)「経済循環における郵便貯金の位置づけ－勘定行列、乗数モデルによる分析－」、『ECO-FORUM』Vol. 23、統計研究会。

(注)

(注1) 兵庫県（統計）URL 参照

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/stat/index.html>

(注2) 兵庫県立大学政策科学研究所URL 参照

<http://www.ips.u-hyogo.ac.jp/project/20130710.html>

(注3) 県民経済計算分析ワークシートURL 参照

http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac08/ac08_2_000000052.html

(注4) 産業連関表分析ワークシートURL 参照

http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac08/ac08_2_000000016.html

県民経済計算における家賃推計

佐藤智秋(愛媛大学)

はじめに

国民経済計算では、2005 年に行われた 2000 年基準改定の中で、家賃の推計方法が改定された。一方、県民経済計算では、今日までそれは改定されておらず、両者の間で推計方法が大きく異なったままになっている。推計精度や整合性の観点から県民経済計算における家賃の推計方法の改定が望まれている。

本稿では、県民経済計算における家賃推計の問題を取り上げ、①従来の推計方法を整理し、②その問題点を確認し、③国民経済計算での方法を参考に、家賃（主に持ち家の帰属家賃）について構造面の属性の違いを組み込んだ推計を試みる。

県民経済計算では、家賃総額の推計により住宅サービスの貨幣評価額が得られるのであるが、現状は住宅サービスの大部分を構成する持ち家の帰属家賃の推計方法が「簡易推計」の状態にあり、結果として、推計値が過大推計になっていること、住宅関連の政策立案や住宅サービスの分析のツールとしての利用を考えるならば、その推計方法の改良を進める必要があることなどを指摘する。

1 国民経済計算と県民経済計算—基準改定と家賃推計

まず、国民経済計算と県民経済計算の基準改定の動きを、家賃の推計方法に関わる部分について整理しておこう。

国民経済計算では、推計に使用される主要な統計の作成サイクルの関係で、基準改定が 5 年ごとに行われている。2000 年基準改定であれば、2004 年度の計数の推計から反映され（公表は 2005 年）、これに伴う遡及改定が、原則 1996 年度以降について、支出系列は 1994 年度以降について行われている¹⁾。

この 2000 年基準改定の中で、持ち家の帰属家賃の推計方法も改定されている。国民経済計算は、すでに 1995 年基準改定の際に 1999 年度の計数の推計から 93SNA に移行しているので（公表は 2000 年）、帰属家賃の推計方法に関しては、5 年遅れた 2000 年基準改定の際に 93SNA に準拠する形に手直しされたことになる²⁾。

その後の 2005 年基準改定は、2010 年度の計数の推計から（公表は 2011 年）、遡及推計は、2001 年度以降について行われている³⁾。

1) 内閣府 HP (2005) 「「平成 16 年度国民経済計算確報及び平成 12 年基準改定結果」利用上の注意」p.1、http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h16/pdf/tyui.pdf。

2) 李潔 (2013) pp.199-200、経済企画庁経済研究所 (2000) p.72。

3) 2005 年基準改定では、帰属家賃に関連する改定は行われていない。内閣府 HP (2011) 「平成 22 年度国民経済計算確報（平成 17 年基準改定値）」に係わる利用上の注意について」http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/about_old_kaku/pdf/kijun_kaitei17_chui.pdf。なお、2013 年現在、内閣府は、国民経済計算について、次回基準改定と 08SNA への対応を準備中である。

一方、県民経済計算についてみると、2000 年基準改定は、2004 年度の計数の推計から（公表は 2007 年）、遡及推計は、国民経済計算と同じ 1996 年度以降について行われている⁴⁾。

次の 2005 年基準改定は、2010 年度の計数の推計から行われ（公表は 2013 年）、遡及推計は、これも国民経済計算と同様に 2001 年度以降について行われている⁵⁾。

表 1 に示したように、これまでのところ、県民経済計算の基準改定は国民経済計算に 2 ～3 年遅れで進行している。本稿で検討する家賃の推計方法に関してみると、国民経済計算での改定後すでに 8 年が経過しているにもかかわらず、県民経済計算では何ら変更はされておらず、2 つの統計の間での推計方法の違いを埋める作業が急務になっている。

表1 国民経済計算と県民経済計算の推計対象年度、基準(公表時)、SNAの関係

公表年	国民経済計算(確報)			県民経済計算(確報)		
	推計対象年度	基準(公表時)	体系(公表時)	推計対象年度	基準(公表時)	体系(公表時)
1999年(平成11年)	1998年度	1990年基準	68SNA	1996年度	1990年基準	68SNA
2000年(平成12年)	1999年度	1995年基準	93SNA	1997年度	1990年基準	68SNA
2001年(平成13年)	2000年度	1995年基準	93SNA	1998年度	1990年基準	68SNA
2002年(平成14年)	2001年度	1995年基準	93SNA	1999年度	1990年基準	68SNA
2003年(平成15年)	2002年度	1995年基準	93SNA	2000年度	1995年基準	93SNA
2004年(平成16年)	2003年度	1995年基準	93SNA	2001年度	1995年基準	93SNA
2005年(平成17年)	2004年度	2000年基準	93SNA	2002年度	1995年基準	93SNA
2006年(平成18年)	2005年度	2000年基準	93SNA	2003年度	1995年基準	93SNA
2007年(平成19年)	2006年度	2000年基準	93SNA	2004年度	2000年基準	93SNA
2008年(平成20年)	2007年度	2000年基準	93SNA	2005年度	2000年基準	93SNA
2009年(平成21年)	2008年度	2000年基準	93SNA	2006年度	2000年基準	93SNA
2010年(平成22年)	2009年度	2000年基準	93SNA	2007年度	2000年基準	93SNA
2011年(平成23年)	2010年度	2005年基準	93SNA	2008年度	2000年基準	93SNA
2012年(平成24年)	2011年度	2005年基準	93SNA	2009年度	2000年基準	93SNA
2013年(平成25年)	2012年度	2005年基準	93SNA	2010年度	2005年基準	93SNA

(備考) 県民経済計算の公表年は、内閣府経済社会総合研究所HPでの公表年。

2 県民経済計算標準方式・同推計方法の改定

県民経済計算の推計方式は、内閣府により「県民経済計算標準方式」として各県に提示されてきた。近年では、2000 年 5 月に、「県民経済計算標準方式(平成 14 年版)」が国民経済計算の 2000 年基準改定に対応して、2013 年 1 月には、「同(平成 17 年基準版)」が国民経済計算の 2005 年基準改定に対応して提示された⁶⁾。この標準方式自体は、県民経済計算の体系を概述したものであり、推計方法の詳細は、内閣府作成の「県民経済計算推計方法(マニュアル)」に示されている。ただし、実際の推計作業は、「標準方式」をベースにした上で、各県の事情に合った方法で行われることになっている。

4) 内閣府(2007)『平成 16 年度県民経済計算年報』。

5) 内閣府 HP(2013)「平成 22 年度県民経済計算」利用上の注意 http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/pdf/riyouchui.pdf。

6) 内閣府(2013)「県民経済計算標準方式(平成 17 年基準版)」。

改定後最初の「2010 年度県民経済計算」は、2001 年から 2009 年度についての遡及改定値と合わせて、2013 年 5 月 29 日付けで内閣府のホームページ上に公表されている。各県の推計・公表が揃った上での公表であるが、現段階（2013 年末）では、多くの県が、推計方法の切り替え作業を続けている状況である。

3 県民経済計算における家賃推計－従来の推計方法

従来の推計方式・推計方法（平成 14 年版）による各県における家賃総額の推計方法を整理しておこう。

県民経済計算の家賃推計では、5 年おきに実施される総務省「住宅・土地統計調査」が主な基礎資料として利用される。同調査が行われる年を基準時点（ベンチマーク）とし、他の年は中間時点とし、それぞれ異なる方法で推計される。

基準時点の推計は、「市中平均家賃単価」→「住宅総面積」→「家賃総額」の順に進められる。推計手順に添って示しておく。

(1) 市中平均家賃単価の推計

①借家の種類別 1m²当たり家賃の推計

②種類別家賃総額＝種類別 1m²当たり家賃×種類別総面積

③1m²当たり平均家賃単価＝種類別家賃総額計／種類別総面積計

借家の種類は、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営借家（木造）、民営借家（非木造）、店舗その他の併用住宅の 5 区分からなる。

③式の平均家賃単価は、種類別家賃単価の単純平均ではなく、種類別面積をウェイトにした加重平均で計算され、これにより、借家の種類別構成が家賃単価に反映されることになる。

(2) 住宅総面積の推計

④居住専用住宅総面積＝同住宅数×同居住面積

⑤居住産業併用住宅総面積＝同住宅数×同居住面積×居住部分比率

⑥住宅総面積＝居住専用住宅総面積＋居住産業併用住宅総面積

④⑤式の住宅数には、借家と持ち家の両方が含まれる。また、「居住世帯のある住宅」は含まれるが、「居住世帯のない住宅」（空き屋など）や「住宅以外の人が居住する建物」（学校の寮など）は含まれない。

(3) 家賃総額、賃貸住宅の家賃総額、持ち家の帰属家賃総額の推計

⑦家賃総額＝平均家賃単価×住宅総面積×12 ヶ月

⑦式では、③式で推計された市中平均家賃単価がそのまま持ち家の「家賃単価」にも使

7) 推計方法の詳細については、佐藤（2013）等参照。

用され、借家と持ち家のあらゆる属性の違いが反映されない推計方法になっている。

「住宅・土地統計調査」が行われない年度については、次のように推計される。

⑧中間時点の家賃単価＝基準時点の家賃単価×消費者物価指数

⑨中間時点の住宅床面積＝基準時点の住宅床面積＋期間内の住宅床面積の増減

⑩中間時点の家賃総額＝中間時点の家賃単価×中間時点の住宅床面積

家賃総額の賃貸住宅の家賃総額と持ち家の帰属家賃総額への分割は、次のように行われる。

⑪賃貸住宅の家賃総額＝家賃総額×分割比率

⑫持ち家の帰属家賃総額＝家賃総額×分割比率

分割比率として、「住宅・土地統計調査」のそれぞれの総床面積の比率が使用される。借家と持ち家の家賃単価を同額としているので、結局、両方の家賃総額の違いは、それぞれの総面積の違いだけによることになる。

この段階で求められた支出系列の家賃総額が、生産系列の住宅賃貸業の産出額として使用される⁸⁾。

⑬住宅賃貸業の産出額＝家賃総額

さらに、住宅賃貸業の産出額は、産業連関表の投入係数を使い、中間投入と（粗）付加価値額に分割される。住宅賃貸業の投入係数の内生部門計の値は、他の産業と比べて小さく、住宅賃貸業（持ち家）のそれはさらに小さい。そのため、どの投入係数をどう使うかによって、持ち家の付加価値額は大きく異なる。

給与住宅に関しては、実際に支払われた家賃と市中平均家賃との差額が現物給与に相当する。この部分も「給与住宅差額家賃」として帰属計算される。

以上にみた従来の推計方法では、推計された賃貸住宅の市中平均家賃単価をそのまま持ち家に当てはめており、借家と持ち家の、建て方、構造、築年数、立地、周辺環境等々の違いは一切考慮されていない。これは、家賃単価に影響しうるあらゆる要因は、借家も持ち家も全体としてみれば同等であると仮定することになり、大雑把すぎるといえよう。

例えば、構造に関してみると、一般的には非木造の民営借家は木造の民営借家に比べて家賃単価が高くなる。上述の推計方法を採用した場合、居住面積でみた借家と持ち家の木造・非木造比率が同じであれば問題はないが、実際は、借家の非木造比率が、持ち家に比べて遙かに高いので、その結果、借家家賃をもとに推計される平均家賃単価は高めになってしまい、家賃総額が過大に推計されることになる。持ち家比率が高い地域ほど、その傾

8) 県民経済計算では、不動産業が生産部門として表象される。不動産業は、不動産仲介業、不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）、住宅賃貸業（貸家業、貸間業）からなり、住宅賃貸業は、賃貸住宅賃貸業と「持ち家賃貸業」からなる。不動産業の内訳は、部門分類の大きさから産業として表象されていない。

向が強く出るであろう。

4 国民経済計算における家賃の推計－改定後の推計方法

県民経済計算と同じように過大推計が指摘され、推計精度が疑問視されていた国民経済計算の家賃推計であるが、すでに述べたように 2013 年の公表値から新しい推計方法に切り替わった。ここでは、国民経済計算で行われた 2005 年基準改定を取り上げ、改定後の家賃の推計方法を大まかにみてみよう。

2005 年に開かれた内閣府の国民経済計算調査会議第 7 回基準改定課題検討委員会において、「持ち家の帰属家賃」推計の基本方針が次のように示されている。「「持ち家の帰属家賃」（ベンチマーク値）の推計方法については、借家と持ち家を属性・環境要因等によって分類し、同等な借家の家賃を適用して持ち家の帰属家賃を推計する「細分化法(stratification)」を用い、具体的な推計方法として、同等な属性等を有する借家の家賃を直接持ち家のそれへ対応させる「直接外挿法(direct extrapolation)」を採用する」⁹⁾。

採用される属性と区分は、「所在地（都道府県別、47 区分）」、「構造（木造・非木造、2 区分）」、「建築時期（7 区分）」になり、延長推計についても細分化して対応することになった¹⁰⁾¹¹⁾。

従来の方では、借家の市中平均家賃単価を計算してから、この単一の「家賃単価」を使って、持ち家の帰属家賃総額を推計した¹²⁾。これに対し、新しい推計方法では、借家と持ち家を属性をもとに細分化し、細分化された単位（658 単位＝47×2×7）ごとに家賃と居住面積から帰属家賃を推計することになった¹³⁾。

李は、改定前と改定後の持ち家の帰属家賃を比較しているが、改定後の値が 6.9～8.5 兆円、14～20%ほど縮小しており、その分過大推計されていたことになる¹⁴⁾。

9) 推計方法の詳細は、同委員会の資料 4「SNA における「持ち家の帰属家賃」の推計について」<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kaigi/shiryou/pdf/kijyun/050614/shiryou5.pdf>、p.1。

10) 内閣府 HP「Ⅲ. 平成 12 年基準改定国民経済計算（93SNA）第 1 章解説編」http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h16/pdf/kaitei.pdf から確認できる。

11) 荒井は、帰属家賃推計の改定に関わった人物であるが、国民経済計算における帰属家賃の推計方法について次のように述べている。「国民経済計算における持ち家の帰属家賃の推計は、県民経済計算と整合性を保つためにも、全国一本でなく、都道府県ごとに行う必要があり、さらに、国民経済計算、県民経済計算とも、住宅を建築構造で区分して推計を行うことにより、産業連関表との差が縮小することが期待される。しかし、その場合もなお、持ち家の帰属家賃を過大評価する可能性がある。ただし、住宅属性を建築時期等によりさらに細分化する際には、持ち家と貸家賃間の「質」の違いに十分に注意する必要がある」（荒井（2005）要旨より）。当論文は、帰属家賃の推計を考察する際に参考になった。

12) 国民経済計算における家賃の旧推計方法は、県民経済計算のそれとは若干異なる。

13) 上記の委員会資料では、その他の課題として、借家家賃の適用の妥当性の問題、住宅の規模の問題、大規模データを用いたヘドニック法の検討、県民経済計算等との整合性が挙げられている（同、pp.2-3）。

14) 李（2013）p.201。

5 県民経済計算における家賃推計―試算：構造別推計

先に述べたように、県民経済計算における家賃の推計方法は、県ごとに推計方法の違いがあるものの、国民経済計算で行われたような改定はまだ行われていない。

ここでは、筆者が、地域に愛媛県を選び、国民経済計算における改定内容の一部を取り入れて、独自推計を行ってみることにする。

過大推計への影響が最も大きいと推測され、また推計に必要なデータが入手しやすいという理由から、構造別（木造・非木造別）に借家と持ち家の家賃総額を推計する。

従来のように第一段階で平均家賃単価を算出し、その後、持ち家を含めた住宅総面積と掛け合わせる方法ではなく、民営借家（木造）の家賃単価と民営借家（非木造）のそれを分けたまま、それぞれ構造区分が同等の持ち家の家賃単価に利用し、借家の家賃総額と持ち家の帰属家賃総額を個別に推計する。家賃を木造・非木造で2区分して、同等な属性の持ち家に対応させた最も単純な「細分化法」であり「直接外挿法」ということになる。

まず、グラフ1に、愛媛県の2000年基準と2005年基準の県内総生産（支出側、名目）を示す¹⁵⁾。グラフ2は、2000年基準での1996年から2009年の間における家計最終消費支出の中の住居費（家賃）と同対県内総生産比の推移である。この間、愛媛県の経済規模（県内総生産）は右下がりの傾向にあるが、住居費については、住宅総数と同様に増え続けており、同対県内総生産比も9%から13%強まで高まってきている。

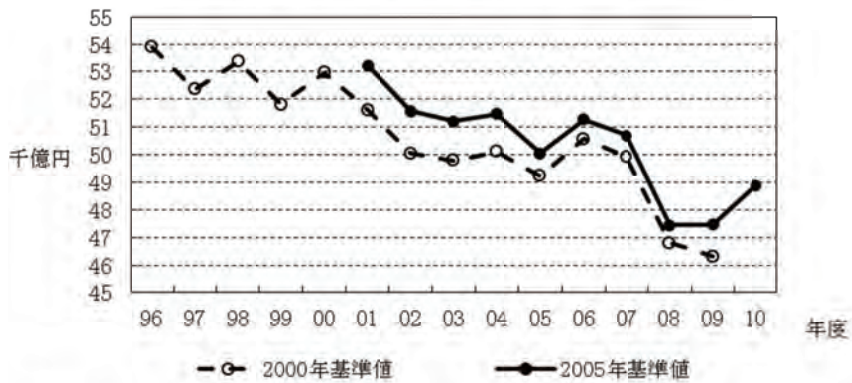
グラフ3は、筆者が従来の方で推計した借家家賃と持ち家の帰属家賃で、県の公表値と近似している。グラフ4は構造区分を取り入れた試算結果である。

2つの推計結果を比較すると、従来の方で推計された持ち家の帰属家賃総額が、建築構造（木造・非木造）を考慮した場合、大幅に縮小することが確認できる。2008年度の家賃総額（ほぼ帰属家賃）は約1千億円減少し、同年度の県内総生産の約2%が消える。ただし、この推計方法を採用しても、家賃総額が増加していること自体は変わらない。なお、この推計方法では、現行の推計方法で帰属家賃推計の要になる平均家賃単価の推計が不要になる。

参考までに、筆者が基準時点（2008年9月）の家賃総額を試算するために作成した表を示しておく（表2）。

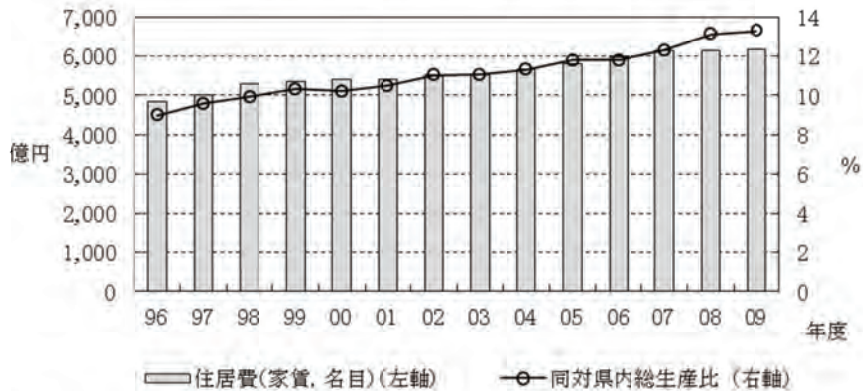
15) 愛媛県 HP「県民経済計算」<http://www.pref.ehime.jp/toukeibox/datapage/kenmin/22kenmin/kenmin-p01.html>.

グラフ1 愛媛県の県内総生産(支出側, 名目)の推移



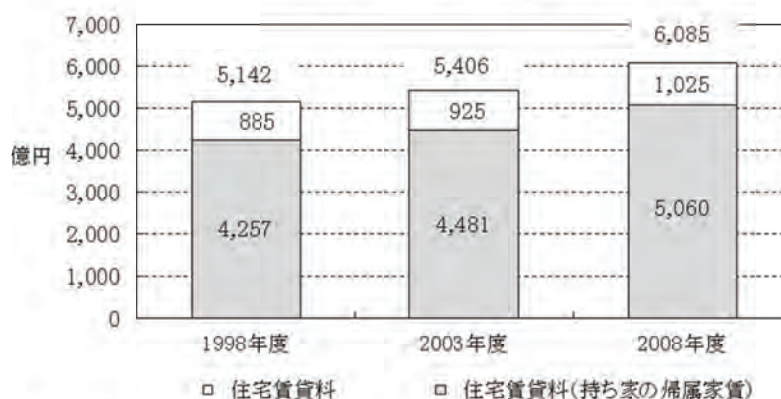
(備考) 愛媛県統計課ホームページ「県民経済計算」より作成。

グラフ2 愛媛県内の住居費(家賃)および同対県内総生産比



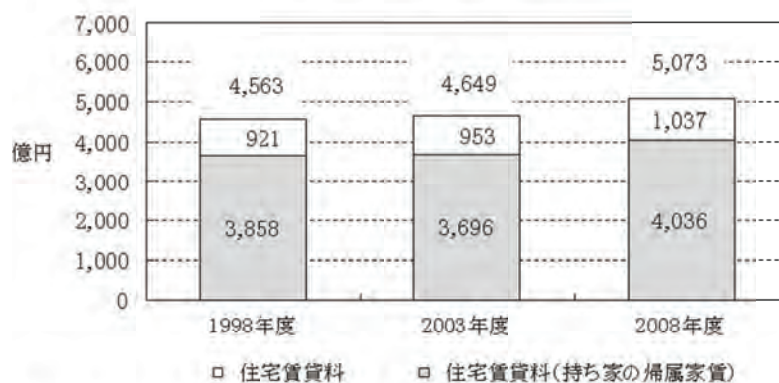
(備考) 愛媛県統計課ホームページ「県民経済計算」より作成。

グラフ3 家賃総額の推移



(備考) 従来の方法により筆者が推計。

グラフ4 家賃総額の推移(筆者試算)



(備考) 持ち家を木造・非木造に分けて筆者が推計。推計方法の詳細は、佐藤(2013)参照。

表2 基準時点(2008年9月)の家賃総額の推計 (筆者試算)

住宅種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	種類別 1量当たり 家賃・間代 (円)	1住宅当たり 居住室の 量数	1住宅当たり 延べ面積 (㎡)	転換比率 ②/③	1㎡当たり 家賃・間代 (円)	住宅数 (居住世帯 あり)	居住部分 比率	総面積㎡	権利金 比率	家賃総額 (円)	1㎡当たり 平均家賃 単価 (円)
計算法	県値	県値	県値	②/③	①×④	県値		③×⑥×⑦		⑤×⑧×⑨	⑩計/⑪計
住宅種類	公営の借家	814	20.83	56.61	0.3680	300	21,700	1.0	1,228,437	1	367,936,954
	都市再生機構・公社の借家	2,557	13.05	37.20	0.3508	897	100	1.0	3,720	1	3,336,885
	民営借家(専用住宅・木造)	1,876	22.94	64.22	0.3572	670	50,600	1.0	3,249,532	1.025	2,232,934,116
	民営借家(専用住宅・非木造)	2,929	17.12	41.16	0.4159	1,218	97,400	1.0	4,008,984	1.025	5,008,195,037
	民営借家(店舗その他の併用住宅)	1,808	29.33	103.68	0.2829	511	2,400	0.7	174,182	1.013	90,220,148
	給与住宅(専用住宅・木造)			88.25		670	1,500	1.0	132,375	1	88,707,823
	給与住宅(専用住宅・防火木造)			93.90		670	600	1.0	56,340	1	37,754,853
	給与住宅(専用住宅・非木造)			54.63		1,218	12,100	1.0	661,023	1	805,312,308
	給与住宅(専用住宅・その他)			51.15		1,218	100	1.0	5,115	1	6,231,512
	借家 計						186,500		9,519,708		8,640,629,636
住宅種類	持ち家(専用住宅・木造)			122.70		670	209,600	1.0	25,717,920	1	17,234,226,146
	持ち家(専用住宅・防火木造)			126.18		670	106,700	1.0	13,463,406	1	9,022,167,566
	持ち家(専用住宅・非木造)			123.65		1,218	41,100	1.0	5,082,015	1	6,191,326,519
	持ち家(専用住宅・その他)			120.74		1,218	700	1.0	84,518	1	102,966,743
住宅種類	持ち家(店舗その他の併用住宅)			161.79		511	18,500	0.7	2,095,181	1.013	1,085,227,290
持ち家 計						376,600		46,443,040		33,635,914,265	
計						563,100		55,962,748		42,276,543,900	755.4

(備考)

基礎資料として、総務省「平成20年住宅・土地統計調査」を使用。

①は、共益費・管理費を含む。「店舗その他の併用住宅」には、非木造も含まれるが、1量当たり家賃・間代は1,808円で、民営借家(木造)よりも低い。

②は、居住室のみの量数。ダイニング・キッチンには流しや調理台を除いた広さが3量以上の場合、居住室に含まれる。洋間は 3.3m^2 で2量に換算される(同調査、用語の解説、p.4)。

③は、居住室以外の、玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、土間、押入れ等や、店、事務室など営業用に使っている部分も含めた面積。

④は、1量当たり家賃・間代を 1m^2 当たり家賃・間代に変換するための比率。

⑦の店舗その他の併用住宅の0.7(70%)は、国値の代用(内閣府「県民経済計算推計方法(マニュアル)(平成14年版)」p.3-14)。

⑨の権利金は、入居時に支払う家賃的性質をもつ費用で、権利金比率は当該期間の家賃総額に占める同比率である。「同マニュアル」pp.3-26-8を参考に筆者が計算。必要なデータが揃わないため、民営借家(木造)の家賃を、給与住宅(防火木造)と持ち家(防火木造)の家賃にも使用したが、こうした処理は、荒井が指摘するように、「持ち家の帰属家賃を過小評価する危険」もある(荒井(2005)p.18)。

むすび

地方圏、例えば、本稿で取り上げた愛媛県であれば、人口が減少し、経済活動が縮小する中で、家賃総額（住宅サービス）は拡大傾向にある。県庁所在地の松山市をみれば、中心市街地への人口移動、住宅数の増加、マンション入居世帯の増加、住宅の品質の向上、耐震性能・防火性能の向上、一方で空き屋の増加などが進行している。

住宅サービスは地域住民に直接関わりがあり、住宅関連指標は、政策立案上、必要性が高い。また、住宅サービスを住宅の戸数や面積などの数量ではなく、貨幣評価することにより、地域の経済体系の中で捉えることも可能になり、その経済的特徴や課題も明らかにできよう。

今のところ、県民経済計算の家賃総額は、住宅サービス全体の規模のみを捉えた指標であるが、推計方法が改良され、また、その推計方法の詳細が公開されるならば、より細かな住宅サービスの分析指標としての利用可能性が広がると考えられる¹⁶⁾。

さて、現行の県民経済計算では、帰属家賃の推計方法が「簡易推計」の状態にあり、結果として、帰属家賃や住宅サービスの推計額が適切なのかどうか（おそらく過大推計であろうが）判断しがたい。県内総生産推計値への影響も気になるところである。

県民経済計算における家賃推計については、具体的には、持ち家について、建て方、構造、品質、築年数、立地、その他の属性を、推計作業の負担を増やさない形で可能な限り反映させていく方法を探していくしかない¹⁷⁾。

【参考文献・資料】

1. 浅見泰司ほか（2013）「特集：住宅・土地統計調査の役割とその結果の活用」一般財団法人日本統計協会『統計』第64巻第7号、pp.2-39。
2. 荒井晴仁（2005）「国民経済計算における持ち家の帰属家賃推計について」内閣府経済社会総合研究所、ESRI Discussion Paper Series、No.141、pp.1-26。
3. 宇南山卓（2009）「SNAと家計調査における貯蓄率の乖離－日本の貯蓄率低下の要因－」独立行政法人経済産業研究所、REITI Discussion Paper Series 10-J-003、pp.1-46。
4. 愛媛県企画振興部管理局統計課 HP「県民経済計算」。
5. 河野好行ほか（2011）「特集：日本における住宅の現状」一般財団法人日本統計協会『統計』第62巻第6号、pp.2-29。
6. 経済企画庁経済研究所（2000）『93SNA推計手法解説書（暫定版）』。
7. 櫻本健（2012）「地域経済計算及び地域の産業連関表の制約と利用可能性－1956年度からの時系列データを利用した実質成長率と高齢化比率の分析－」中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター『企業環境研究年報』第17号。

16) 県民経済計算があまり活用されない理由・利用しにくい理由として、推計方法が部外者にわかりにくいことが挙げられる。ユーザーの立場からは、推計作業を担う各県からの情報公開はもちろんであるが、やはり、内閣府の「県民経済計算推計方法（マニュアル）」が一般に公開されることが望まれる。

17) 2013年9月に開催された経済統計学会第57回全国研究大会の場で、芦谷会員、作間会員、櫻本会員、二上会員、李会員からいただいた情報やご指摘が、本稿の執筆に際し大変参考になった。記して感謝の意を表したい。いうまでもなく、本稿における誤りはすべて筆者に帰するものである。

8. 佐藤智秋（2010）「県民経済計算の推計と利活用の現状」日本統計研究所『研究所報』No.40、pp.63-75。
9. 佐藤智秋（2013）「県民経済計算による住宅サービスの推計」愛媛大学経済学会『愛媛経済論集』第32巻第2・3号、pp.47-58。
10. 清水千弘（2013）「持ち家の帰属家賃の測定」『季刊住宅土地経済』No.88（2013年春季号）pp.10-9。
11. 新家義貴（2005）「推計方法の変更でGDPが減る！？～持ち家の帰属家賃推計方法の変更で名目GDPの水準は数兆円減少か～」第一生命経済研究所経済調査部『Economic Trends マクロ経済分析レポート』No.N-67。
12. 総務省統計局「住宅・土地統計調査」。
13. 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2001）「93SNA・県民経済計算（案）」。
14. 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2003）「県民経済計算標準方式（平成14年版）」。
15. 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算調査会議 HP（2005）「第6回基準改定課題検討委員会 資料」（2005年2月25日）。
16. 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算調査会議 HP（2005）「第7回基準改定課題検討委員会 資料」（2005年6月14日）。
17. 内閣府経済社会総合研究所 HP（2007）「93SNA 推計手法解説書（平成19年改訂版）」。
18. 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2011）『平成23年版国民経済計算年報』。
19. 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 HP（2013）「県民経済計算標準方式（平成17年基準版）」。
20. 李潔（2013）「中国GDP統計をめぐる論争の再考」埼玉大学経済学会『社会科学論集』第138号、pp.55-70。
21. 李潔（2013）「GDP統計における持ち家住宅サービスの推計に関する日中比較」埼玉大学経済学会『社会科学論集』第139号、pp.197-214。

統計委員会第Ⅱ期基本計画

－ 国民経済計算分野に向けた提言とその行方¹－

櫻本 健（松山大学）

はじめに

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下基本計画）は、平成 19 年に改正された統計法に基づき 5 年に一度整備される。それに基づいて日本の公的統計において新たな施策が実施されるという枠組みが日本の統計改革の基本となっている。最初の第Ⅰ期基本計画は、総務省(2001)のことで、平成 21 年に閣議決定された文書のことである。平成 26 年は第Ⅱ期基本計画がまとまる年であり、平成 25 年に統計委員会に入る各省庁と専門家が合同で作成作業を行う。

筆者は、第Ⅱ期基本計画の策定に当たって今回基本計画部会第 1 ワーキンググループ（以下第 1WG）国民経済計算タスクフォースの審議協力者に 2013 年 6 月から 4 か月間加わり、第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野にいくつかの提案を行うことになった。統計法上国民経済計算は、内閣府が作成している国民経済計算年報などの統計範囲を指していて、国連用語の幅広い対象とは異なる。第Ⅰ期基本計画は、内閣府の担当者として関わっていたが、大勢が目標とすべき内容を構成する難しさを感じるが多々あった。幅広い内容になるとまとまりがなくなり、多くの省庁の仕事の押し付け合いに陥るだけで、あまり意義のある改革案とはならない。ある程度焦点を絞ると、計画で網羅できなかった別分野の意義がないものとみなされ、それらの分野で予算縮小や人員の削減が進められてしまう。つまり、統計改革のメニューの多様性を満たしつつ、実施可能な現実的なメニューをどれだけ揃えられるかというのが、統計委員会に加わる民間委員が果たす重要な役割なのである。

基本計画は、多くの人々の意見集約の結果策定される。最初から既存の文案があって成立するのではなく、過去の基本計画があったとしても基本計画の度に統計委員会参加メンバーが各々の方向性を持ち寄って討議することで段階的に方向性を確立していく。今回の第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野では、中村洋一委員がタスクフォースの座長となり、統計委員会委員、審議協力者、各省庁が構成メンバーとなって議論したが、方向性は当然座長が示し、各審議協力者が提案を持ち寄って第Ⅱ期基本計画に盛り込むべき国民経済計算分野の検討課題を列挙していくこととなっていた。審議協力者による課題検討案は、もちろん人数分存在するが、(名前が期待させるほど立派な代物ではないが)今仮に筆者の審議協力者案を「櫻本私案」と名付けることとする。当初案は、統計委員会にてそれなりに丁寧に検討されるが、一部提起した意見は削除されたり、修正されることとなる。

¹ 本論文は、統計委員会や各省庁の公式な見解を表すものではなく、あくまで櫻本個人の見解に基づいている。また本論文のほとんどの情報は公表されている統計委員会資料に基づいているので、基本計画など必要な資料は公表資料を参照されたい。

その結果、一部の意見は影響力を持ち続ける。筆者は 6 月 17 日から各者に案を提示したので、6 月 17 日案を「櫻本私案」とする²。

筆者にはこの第Ⅱ期基本計画の一部を立案した責任、第Ⅱ期基本計画策定に対して明確な意図や背景、その経緯を関係者に対して広く情報共有させる責任、計画の遂行に対して各省庁を支える責任がある。(基本計画への採用率は高くなかったとしても) 座長の方針の下で、櫻本私案がどの程度利用されているか、本論文においてまとめ、筆者に課された説明責任に対する答えとしたい。

中村メモ(中村(2013))、櫻本メモ(櫻本(2013))、牧野メモ(牧野(2013))等委員会で個人名のメモは公表されていないので、経緯は外部からは分からない。中村メモは 6 月 7 日の第 1 回国民経済計算タスクフォースで配布された、取りまとめに当たって簡単な方向性を示したメモのことで、原文自体は公表できないものの、ほぼ本論文で内容はカバーする。一方で各省庁間の調整も公表資料以外は情報として提示できるものは無い。したがって、筆者は、最終的に閣議決定されて確定した基本計画がない段階なので、本論文と基本計画(案)を見比べれば、ある程度は経緯と背景が分かるようにまとめることにした³。

本論文は、第三者が利用可能な研究資料として 2013 年 6 月に審議協力者になった後、第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野向けに提起した意見(櫻本私案)が、最終的に国民経済計算関連分野を中心に基本計画の議論においてどのように扱われ、最終的に第Ⅱ期基本計画(案)に向けた議論として反映された程度や経緯をまとめる。統計の作成は、当然人間が進めることであるから、人員の専門性の向

² 櫻本私案は 6 月 17 日に 6 月 21 日のタスクフォース向けに統計委員会に提出したメモのことである。注意すべきは櫻本私案とは筆者による 6 月 21 日のタスクフォースで配布したメモ(櫻本(2013))自体を指しているのではないということである。6 月 21 日段階では、委員間で意見が合わなかった項目は取り下げているので、当初案よりも範囲が狭い。本論文は、櫻本私案をほとんど網羅しているが、統計委員会の運用に関する提案、SPEs の推計方法、SPEs のツリー図は情報が細かすぎるので削除した。さらに 6 月 21 日に配布した資料は櫻本(2013)で、表 2 に後述するように当初の櫻本私案よりも削除した資料を参加者に配布した。

³ ここで一点強調しておきたい。筆者は、長年国民経済計算の行政側の立場で、実務的な検討を行ってきた。その中でいつも多くの研究者から批判を頂くのは、日本の統計改革は統計作成者の視点でとても役人的な発想で進められているという意見である。残念ながらこの「役人的」という用語の意味はやや曖昧で、しかも少しも事実を言い当てていない。制約条件があつて、それをクリアするように最適な政策を立案するという作業は合理的な発想で実現可能な政策立案を行うか、実現できない政策を立案するかという違いなのであつて、役人的という言葉は状況把握を妨げる効能がある。制約が予算や法律、推計体制、熟練の度合いといった第三者から明確には理解できない構成であることはしばしばで、そうした制約は日本でも国際機関でもどこでも同じように存在する。筆者は常に制約の範囲で最短で最も条件の良い実現可能な政策を提案するよう心掛けているだけのことである。主観的には実現可能と思う提案をしていても、実は法律に触れる提案であれば実現しない。そうした情報は筆者も含めてなかなかわからないので、とりあえずより厳しい制約が出てきても実現できそうなプランを練り、気長に待ちながら着々と案件を片付けていくということは、役人的ではないし、最初からやるべきことを怠っているということとも異なる。実現可能な政策を長期で実現していくということは、社会科学として短期で考えがちな学問の世界でも十分に評価される意義があるということは強調したい。例えば、1 年で成果が出なくても 30 年かかれば、十分な意義を持つ事業は評価されるべきである。しかし、実際にそうした事業が事前に評価されるためには、分野の研究においても評価の尺度が豊富でないと、理解されないことである。制約条件付き最大化条件で、制約が無数にあって列挙しきれない場合でも、省かれた記述を無視して良いとはならない。統計改革の検討もまた、その例と同じで、多面的な評価を受ける必要がある。

上、人材同士の人間関係、予算や他の行政計画による計画といった様々な要素が影響する。本論文は、主に日本の国民経済計算の課題と第Ⅱ期基本計画との関係を筆者の立場からまとめる。第1章は、第Ⅱ期基本計画のうち、国民経済計算分野の計画づくりに向けた検討の体制やスケジュールなど概要を振り返る。第2章は、第Ⅰ期基本計画にはあるが、今後削除すべき課題に関して筆者独自の主張を行う。第3章は、第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野向けに櫻本私案として行った新規提案内容を説明する。6月21日のタスクフォースでは2008SNA(以下08SNA)や供給・使用表(Supply and Use Tables, 以下SUT)、四半期国民勘定(Quarterly National Accounts, 以下QNA)といった重要な個別課題に関して、計画がどのように策定されるべきか、統計委員会各メンバーや各省庁が情報共有していく上で基本となるべき方向性を筆者からメモとして各参加者に提示した。第4章は、2013年6月21日のタスクフォース向けに櫻本私案として提出しようとしたものの、あまり意義を持たなかったか、事前の調整で却下されて提出できなかった内容を説明する。

1. 第Ⅱ期基本計画に向けた国民経済計算－検討の経緯と体制

1-1 第Ⅰ期基本計画の反省

第Ⅰ期基本計画の別表が本文をカバーする。5カ年に渡って統計改革が進んでいるかどうかについて別表を軸に統計委員会がフォローアップ期間に判断する。したがって、実際の業務では本文よりも別表が重視される。後でのフォローアップは別表の記述との整合性で判断されるからである。第Ⅰ期基本計画策定の経緯は、既に各関係者が学会活動などで報告しているため、本論文において議論を省くが、第Ⅰ期基本計画において行われた泥縄式の統計改革の反省点を第Ⅱ期に生かすという認識が参加した関係者の間である程度共有されていた。反省点は無数に挙げられるが、基本計画策定にとって重要なポイントは二点挙げられる。

第一の反省点として、多くの専門家を統計委員会に招へいした結果、議論が多方面に展開しすぎて重要案件に議論を集約することが難しくなったということが挙げられる。委員会方式で多くの分野に議論を展開する場合、別委員会を次々に立ち上げて分化していくということができればよいのだが、委員会を分けられない状況で議論を多方面に行うと、時間が足りなくなるためにある程度議論を省かざるを得ない。この点は、第Ⅱ期基本計画においても依然として完全な解決はできていないが、論点を絞ることである程度議論を集約するという方向で各者の意見は大まかに一致しているため、問題を未然に防ぐことができています。

第二の反省点として、特定の省庁に設定した課題が多すぎたということが挙げられる。そして、特定の省庁に対する課題が大変細かく、しかも重複したり、互いに矛盾をしていて、推進をためらうような課題も含まれていた。

こうした反省点を生かすため、第Ⅱ期基本計画の策定では総務省の統計基準担当が調整に積極的に関与し、会議の座長が大まかな方針を示してリーダーシップを発揮することで、議論を一定の方向性に導いて集約できるように図った。その

意味で統計委員会担当室の役割が低下し、総務省統計基準担当の役割が増した。このことは議論をある方向性に集約する上でも、課題間で整合的で現実的な計画の策定がなされることにも役立ったが、属人的で透明性が欠如した調整であるため、第Ⅲ期基本計画以降もいつとも同じような方針を続けることは難しいと思われる。筆者自身は、基本計画の策定や運用のルール化が望ましいとして提起したが、事前の調整で却下されたため、特に再提示などはしなかった。

国連統計委員会や国際機関のタスクフォース内の調整でも一定のルールが明示されているように、今日でも専門家間の議論はある程度のルールが明示されるのが一般的となっている。ルール化は、専門家の役割を明確にすることに役立ち、ルールの明文化は部局間の調整を減らすことにも役立つ。そして、特定の個人や特定省庁の性格が過度に影響することを防ぐことにもつながろう。そして、ルールがない状況よりもより、特定の議論に集中できる環境を統計委員会に与えることにもなろう。一方、ルール化によって今までよりは、委員や各省庁の自由な調整の余地が減ることで硬直的な運用となる。対象として考えられるのは、課題の項目数の基準、項目数のルール、課題間の優先順位、課題の設定範囲、専門家が提起すべき課題の範囲や例示、運用のノウハウのルール化といった案件である。

課題の項目数の基準ということであれば、次のとおりである。第Ⅰ期基本計画国民経済計算分野は、2008年に委員間で議論された第2ワーキンググループ報告書を受けて策定された。第Ⅰ期基本計画には、国民経済計算関連の項目が多く、内閣府の課題が他省庁よりも突出して多かった。例えば、50人程度の統計部局が数十の閣議決定された計画をコントロールするには小さすぎる。部局の規模は、その何倍か必要となる。統計作成部局として、経済産業省や内閣府のように規模が小さい部局と規模が大きい部局があるため、項目を統計作成部局の規模に応じて設定するといった一定の基準があってしかるべきだろう。しかし、現行の基本計画ではそうした配慮は無いため、部局間の課題数にかなりばらつきがある。基本計画別表の課題数の上限は、定員の半数までに設定するとか、課題数の問題一つとっても何か基準があった方が望ましいと考えるのである。また基本計画は課題数が多いので、早い段階でナンバリングして議論すべきである。第Ⅱ期基本計画の別表を議論する際にも、ナンバリングされていないので、議論していてとても不便である。しかし、統計改革の調整においてルール化とその明示化は道半ばとなっている。

1-2 審議スケジュールと審議前の段階

基本計画部会の第1WGは、国民経済計算と産業連関表や環境勘定など加工統計の多くの分野を審議対象としていた。第1WGは、国民経済計算タスクフォースと産業関連タスクフォースという2つのタスクフォースの審議を担当した。第1WGの座長は公表されているように深尾京司委員であった。

国民経済計算タスクフォースは公表されているように中村洋一委員を座長として基本計画部会委員、牧野好洋審議協力者、筆者にて担った。(明示されているわけではないが雰囲気)で) 牧野委員と筆者は新規の審議対象を提起するという役割が事前に期待されていた。既に第Ⅰ期基本計画を引き継ぐ案件が多く見込まれた。そこで、審議協力者も含め、議論が混乱しない程度に新規案件を提起することが求められた。

スケジュールは表 1 に示す通りである。審議協力者は①メモの提出(6 月 17 日提出、調整後 6 月 21 日にタスクフォース

で関係者に配布)、②メモをたたき台に座長がメモを提示(7 月 26 日資料 1 の座長がまとめた検討結果)、③検討結果をベースにワーキンググループの方針を取りまとめ(9 月 12 日)、④基本計画部会に上げて基本計画本文を策定、⑤別表を構成という手順であった。筆者は①～④までしか参加していないので、詳しいことはよくわからない。第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野の大まかな方針は座長が示すべきことで、その内容は筆者には大体の類推が付いていた。現在内閣府は供給使用表を年次系列に適用し、将来的に QE を QNA に拡大しようと努力している。それに 08SNA の導入や基準改定のタイミングを考慮すれば、今後 20 年程度に日本が採るべきコースは自ずから定まる。つまり、SUT、QNA、08SNA を中心課題とした課題設定を軸に新規提案をいくつか補強するという方向で、国民経済計算分野に関する基本計画を作成すべきということは、ほぼ作成者同士で読めていた方向性であった。

審議協力者に求められていたのは、専門的な知見を提供する以外に最初の段階で、新規案件を中心にメモ出ししてある程度議論をリードしたり、方針性を補強したり、他の専門家が注目していない重要な問題を指摘するといったことであった。結論から見れば、多くの論点であり統計改革に貢献できなかったというのが実感であるが、その経緯や内容は精査が求められてしかるべきである。

審議協力者のメモ出しは、既に公務員時代から見ていたことから審議協力者の就任前から作成を少しずつ始めていた。しかし、当初詳しいスケジュールは分からなかった。審議協力者に対するメモ出しの依頼は、6 月 12 日になってようやく頂いた。締め切りは 6 月 21 日の第 1 回会議に合わせて 6 月 17 日であったため、わずか 5 日間でペーパーをまとめざるを得なかった。5 日では全体的なシナリオをまとめることは困難であったため、基本的には基本計画の新規議題をできるだけ多く提起し、中村メモの方針を補強することに徹するというのが筆者の基本方

表 1 第Ⅱ期基本計画(案)策定までのスケジュール

日付	内容
2013 年 6 月 7 日	第 1 回第Ⅰ WG: 審議の進め方、課題の状況報告
6 月 12 日	メモ出し依頼→17 日に提出
6 月 21 日	第 1 回 SNA タスクフォース: 現行基本計画の評価と検討課題の抽出
7 月 12 日	産業連関タスクフォース
7 月 26 日	第 2 回 SNA タスクフォース: 次期基本計画に向けた方向性を審議
7 月 30 日	産業連関タスクフォース
7 月 31 日	第 2 回第Ⅰ WG
8 月 19 日	第 3 回第Ⅰ WG: とりまとめ
9 月 12 日	第 4 回第Ⅰ WG: とりまとめ

出典: 統計委員会公表資料より作成。

針であった⁴。第Ⅰ期基本計画の際にも別表の課題は重複していたり、内容が不明な項目があったり、実行不可能な項目があったのはおそらく審議協力者の作業時間が短かったことが一因となったのではないかと推察している。

表 2 櫻本私案と第Ⅱ期基本計画の結果

提案の ナン バー	本論文 の 項目	本論文の項目	著者による推察に基づく審議結果	タスク フォース に提出
提案1	2-1	別表No.11基本価格表示の問題	基礎資料は乏しいため、消費税表の正式な導入は無理だが、参考表とはできるため、その範囲で導入する方針は提案せずとも各者の共通意見であった。	○
提案2	2-2	別表No.26②と簡易長期系列の公表	元々第Ⅰ期基本計画からの課題であったので、本件は新規ではないが、委員会審議で比較的丁寧に審議され、第Ⅱ期基本計画で採用された。	○
提案3	2-3	別表No.18事業所企業コンバータ及びNo.53の扱い	櫻本試案は、採用ならず、第Ⅰ期基本計画に引き続き、継続課題となった。	○
提案4	2-3	別表No.167の扱い	学会などとの連携はある程度維持されるが、概ね提案していたことは実現した。	○
提案5	3-1	一次統計との連携	事前の調整段階で内閣府と経済産業省との定期協議が行われると良いということとは提起した。しかし、統計委員会では特に内容のあることは提起しなかった。	○
提案6	3-1	2008SNAの課題項目	幾つか配慮をされた形跡はあるが、あまり採用されず。各委員や各省庁が本質的に提言内容を理解できていないと推察している。	○
提案7	3-1	2008SNAに関する検討ノハウの記録		○
提案8	3-1、 補論 1	特別目的実体等(Special Purpose Entities、以下 SPEs)の捕捉に向けた課題		○
提案9	3-3	供給・使用表及び四半期国民勘定の分野—国際標準と日本の対応—	概ね櫻本試案の想定に近い形式で、第Ⅱ期基本計画に盛り込まれた。	○
提案10	3-3	SUTなどの導入手順と現実的な目標	概ね櫻本試案の内容が各者に情報共有され、事実上試案で想定していた内容に近い線で落ち着いた。	○
提案11	3-3	SUT導入に向けた推計体制の整備	第Ⅱ期基本計画で別途検討予定だったこともあり、事前の調整段階で削除した。	○
提案12	3-3	四半期表と生産・分配系列	概ね櫻本試案の内容が各者に情報共有され、事実上試案で想定していた内容に近い線で落ち着いた。	○
提案13	3-4	地域経済計算の充実に向けたフレームの整備	櫻本試案をうまく法令上問題の無い形式に落とし込んで、第Ⅱ期基本計画の課題がセットされた。	○
提案14	4-1	中間投入捕捉の方向性	提案内容が乏しいので、特に第Ⅱ期基本計画に影響しなかった。	○
提案15	4-1	統計作成に必要な人員体制の整備	第Ⅱ期基本計画で別途検討予定だったこともあり、事前の調整段階で削除した。	×
提案16	4-1	マニュアル公表基準の確立	統計委員会委員、審議協力者等の事前の調整段階で同意を得られなかったため、削除した。	×
提案17	4-1	誤解を受けやすい用語の改善	統計委員会委員、審議協力者等の事前の調整段階で同意を得られなかったため、削除した。	×
提案18	4-1	統計専門資料の保存に取扱い	統計委員会委員、審議協力者等の事前の調整段階で同意を得られなかったため、削除した。	×

次に6月17日に提出したペーパーは、幾つかの修正を求められて、修正したメモを再提出し、6月21日第1回会議で配布することになった。表2は、筆者が国民経済計算タスクフォース向けに提案した項目の一覧である。第4章で取り上げるが、提案しても委員間で意見が合わず、タスクフォースに提出できなかった項目も4つある。**No.が付いている項目は、第Ⅰ期基本計画の別表ナンバーのことである。**本論文の議論はこの表に集約されるが、以降で個別論点ごとに背景を掘り下げて議論する。以降では、実際に提起した幾つかのアイデアの中から、提案として取り入れられた項目、却下された項目など審議の方向性を見ていく。

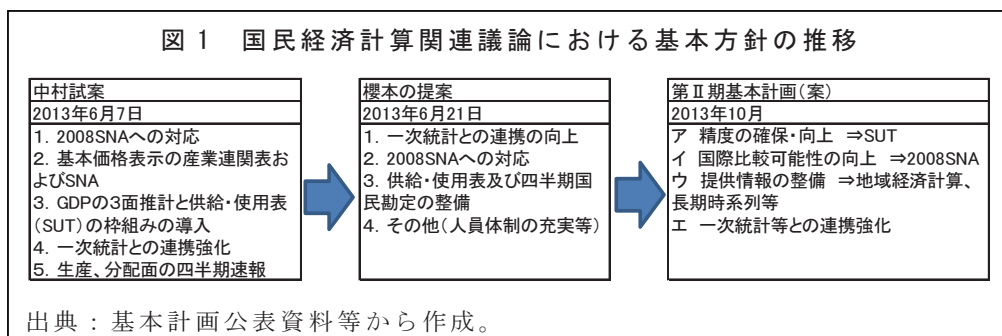
⁴ 短時間での提案という制約は、2つの問題があると考えられる。一つは少し時間をかけなければ、大勢を納得させられない現実的な課題を検討に加えることができない問題である。二つ目は、短時間では提起者がたまたま忘れていた重要課題を提起できないという問題である。

1-3 櫻本案と第Ⅱ期基本計画との関係－日本の国民経済計算が目指す方向性

中村メモが示す方向性は、事実上第Ⅱ期基本計画の原案であった。一方、6月17日に提出した櫻本メモや牧野委員メモ（非公表）や事務方のメモ（会議資料として公表）はあくまでも統計委員が審議して、良いと思えば採用されるという程度に過ぎない。特に審議協力者メモは事務方案よりも優先順位は低く設定せざるを得ないため、採用率でいえば、影響力は元々低く、第Ⅰ期基本計画よりも審議協力者の提案の採択率は低くなったと思われる。多くの提案は却下に近かったが、一部採用されたため、その程度の違いは本論文において再検討する際に3章と4章の2つに分けて以降で整理する。本論文では牧野メモのことは、断片的な情報しかないため、論文としてまとめることができなかった。そのため、本論文では牧野委員の論点は議論できない。

基本方針は、原則として中村メモによる完成度の高いイメージがあったため、最後まで第Ⅱ期基本計画の国民経済計算タスクフォースの担当部分に対して、柱がしっかりしていた。6月7日段階で中村委員の基本方針は、5つの方針を軸に第Ⅱ期基本計画を策定する私案を示した。5つの方針というのは、1. 2008SNAへの対応、2. 基本価格表示の産業連関表およびSNA、3. GDPの3面推計と供給・使用表（SUT）の枠組みの導入、4. 一次統計との連携強化、5. 生産、分配面の四半期速報の5つである。この主張は、長年筆者も各方面に働き掛けてきた意見でもあったので、全面的に賛成であった。そこで筆者は、6月7日の中村メモの方向性を原則として支持し、中村メモを網羅しつつ、優先順位を付けて長期の方向性を考慮し、今後5年の計画を作成するのが良いという主張を各者に打診して6月21日の第1回において行うことを決めた。主張を大まかにまとめると次の内容である。

図1 国民経済計算関連議論における基本方針の推移



まず、既存の第Ⅰ期基本計画は、似た分野の細かいことを何度も指摘していて、実施側が全体の状況を認識する際に理解が難しい構成となっていた。大項目を立て、既存の項目を分野別に大きくくりで整理するのが良いように見えたため、中村メモの原案の修正が必要と考え、意見を関係者に提示した。

第一にQNAの充実は、SUTの整備の延長線上にある。両者を一緒に議論した方が現行の基本計画別表よりも把握しやすいと思われた。第二に基本価格表示の問題は、導入に必要な基礎情報が欠けており、正式に導入する見通しは立たないと推察されるため、基本価格表示の問題や新規課題を含んだ「その他」という項

目を立て、4大論点を軸に検討するのが優れているように思われた。

課題同士の優先順位としては、内閣府は各省と協力して、2016年基準改定において初めて工業統計を使用しない年次系列を推計することになる。この対応がうまくできない場合、年次系列は適切に公表できないという重要性を考慮して、一次統計を上位に据えることが望ましかった。08SNAの導入は、そういった切迫感はないが、これも次期基準改定時の重要課題であるため、2番目に重要な論点と言えた。生産分配速報は供給使用表の導入ができなければ、不突合が存在し続けて、系列の有効性が低下することから、供給・使用表への対応を優先し、そのフレームと共に検討される必要があった。

図1は、審議前後の基本方針の変遷をまとめたものである。実際には櫻本私案から最終案までは様々な調整があったので、いろいろな情報が存在するはずなのだが、事務的な調整はあまり明確に説明することは難しいので省くこととした。当初案は、審議協力者や各委員、各省庁の意見を反映して変更されたことが分かるが、当初案の内容は当然網羅されるように方針が組まれた。6月21日に提出した櫻本私案で提示した内容のうち、幾つかは（程度の差はあれ）基本計画（案）に反映された。

表3 スケジュールに関する櫻本私案

～2016	2016年頃	～2020	2020年	～2025	2025年頃？
	次期基準改定、 経済センサス対応		次々期基準改定		次々々期基準改定
08SNA項目を一部前倒し対応	08SNAの正式導入、経済センサスを受けた代替推計値に基づく年次系列の公表	代替推計によるコモ法をベースに製造業を中心に速報推計方法を改良する。	SUT年次表を並行運用する。	次々々期基準改定までに生産分配速報について並行運用	SUT年次表正式導入、速報系列の充実も速やかに行う。

表3は、櫻本私案に基づき、6月21日向けに提案したスケジュールである。この案は、実現可能性がある目標よりもあえて遅く提示したもので、確実に実施可能な予定ということ

で提示した。実際に実施したことが無い計画であるから、この通りに進むかどうかは分からないが、2016年は2008SNAと工業統計代替推計の導入がある。前者は、2014年までに先進国が導入を目指している次世代のSNAの基準である。そして、後者は経済センサスの導入に伴って、工業統計調査の実施時期が12月31日から遅くなり、夏に変更させるのに伴って、国民経済計算確報に工業統計産業編のデータを使用できなくなり、生産動態統計等を代替利用するという推計システムの変更を指している。通常1つの基準改定で2つ以上の重要な推計システムの変更はリスクが高いため、行わない方が良く考えた。しかし、2016年は例外的な年となることが予想される。そして、QNAを目指しているという状況を考慮すると、どこかの基準改定でSUT年次表を導入し、その次の基準改定にてSUTに基づくQNA導入を行うのが現実的と考えた。ただし、SUTバランスは十分な精度を確保できるか誰にも分からないので、導入ではなく、一度並行運用を行い、導入見通しを立て、次に正式導入するという2段階で導入する方が確実と言えた。表3を提案した背景は以上の認識に基づくもので、あくまで基準改定での導入失敗リスクを最小化するために考えたスケジュールである。内閣府の実際の推計は、取り得る幾つかの選択肢を考慮すると、この案よりも早期にSUTやQNAに対処

することも可能なプランがあるかもしれない。したがって、実態はこの通りとは言えないが、表 3 は安全策を採用した場合の目安である。

櫻本私案に基づき、第 I 期基本計画別表の既存課題の個別提案、第 II 期基本計画（別表）に収録すべき新規の個別提案について、第 2 章と第 3 章にてそれぞれまとめる。

Box. 1 基本価格に関する提案（提案 1）

消費税増税に伴って、消費税表が重視されるということは疑いないが、基礎統計がないにもかかわらず、無理に IO に消費税表を導入することを求めるのは無いものねだりで議論が前進しないと推察する。既にこれまで IO における消費税表や基本価格表の問題は何度も経済産業省の職員などが個人的に挑戦してきた研究において議論しつくされている。基礎資料がないから、基本価格表の本格的な導入はできないが、ある程度参考資料として消費税表に近いものを復元することは可能ということである。それを利用すれば、基本価格表はできるかもしれないということである。この結論は過去の IO の整備の度に研究資料が公表されて何度も指摘されてきているので、もし仮に前向きに対応するのであれば、総務省、経済産業省、内閣府等関係省庁において導入に必要な予算と人員をきちんと確保し、IO において参考表として消費税表及び基本価格表を導入するために検討した上で、その後 SNA において参考表をベースに検討を進めるという以外に選択肢を見いだせないかと推察する。予算と人員をつけるべきというのは、現行の基本価格に関する研究は特定個人の専門的知見とマンパワーに頼りすぎているため、IO のラインにおいてきちんと仕事・役割を整理すべきという意味である。特定個人の異動や退職でノウハウが失われることを防ぐためには基本価格表示の問題を IO の推計のラインにおいて消化するようにすべきである。

参考表というのは、要するに基礎資料が欠けているので公表に責任を持ってないが、研究目的などのために公表するという理解と認識している。SNA でも歴史的記念物などで公表している参考系列に同様の対応が見られる。こうした系列はそれと同じ扱いということで整備を進められてはいかがか。

2. 第 I 期基本計画における既存の課題に関する個別提案

2-1 別表 No. 11 基本価格表示の問題

先に述べたとおり、題目の No. は第 1 期基本計画別表の No. 11 を示す。あらためて指摘するまでもないかもしれないが、第 I 期基本計画に列挙された既存の案件は、論点が多すぎる上に何を求めているのか理解が難しい課題が含まれている。大きくくりごとに整理統合した方が課題を把握しやすくなる。個別項目として継続するものについても、より実態に合わせてふさわしい項目を設定した方がよいように櫻本私案を作成する前の段階で思われた。櫻本私案では既存の第 I 期基本計画の中で、特に問題のある、再検討が必要な論点について以降の Box にあるような提案を行った。以降も Box は櫻本私案からの引用であるが、誤字脱字を修正するといった多少の修正をしているので内容は同じだが、原文そのままではない。

基本計画原案を策定する国民経済計算タスクフォースの事前の段階において、基本価格表示を重視する意見が出ていた。2014年4月の消費増税を前にして、控除可能な付加価値税(VAT)を除去した基本価格表を作成することは求められる。問題なのは控除可能かどうかということである。控除が難しいのに控除を求めてもゼロ回答となることは目に見えている。その点で十分な基礎統計がないため、消費税表を作成してIOなどで基本価格表を作成することは難しく、せいぜい参考表扱いでの対応が可能かどうかというところである。6月17日にタスクフォース向けに事前に提示した櫻本私案では、主としてBox.1にあるように主張した。筆者自身としては、消費税表は正式導入が難しいことが目に見えている上に、これまで何度も経済産業省の研究者が消費税表の試算を行ってきた経緯があるので、参考表として検討をする項目を基本計画別表に設定すればよいのではないかと考えたが、実際にはタスクフォースで積極的な意見が多くて、積極的な取り組みを求める意見に押し切られることになった。

2-2 別表 No. 26②と簡易長期系列の公表

長期時系列データの公表は、第I期基本計画でも盛り込まれていたが、現実的に諸外国が行っているような1970年代まで遡った長期時系列データを遡及で実現することは困難であった。これは、プロダクト・フロー法によって1980年代より前の遡及を行うために必要な情報が不足しているという制約が影響している。そのため、筆者としては、多くのユーザーは正確なデータというよりも大まかに過去からの系列が見られれば良いだけで、正確な情報を求めているわけではないという事実から、簡易接続の長期系列の公表を求めることにした。Box.2は、簡易接続を求める櫻本私案の本文である。

Box. 2 簡易長期系列の公表（提案2）

基本計画の別表 No.26②において、ユーザーが求めている要望と内閣府の検討に大きな離があると思われる。通常時系列分析で求めるデータの個数は、最低で30程度、できれば100程度と言われる。したがって、年次系列の場合、内閣府がこれまで実施してきたように1980年からの長期遡及で最低限の要望に応じているとは思いますが、長期遡及のタイミングまでユーザーが待たないといけないことと、長期遡及してもデータの個数は決して多くはないということから決して十分な回答ではないと推察する。

総務省の公表資料によると、国民経済計算のHPに対するユーザーアクセス数は、年に50~90万件程度に達している。その多くは、別にSNAについて詳しく知りたいとかSNAを専門的に知りたいと思ってアクセスしているわけではない。多くは、計量的手法などに基づいて時系列データを単純に使用したいからアクセスしているのである。日本は産業連関表があるため、遡及に非常に手間がかかる。産業連関表は一度公表されると改定されないが、SNAの場合、産業連関表の利用している推計値について、再度過去にさかのぼって系列の推計をやり直す作業が発生する。この労力のかかる重い作業が過去の遡及を十分にできない制約となっている。この内閣府の置かれた状況は理解しており、…次のBoxに続く

Box. 2 の続き

長期の時系列データの整備のために敢えて遡及を頻繁に行う作業までは求めることはできない。しかし、多くのユーザーは長期の時系列データを利用したいから、SNA の HP にアクセスしている。過去に一般ユーザーや学識経験者からも幾度も長期系列を公表するように求められてきた。

どの程度の系列を整えるのが妥当かということを考える。過去に経済企画庁は、GNP について昭和 35 年国民所得白書で戦前からの系列を遡及推計した。労力の問題を無視するならば、昭和 6 年から一定の基礎資料は公表されてきた。しかし、実際の系列を見ても、戦中の混乱期、戦後のインフレ、新円と旧円の切り替えなどで時系列データとしてもつながった系列を見ることは不可能となっている。これは日本人の生活様式の変化が激しくて、制度の変更などもデフレータにきちんと反映することができないため、一貫した系列を整備するということはほぼ困難だという事実に基づいている。したがって、平成 2 年の基準改定において、GDP について 1955 年からの一貫した系列を整えたという判断は賢明であったと言えよう。おそらく客観的に見て、データの制約から 1955 年からしか一貫した系列を整えることは困難である。一方近年連鎖方式による長期系列の整備が行われている。連鎖方式の場合、平成 12 年基準では 1980 年から遡及推計されている。連鎖方式の場合も、1955 年から一貫した長期系列を整えるということは原理的に可能かもしれないが、連鎖方式はドリフトのように様々な問題を抱えているため、日本の戦後からの長期系列を整えた場合、あまり参照するには適さない系列になる可能性がある。個人的には変化が激しい事象を連鎖方式で長期にわたって記録することは、労力の割に成果が乏しいと考える。現実的な判断として、1955 年からの GDP 名目値、GDP 固定基準年方式系列、1980 年からの GDP 連鎖方式系列が公表され、それぞれデフレータや内訳が参照できることが望ましいと考える。

そこで、GDP 名目値、GDP 連鎖方式、GDP 固定基準年方式、デフレータといった、ユーザーの多くが使用する主要系列について、過去の遡及をただリンク計数でつなげた簡易遡及系列を基準改定時に作成し、それを内閣府 HP において公表することを求めたい。内閣府が公表に責任を持つ統計値として公表することまでは求められない。統計委員会に言われたので、試算値として公表したという扱いでも構わない。経済学、計量経済学、時系列分析といった関連分野は、長期の時系列データによって大きく発展してきた。日本だけがその研究環境を満たせないということは望ましくない。きちんとした計数だけを公表したいとする内閣府の立場は理解できるが、大局に立って物事を考えるべ

その背景として、内閣府や e-Stat の国民経済計算関連サイトへのアクセス数は、年に 100 万件以上に上り、ユーザー数も最大で 100 万人と推測される。そのうち、ほとんどのユーザーはデータベースとして時系列データにアクセスしたいだけで、SNA を深く知りたいというユーザーはほとんどいないというのが筆者の実感である。統計メーカーは、正確な情報を流したいということでできれば短期の連鎖系列を示したがるが、逆に多くのユーザーは大まかに日本経済の状態が分かればいいだけなので、系列が安定している固定基準年方式で簡易接続された系列で十分ことが足りると推察する。ユーザーの多くは、高度な正確さや深い知識を求め

ていないのだから、特に回帰分析や簡単な比較に用いるだけでは、簡易接続系列で十分と推測するのである。

統計委員会でユーザーからの要望が多い長期時系列について審議する際、6月21日の配布資料に基づき内閣府から新推計システムを導入する際にスムーズに基準改定後、速やかに遡及も行うことが可能となるように努力するということがあったため、簡易接続ではなく、本計数にて長期はどの程度かという議論になった。時系列分析では少なくともサンプル30年分は欲しいということで、最終的に筆者は1980年からの長期遡及データが速やかに公表することを求め、それに近い方向で基本計画（案）に反映されたと認識している。

2-3 内容が良く分からない既存の課題

第Ⅰ期基本計画では調整がうまくいかず、最終的に何を指示しているのかよく分からない課題があった。筆者だけが理解できないのであれば、それは一向に問題ないが、おそらく誰が見ても内容が分からない課題がいくつか存在したのである。過去に閣議決定した内容であっても、内容が分からない課題は、いらないので削除すべきと考え、Box.3-4のように6月21日段階で第Ⅰ期基本計画別表No.18, 53, 167の3項目の削除を求めた。第Ⅱ期基本計画（案）では、別表No.18, 53共に削除まではいかず、一部残って継続課題として検討されることになった。ビジネス・レジスター統計の活用次第で、削除よりも継続検討が望ましいという判断に至ったと推察する。またNo.167は元々第Ⅰ期統計委員会委員から出た提案はすべてを退けることはできず、最低でも一人1つの提案を受け入れるという暗黙の制約があり、一方で正直に提案を受け入れると、統計業務に重大な影響が出る場合、問題がないように修正した結果、内容が意味不明になったと推察する。原文を見ても誰が何をすればいいのか分からない上、その通り実施すると法令上問題が生じる内容が実現している。この滑稽な内容は、第Ⅱ期基本計画（案）において事実上削除となったが、基本計画の範囲外で行われる研究交流活動においてカバーされるので、実質的な問題は生じないだろう。交流活動は目標という性質になじまないものである。No.167はある程度櫻本私案が通ったと評価している。

Box.3 別表 No.18 事業所企業コンバータ及び No.53 の扱い（提案3）

No.18 事業所企業コンバータ及び No.53 は、企業と事業所とのコードコンバータの使用を想定した検討を求めているが、具体的にそのデータが使用される個所は国民経済計算の推計過程に存在しないか、あったとしても意義が薄いように思われる。普段法人企業統計の産業別データを使用していて、推計精度向上のために事業所データに変換するという意味かと思われるが、推計過程にそういう対象個所がほぼないと考えるのである。仮にわずかに法人企業統計の産業別データを利用していても、事業所データに変換するコードが作成されたところで、長期的に構造が安定している例外的な条件が必要で精度向上に結び付くとは言えない。この課題の可否を改めて再検討されてはいいか？

Box. 4 別表 No. 167 学術交流の扱い（提案 4）

No.167 を素直に読むと、学官連携でいわゆるコンソーシアムのような連携母体を設立して、共同で研究活動を実施することを求めているように思われる。これはうまくいくことが前提の記述である。仮にコンソーシアムで画期的成果が生まれ、その後その成果を統計組織が利用した後で、コンソーシアム内で意見対立が生じた場合、その著作権を巡って訴訟となり、知的財産の貢献に応じた成果の対価を巡った争いで統計作成ができなくなるといったリスクは当然想定される。統計委員会にリスクが生じることを承知で実施部局に無理を強いるということは避けることが妥当である。実際に内閣府は第 1 次基本計画の後、基本計画通りに学術交流を進めたものの、最適化計画は推進できず、一時業者と弁護士を介して契約後の交渉を強いられた経緯がある。もし、そのまま訴訟に突入し、基本計画に問題があると報告が内閣府から上がってきた場合、統計改革は相当大きな問題を抱える可能性があった。幸いそうした事態にならなかった。

現実に内閣府の業務として、確かに省庁や学会との連携不足はあるとは認識している。内閣府は国際所得国富学会など、ごくわずかな学会だけに所属しているため、学会など外の情報を得にくいのが現状と認識している。とりあえず、きちんと予算を確保した上で、学会活動の情報収集のために、過去職員が参加した学会を中心にいくつかの学会に新規機関会員となることを検討し、学会活動で起きている情報を定期的に収集できる体制を築くといった努力目標を設定し、No.167 は取り下げてはいかがか。もしこの項目を継続としたければ、弁護士を加え、最悪の場合のリスクを想定せざるを得なくなる。推進をためらう課題は設定しない方が無難と考える。

3. 重要な個別論点の提案

3-1 一次統計との連携・08SNA 関係－議論するために設けた議題

議論するために「一次統計との連携」と「2008SNA の課題項目」の 2 つの議題は、研究者が各省庁に代わって議論するまでもないのだが、中村メモに賛成して方向性を確かなものとするために提起した。

一次統計との連携は、非常に幅広い論点をカバーする議論の柱として提起する必要があった。しかしながら、経済センサス導入に伴う代替推計や総務省の統計との連携といった問題は研究者が敢えて提起しなくても各省から様々な意見が出て網羅される可能性が高かった。しかし、中村メモの方向性を支持して、意見集約のための柱を用意しておく必要があったため、空虚であるが、あまり内容の無い意見を述べることにした。あえて一つだけこの項目の論点で議論するならば、代替推計のことについて政府一体となって、現行よりももう少し現実的な方向性を見つける努力を続けていく必要性を感じている。しかし、こうした議論は基礎統計の制約に合わせて考えるべきことで、あまり論文の性質に合わないことから、懸念のみに留めておく。櫻本私案で提起した主な内容は Box.5 にある通りである。

2 つ目の項目の項目も同様で、櫻本私案では大まかな意見だけ述べて、中村メモを補強するというに徹した。詳しくは次の Box.6, 7 の通りである。

Box. 5 一次統計との連携（提案 5）

一次統計との連携で、経済センサス代替推計への対応は今後 5 年間で内閣府にとって最も重要な業務となろう。年次計数の公表が止まることが無いよう、万全を期すことを求めたい。経済センサス代替推計は、生産動態統計などを用いて既に何年も前から試算を行い、経済センサス活動調査を受けた平成 23 年確報において既に代替推計値を一部利用しているものと推察する。生産動態統計は、近年までに頻繁に調査票が変更されている。代替推計のフレームは、これまでのコモ法と異なっており、情報収集を怠ると、品目変更によって推計資料が次々に無くなっていき、補完系列を利用しなければならない状況に陥る。また経済産業省が提供した個票データは、公表値として整備されたものではないため、年によって提供されるデータの幅が異なっているといった個票分析特有の問題も頻発しているものと思われる。したがって、経済産業省がデータの提供に関して内閣府に協力して、内閣府も生産動態統計でカバーできない情報について独自に民間統計を新規に得るように日頃からの努力が求められる。

代替推計のフレームは速報にも適用可能なため、代替推計が安定的に推計できるようになり次第、つまり次期基準改定後、速報に代替推計におけるコモ法と同様の推計を取り入れ、速報と確報の推計値の差が小さくなるように努力することが求められる。

Box. 6 2008SNA の課題項目（提案 6）

2008SNA は項目がたくさんあるので、マニュアル Annex3、さらに Annex4 に基づいてコード毎に検討を進めるのが優れているだろう。しかし、基本計画において数十もある細かい項目をすべて別表に落とし込むには細かすぎるので、R&D のような 2016 年導入の目玉となりそうな主な項目が 2~3 だけあれば良いかと思う。あるいはコード B~G まで 6 つの大分類から資金循環で対応する金融と BOP 関連の項目を除いた 4 つとその他を加えて 5 項目立てるという方法もありうる。個人的には前者をお勧めしたい。…〈略〉…

B.統計単位の明確化と制度部門における改定事項

C.各取引項目の範囲設定のよりいっそう詳しい説明、生産境界を含む

D.資産、資本形成、固定資本減耗などの概念の拡大と精緻化

E.金融手段と金融資産の扱いおよび定義に対する追加改良点→その他

F.政府と公的部門に関する取引範囲の詳述

G.SNA と BPM6 の概念と分類の調和→その他

08SNA もさることながら、Annex.4 も重要論点が含まれているので、次期基準改定以降長期的にはこちらの排出権などの取り扱いに比重を移していかないと、2023 年頃とみられる次期国際基準の改訂に日本が役割を果たすことができなくなると考える。

基本的には 2008SNA の検討に意見を言わなかったのであるが、おそらく統計委員会委員や各省だけで議論しても出てこないと思われる論点として、2 つ提案することとした。一つは、2008SNA に関する検討ノウハウの記録を政府に求めた。08SNA の導入報告書を作成し、公表することを求めるという項目を基本計画別表に設けることが望ましいと考えていたが、櫻本私案の前の事前の調整段階におい

て委員間で同意が得られなかったため、削除した。2 つ目の提案は、SPE の捕捉を総務省と経済産業省に求めた。この項目は長いので、次節で取り上げる。

Box. 7 2008SNA に関する検討ノウハウの記録（提案 7）

内閣府は、93SNA 移行時に「我が国の 93SNA への移行について（暫定版）」を作成し、公表をした。08SNA 導入において、ユーザーのために導入の経緯、推計方法の変化、導入に当たった注意点、海外の事例を網羅し、ユーザーが 08SNA 導入に伴って戸惑うことの無いような報告書の公表を求めたい。さらに 08SNA 導入時のノウハウを後世に引き継ぐために、検討内容をメモ（最低でも冊子のような形式）として保存・記録しておくことを求める。ただし、推計方法の公開には個人情報や推計の継続が困難となる情報も含まれるため、公表の程度は実施部局の判断を尊重するのが妥当と思われる。

3-2 特別目的実体等（Special Purpose Entities, 以下 SPEs）の捕捉に向けた課題

櫻本私案では、経済センサス担当部局を念頭に SPEs の検討を求める意見を盛り込んだ（提案 8）。事業所・企業統計調査及び経済センサスにおいて、SPEs を捕捉できているとは言い難い。事業所の定義として SPEs を必ず捕捉するようにしておくべきである。総務省統計局の定義では「事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう」。

- ・一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

問題は、この定義では SPEs を捕捉できない恐れがあるということだ。例えば、トヨタのような巨大企業が持ち株会社に移行し、その本社を SPE もしくは SPC で設立したとしよう。その場合、本社には従業者も設備も有していないことは十分にありうる。何兆円という売り上げを誇る傘下企業の管理を行う本社は経済活動をしているとはみなせないということである。多くの関連会社を抱えるある法人が SPC による持ち株会社形態で統治する形式に移行した場合も、参加企業の規模が大きかったとしてもその本社は捕捉対象にはならない。筆者は今後経済センサスが大きな経済活動を網羅できるように定義を改めるべきと考えた。実際の対応は後回しとするとしても、「従業者と設備を有して、」という部分は削除し、将来の母集団情報を捕捉できる実務の対応は別途考えることを求めることとした。SPE の実態を明らかにする必要があったため、実態捕捉に替えて後で取り上げる本論文の補論 1 に相当する情報や SPEs を判断するツリー図、SPEs の推計方法の例を櫻本私案に盛り込んで提起した。筆者としては、ペーパーカンパニー化した巨大企業を捕捉できないことを防ぐように、総務省に事業所の定義を見直したり、十分な捕捉体制を取るように求めたつもりであった。

基本計画原案では、持株会社など複雑化した企業組織の整理が必要との意見があったため、企業の組織間の捕捉という論点で SPE の論点も網羅するという妥協

が行われた。経済センサス実施部局やレジスターなどの部局では実務としてできる手段を検討していることから、筆者としては統計委員会に追加の意見は出さず、彼らの努力に敬意を示し、いったん推移を見守ることとした。

3-3 供給・使用表及び四半期国民勘定の分野－国際標準と日本の対応－

供給使用表（SUT）の導入は、第Ⅰ期基本計画にも入っていたことであるが、第Ⅱ期でもその方向性を確かなものとすべきだという意見が委員間で既に主流を占めているものと容易に推測ができた。また中村メモでも課題の柱に位置付けていたため、筆者は中村委員の方針を支援し、これまでより現実的な課題検討のルールを敷く必要があると認識した。

Box. 8 供給使用表及び四半期国民勘定の分野－国際標準と日本の対応－ （提案 9）

SUT は、基準年表、年次表、四半期表、Supply and Use System、バランスシステム、IO といった内容を広範囲に含んだ用語のため、理解が明確になるように分野別に用語を使い分けることとする（厳密には広義の SUT は SUT フレームワークと呼ばれる）。個別に何か課題を設定する場合、基準年表、年次表、四半期表、バランスシステムといった分野に大まかに分けられ、それらが相互に連携することとなろう。

SUT 及び QNA に関して、既に日本は国際基準に則って統計作成を行っている。93SNA 及び 08SNA において、SUT を導入していないから日本は国際基準を満たしていないとの批判はすでに第 1 次基本計画作成時点から何度も行われてきているが、この意見は国際的な勧告を誤解したものであろう。広義の SUT の概念の中には、いわゆる IO も含まれる。逆に 68SNA において IO と呼ぶときには IO の概念の中に SUT も含まれる。したがって、SUT に代わって IO を作成している日本は、細かい様式の問題を除けば、概ね 93SNA 及び 08SNA の基準を満たしている。

しかし、IO に関して中間投入係数を十分に捕捉できていない問題があり、部分的であっても SUT を導入した方が総務省の IO や内閣府の SNA の精度が上がることは間違いない。一方、QNA に関して国際基準は存在せず、緩やかに活用されるハンドブックが存在するだけである。IMF が作成する QNA に関するハンドブックは、2015 年に改訂予定となっており、2001 年の旧版に基づいて様々な課題を議論するよりも、2015 年の改訂を待って今日的な課題を再度設定するのが有効となろう。

供給使用表の検討は、基準年表、年次表、それに付随するバランスシステム、四半期表、IO（生産物×生産物、もしくはアクティビティ）と幾つかの分野にまたがり、それぞれで取り組まなければならない状況は全く異なる。少なくとも基準年表は、総務省以下 IO を担当する大半の省庁で SUT に移行するメリットを理解しない上、その方向に向けた現実的な検討として何から取り組めば結果が出るのか、道筋を描く糸口をつかめていないのが実情である。事実上生産物×生産物表となっている IO の中間投入係数の捕捉精度が低くなっている部分を生産物×産業表でどの程度捕捉するか検討する必要があるのだが、精度の議論を実施部局が避けている現状では、おそらく何らかの道筋を考え出すことが難しいだろう。

結局税金を使って何らかの検討をシンクタンクに投げて、それを持って検討したという結果をフォローアップに提出する程度のことはできても、課題検討の実質的な前進は望めないと推測する。それに対して年次表、バランスシステム、四半期表は検討課題を絞ることが可能なため、一定の道筋を描くことは可能である。

Box.9 SUT などの導入手順と現実的な目標（提案 10）

内閣府が検討を進めている、SUT 年次表は短時間に導入することはおそらく困難である。コモ法は 1978 まで 15 年かけて十分に検討されたように、大きな推計方法の改善にはそれなりの時間がかかる。基本的な方向性は、SUT 基準年表、年次表、四半期表（基礎資料はないからこの表に関して公表はあり得ない）、生産側・分配側速報系列という順番で、現行系列の公表業務が止まらないように配慮しながら慎重に国民経済計算システムに導入するということである。基準年表を省くことは原理として可能であるが、原則としてこの順番しか選択肢は見当たらない。そこで、内閣府が検討している供給・使用表年次表について、次々々回基準改定で導入する目標を定め、次々回基準改定において並行運用を目標に検討を進めるのが現実的と思われる。

筆者は、前進可能な部分だけ前進し、残りは将来課題として積み残すほかにないというつもりで、この説の幾つかの Box に示す私案を出すこととした。年次表以下の検討スケジュールは、既に言及した通りであるが、具体的に情報を多くの人々に伝えるために、Box.9 にあるように簡単に方向性を提言した。

Box. 10 SUT 導入に向けた推計体制の整備（提案 11）

現在内閣府が検討している SUT 年次表、生産側・分配側速報系列の両方とも導入に至る検討としては不十分な段階である。SUT のバランスにおいて、生産、支出、分配の各部門別に計数の分析と差し替えを求める作業が発生する。その場合、長年国民経済計算部や産業連関表など各統計作成機関の実務的な知識を持つ人員（バランサー）が国民経済計算部各課にデータの差し替えを求めることになる。20 年程度国民経済計算部及び産業連関部局に所属してきた経験豊富な人員がおり、その担当者が各課にデータの差し替えを求めるというプロセスは、現在内閣府の業務として対応が十分に満たせない恐れがある。バランスという作業は、今までのような縦割りで人員を張り付けているだけではできない作業である。バランサーが指摘した問題を各課が拒否した場合、最悪の場合、データの差し替えができない。バランサーにはデータを差し替える業務が発生しているが、そうした権限を持つポストについて現在は国民経済計算部長だけである。したがって、バランス業務は部長自らが行うか、その代理が行わなければならない。つまり、現実的に考えて、部内がうまく協調することを楽観視しない限り、このようなありえない想定を前提としないと、SUT を導入することは厳しいと推察される。長期的に SUT を導入するための基盤が事前に整備されている必要がある。バランス後の計数公表のためにはバランサーにデータ修正の権限が確保されている必要がある。

これまでの推計と異なる点として SUT 年次表に関しては、確々報の後でもう 1 回基準改定するまでにバランス結果を公表するフレームが必要となる。個人的に確々報と呼びたくないで、A3 などと呼ぶとしよう。積み上げた情報によって計算された結果が確々報である。確々報の後、データを突合して分析したところ、一次統計の集計方法に誤りはないが、データの報告が誤っている可能性がある事案が見つかることはよくある。例えば、企業が誤った報告を記入しているケースである。これまではそうした案件でデータの修正方法が明らかな場合でも基準改定まで対処することは認められていなかった。しかし、A3 では分析後のデータ差し替えという作業による不突合の解消が目玉となる。SUT バランスシステムが整備されている場合、本来そうしたケースでは、他省庁の協力の悪さが推計の遅れにつながって、年次系列の大規模な公表遅れを招くことを避けるためには、当然一次統計部局による調査協力が行われて、企業へのヒヤリングが行われるという手順も新たに整えられる必要がある。こうして、A3 によって誤りが正された情報が公表される。内閣府がバランスに伴って、一次統計部局に協力を要請し、短時間で調査結果を折り返すというシステムが必要となる。

供給使用システムを活用する場合、それなりの体制の整備が求められるため、SUT の個所と人員増強の 2 つに分けて提言することにしたが、結局提案 15 に示される人員増強策は基本計画全体で採用する方針があったため、削除され、SUT の個所だけが生き残ることとなった。ただ、この文案は実感として幾つかの省庁から大変嫌がられたように感じた。以下の Box.10 は、SUT の体制整備を求めた部分である。SUT は年次表に引き続き、四半期表の整備がされないと QNA の整合的な推計ができない。Box.11 は、四半期表と QNA の整備に関して行った櫻本私案の本文である。

Box. 11 四半期表と生産・分配系列（提案 12）

生産・分配系列は不突合が解消しないことには、その計数の有効性が不十分となることから、供給・使用表年次表が導入できる目途がついてから、正式に導入するのが現実的と考えられる。参考系列として導入するということであれば、それより早期に導入することが可能かもしれないが、SUTとの連携を考慮しないと正式導入はできない。SUT年次表に引き続き、SUT四半期表が整備されたとする。生産・分配系列は四半期表によるクロスセクションチェックと時系列チェックを受けた後、計数が再検討されて（当初の推計値と差し替えられて）公表される。現在内閣府で検討されている内容を公表資料から知る限り、四半期表による分析は導入されていない。もし生産・分配系列を導入しようとするならば、SUT年次表・四半期表の整備、それらを前提とした四半期速報向けの分析フレームの確立が先に求められる。現行の検討のままでは、ごくわずかな参考値としての公表に留まって正式導入の見込みが立たない恐れがある。

3-4 地域経済計算の充実に向けたフレームの整備

第Ⅱ期基本計画の目玉の一つは、地域統計の意義を盛り込んだことにある。第Ⅰ期基本計画は地域統計を軽視していたわけではないが、地方自治の観点から関係者間で地方統計に踏み込むことへ躊躇はあった。また、国民経済計算が統計法の基幹統計に選ばれて、相対的に加工統計分野の委員が多かったり、主要な関心を加工統計に向けるべきという暗黙の風潮がみられたことが相対的に地方統計への踏み込み不足につながったということもできる。第Ⅱ期基本計画では、櫻本私

Box. 12 地域経済計算の充実に向けたフレームの整備（提案 13）

地域経済計算に関する課題は、内閣府が実施すべき案件というよりも、総務省や自治体の意見を聞きつつ、慎重に検討すべきである。しかし、課題がありながら、何もしないということは社会的に許されるものではないため、ここに課題は設定するものの、実施部局の置かれた立場から今回試行的に設定する努力目標程度に留めるのが妥当と考える。地域経済計算は、自治体がそれぞれ作成するというのが原則で、その内閣府がまとめる都道府県と政令市を対象とした県民経済計算について国が関与している。県民経済計算に関連していくつか提言したい。

第一に HP 様式の基準を作成する必要がある。県民経済計算に限らず、統計情報の公表は各自治体によってまちまちとなっている。統計データと統計の説明資料が行き来しにくいフレームであったり、過去の統計データをきちんとアーカイブス化して公表しているケースもあれば、新規の公表に合わせて過去の情報を削除している自治体もある。自治体によって、Excel で提供すべきデータを PDF 形式で公表しているケースも十分にありうる。国の場合、2007 年頃から HP 上の統計データの公表様式が総務省によって基準が統一されるようになった。強制する必要はないが、自治体が判断に迷う場合に緩やかに適用可能な基準作りが必要である。

第二に県民経済計算として収録されるデータの対象を広げる検討を求めたい。県民経済計算として収録されるデータではないが、都道府県が独自に公表している統計資料は多くなっている。付表 1 は、県民経済計算に収録されていない統計表をまとめたものである。現行では都道府県と政令市のすべてが満たさなければ、データを収録できないという暗黙の仮定があるものと推察する。しかし、OECD の National Accounts のように作成されていない場合は、その地域のデータを空欄にして進んだ統計先進県に合わせて公表するという方法の方が地域の統計作成の努力に報いることにつながるであろう。県民経済計算及び社会統計人口体系（SSDS）について、空欄を含んでいてよいのでその対象範囲を再検討していただきたい。

案として以下の Box.12 にある提案を行った結果、とりあえず地域経済計算に関しては地方自治の範囲を尊重しながら可能な限りの支援をする方向で文案が盛り込まれた。またこれは私案による影響ではないが、別途地方統計の記述が大幅に盛り込まれた。筆者としては、地域経済計算とサテライトの内いずれかで提案をするつもりであったが、他の委員がサテライトに関して何らかの提案をする可能性が高いと判断し、仮にその通りになった場合でもいように地域経済計算で私案を作成した。地域経済計算の充実を求めるために以下のボックスにある内容に加えて、櫻本(2012)表 5（本論文の付表 1）も添付した。結果的に地域経済計算は自治体への支援を強化する文案が入ったが、HP の様式や SSDS は調整することができず、反映されなかった。

Box. 13 統計作成に必要な人員体制の整備（提案 15）

内閣府の推計人員の人数、人員の専門性（その平均的な経験年数、人事異動の程度、異動先の関連性）は、与えられている役割に対して著しく不十分である。この問題に関して 3 つの課題を指摘する。第一に過去に内閣府は、計数の推計ミスが多く出ているが、筆者の推察として計数ミスのうち、職員の推計経験の不足が少なからず足を引っ張っている可能性がある。過去に行われた計数ミスのパターンはシステムによって防ぐことが可能である。しかし、新たな計数ミスのパターンに備えるためには、システムの改良だけでは不十分で、職員の専門性の向上、推計年数の長期化、異動の程度、異動先における SNA との関係性といった関係を整理して職員の長期的な人材育成対策が欠かせない。内閣府職員は、出向者や任期付職員が多く、きちんと専門性を身に着けることが難しくなっている。にもかかわらず、プロパーの職員は（多くは統計と関係のない）広範囲な部署への短期異動を強いられている。統計職員の異動の程度が多いと、専門性の欠如に結びつく。一般的には（内閣府にかかわらず）プロパー職員の平均的な統計職員の異動頻度を 5 年程度とし、その統計作成機関の職員の退職までの平均在籍年数を 15 年程度にはなるような調整ができるのが望ましい。こうした対策ができないと、少なくとも SUT の導入においてバランスシステムを導入しても運用がうまくできるようになるのか、不安を抱える。

第二に供給・使用表の作成には、 balanサーを配置する必要がある。 balanサーは IO や SNA、一次統計の実務に精通していて、20 年程度は統計作成部局、特に SNA 関連部局にいた経験がある人材を据えるのが一般的であるから、そういう人事制度の導入が前提となる。知識と経験を傾けて、短時間でバランスを実施可能な人材を長期間配置できる人事制度がないと供給・使用表を導入しても、系列を安定して公表することができない。内閣府は、出向者が多く、頻繁な異動によって人材育成が特に遅れている。 balanサー導入の前提として、省庁部局名を筆書きして看板を作成する専門官のような異動の無い専門職を統計作成部局に新設することを求めたい。人数が多いと、異動させなければならないため、こうした特殊な職種は導入できないと思われるが、異動の無い専門職は少数であれば、実際に政府にも存在している。過去の人事制度の事例を参考に統計作成部局に対し、部局の核となる専門職を新規で創設する検討を求めたい。第一の論点と関わるが、SUT を導入する場合、 balanサーが提示したバランス結果を各分野では短時間に再検討し、再度 balanサーに対案を返すといった作業を繰り返す。つまり、これまでのように各部局が縦割りで作業するという次元では対応できない事態となる。 balanサーに専門職を設定することと同時に balanサーの役割が生きる専門人員を配置する体制が求められる。

第三に欧州各国では 2008SNA と同等の ESA10 を導入するに際して、各国とも定員を大幅に増強して検討を進めた。…〈略〉…欧州各国の場合、定員を 1.5 倍～2 倍程度に増やすこともして検討を進められる。日本は統計法に基づいて 2008SNA の業務が新たに生じているにもかかわらず、増員がほとんどなされず、対応が不十分である。08SNA 関連の業務は恒久的に生じているわけであるから、1 人 2～3 分野ということで 25 名の職員増員が妥当と考える。

4. 提案したが影響力を持たなかった項目

4-1 5つの提案

第Ⅱ期基本計画向けに櫻本私案として提案した項目の内、5つの提案は委員間で意見が同意されないか、ほとんど影響力がなかった。第1に中間投入の捕捉の必要性について簡単に提起した。中間投入は、何ができるのか不明確で課題設定も検討の報告も明確な内容とはならない可能性が高いと筆者は考えていた。これについては原文も短文で提案内容も乏しいので記述を省く。関連してIOとSNAとの整合性に関しては当初第Ⅱ期基本計画の検討段階でそれほど重きが置かれていなかったが、櫻本私案の後、別途整合性を重視するように求めた結果、第Ⅱ期基本計画に盛り込まれた。ただ、筆者が何も言わなくても同じような主張は他の委員が当然していたと思われるので、おそらく筆者単独の主張ではない。

Box.14 マニュアル公表基準の確立（提案16）

SNAを専門的に学ぼうとする人材は、多くは大学2,3年程度から日本語で専門的知識に触れる経験を経ている。その時期に母国語以外のSNAマニュアルしかアクセスできない状況では、そもそも専門的にSNAを専攻するために検討可能な環境が整備されていない。大学院でSNAを専攻しようとする場合、受験勉強をしている期間で、SNAマニュアルも読まなければならない。母国語で読めなくなれば、手間がかからない分野を選ぶことになるわけで、SNAマニュアルを非公表とすることで日本では統計に理解あるユーザーが育たない環境となっている。このことは専門家全体の人数の減少につながり、結果として実務に理解のある専門家の減少にもつながっている。国民経済計算論や国民所得論、産業連関論といった授業科目は次第に経済統計論のような科目に整理統合されることになりかねず、専門自体も評価されなくなるかもしれない。したがって、長い目で見て、（統計ユーザーのすそ野を広げる教育まで乗り出すかどうかまでは言及しないが）SNAマニュアルは母国語で作成されたものがHPで公表されているという状況が社会的に望ましい。

旧経済企画庁の作成した1968SNAマニュアルは、十分な精度の翻訳が作成できず、外部の専門家を入れて内閣府が整備した1993SNAと2008SNAの日本語版マニュアルは十分理解可能な翻訳となっている。1993SNA日本語版は、出版されていないため、増刷もできていないが、著者から同意が得られる範囲で、内閣府HPにおいて公表することを求めたい。…〈略〉…2008SNAマニュアルに関しては作成終了後、出版し、公表することを求めたい。また内閣府の幹部が交代するたびに、こうしたマニュアルの公表基準が変更されるようでは困るため、SNAマニュアルを翻訳し、出版するというものをSNAの作成基準に盛り込み、担当者の気分次第で国益が害されることが無いようにマニュアル公表基準の確立を求めたい。

第2にBox.13に示すように統計作成に必要な人員体制の整備を求めた。内容は、専門性の向上を除くとSUTに合わせた統計専門官の新設と統計作成人員の充実の2つからなる。しかし、国民経済計算分野単独ではなく、全省庁として取り組むべき課題ということで、事実上却下となった。第3にBox.14に示されるマニュアルの公表基準の確立を求めたが、これは委員間で意見が合わず、取り下

げることとなった。第 4 に Box.15 に示す統計用語の改善である。これは、第 I 期基本計画の際に経済統計学会から要望として既に提出してあった課題で、事実上無視されてきた問題である。この論点も委員間で意見が合わず、却下となった。

Box. 15 誤解を受けやすい用語の改善（提案 17）

誤解を受けやすい用語として、雇用者報酬、確報、QE について用語の使用環境を検討するように求めたい。第一に雇用者についてしばしば、雇主のことか、雇われている方か、統計によって異なるため、ユーザーを混同させている。このため、第一次基本計画の際にも一部の統計学会は、雇用者の表現を改めるように要望を統計委員会に提出したが、その後の検討に生かされることはなかった。厚生労働省の統計では、内閣府が「雇用者」と呼ぶ者を、「被用者」としている。労働に関する用語は厚生労働省が所管していることから、所管と異なる用語を新たに設定する必然性はないと推察される。内閣府と総務省が雇用者という表現を被用者と改めれば、雇用者が被用者を雇う側で、雇われる側が被用者と明確に区別が付けられることになる。省庁間で統計用語が異なっていて、ユーザーを混乱させる必要はないと考える。

第二に確報は、「最初に公表される年次系列」という意味と「年末に公表される確々報、基準改定後の計数も含めた年次系列」という 2 つの意味が一緒に利用されている。後者の場合、正式には「国民経済計算確報」という。供給・使用表導入など、何かのタイミングで後者について「国民経済計算年次推計」に用語を変更することを勧める。国民経済計算確報は、英語において Annual Report であるが、Annual (National) Accounts と呼べても、およそ Report にふさわしい（分析のような）内容は多く公表されていないように見受けられる。こちらも同時に見直されてはいかがか。

第三に仮に生産、分配系列やそれに引き続いてその他一部主要な指標を速報として、加えていくということであるならば、長期的に系列を公表するタイミングがいろいろと出てきて公表物が何に当たるのかユーザーにとって理解しにくくなる。ユーザーが公表物の種類を把握しやすくなる名称を用いる必要が出てくる。

例えば、名称を国際的な通称である QNA に統一し、1 次速報を Q1、2 次速報を Q2、四半期国民勘定全体の系列を Q3、1 次年次推計（確報）を A1、2 次年次推計（確々報）を A2、SUT 導入後のバランス後の計数公表を A3、基準改定後の公表を BXX（平成 22 年であれば、B22）、遡及系列を RXX などと、国際名国内名共通でわかりやすい通称名を設定されることを望む。コピーライターではないので、部局で検討されることを望む。そうした名称の検討のタイミングは、SUT 導入にメドがついた段階までで十分に間に合う。

第 5 に Box.16 に示すように統計資料のアーカイブス化の取り組みとして、統計資料館の活用を求めたが、委員間で意見が合わず、取り下げた。ここで取り上げた 5 つの内容の内、中間投入以外は 6 月 21 日タスクフォースの前段階で調整できなかったもので、提案を取り下げ、6 月 21 日の配布資料から削除した。

Box. 16 統計専門資料の保存に取扱い（提案 18）

公文書は法令に基づいて保存される。統計の専門資料の場合、総務省統計局の場合、統計図書館と統計資料館に保存される。しかし、他省庁の場合、今日において統計作成業務に使用しないが、専門的には貴重な資料を特に基準が定められるわけでもなく、倉庫に置いていたり、スペースの関係で廃棄に回さざるを得ないケースもあると思われる。他省庁が望むかどうかはともかく、総務省以外の専門資料や統計作成に利用した機械も保存する場合に、統計資料館のスペースで対応できる場合は資料館に保存できるように行政手続きができることよいように思われる。機械が難しい場合でも資料の受け入れを検討するとか、できることがあれば、総務省にとっても有益なことと考える。できるのかわからないが、統計資料館の資料の受け入れ基準を作成し、各省に提示していると望ましい。

外国の統計局の人材を日本の統計資料館に案内した際に、大変高く評価されたことがある。しかし、総務省統計局のことしか資料が残っていないのは残念に思っている。

おわりに

本論文では、櫻本私案に基づいて第Ⅱ期基本計画の国民経済計算分野への影響を見てきた。審議協力者の私案は決して大勢を決めるような大きな影響力を持っているわけではないが、ある程度の意見は取り入れられたと評価できる。今回第Ⅱ期基本計画に盛り込むべき新規の提案を多く満たすように私案を作成したが、委員と意見が合わなかったり、調整ができなかった関係で、多くの提案が脱落してしまった。一方で地域経済計算や SUT など重要な分野では、それなりに提案した内容が受け入れられた。各省庁の調整では、個別に多くの意見が出ていたため、それらを本論文も含めて網羅することは難しいが、審議協力者として提案した内容や背景をきちんと社会に説明するという作業は必要である。統計委員会に参加する多くの委員は非常勤なので、何年かで交代することになるが、過去の経緯や背景が分からなければ、個別課題の設定理由や対応の方法が分からないことになりかねない。実際に国民経済計算分野では第Ⅰ期の統計委員会委員はすべて交代しており、事務方に所属していない限り、別表に設定した課題の意義を正確には理解できないかもしれない。また委員が交代しないようなケースがあったとしても、統計委員会で議論できる時間はわずかなので、各者の意見を十分に聞くことはしない。しかし、5ヶ年計画の課題は設定されているので、結局何を実現すればよかったのかということは別な機会に論文などで公表されていなければ、当事者も第三者も課題の詳しい情報を理解することはできない。統計委員会で一定の貢献をした研究者は、不十分でも自らの主張を文章化して社会に説明していれば、後世の統計委員会委員や各省庁の関係者が正確に課題を理解できるようになる。もし重要であっても後世に理解されない課題が設定された場合、そうした課題の多くは後で整理され、削除されることは間違いない。統計改革が継続して新規課題に取り組み、少しずつ課題をクリアしていくためには、不十分であっても本論文のように丁寧に統計改革の提案や取組を第三者に説明していく作業が大

変重要となるのである。

本論文は第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野のすべての課題や調整のプロセスをフォローできていない。元々それは外部から参加した研究者には難しいという制約は知った上で、まとめたものである。したがって、課題やプロセスの多くは依然としてどのように設定されたのか不明確のままであるので、今後の方向性としてより透明度が高く、多くのユーザーに支持される統計指標の改善に向けて努力していかなければならない。

参考文献

- 櫻本健(2012)「地域経済計算及び地域の産業連関表の制約と利用可能性—1956年度からの時系列データを利用した実質成長率と高齢化比率の分析—」『企業環境研究年報』第17号, 中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター
- 櫻本健(2013)「フォローアップを受けた第一次メモ・第2次基本計画に向けて」2013年6月21日統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループSNAタスクフォース席上配布資料(非公表)
- 総務省(2001)「公的統計の整備に関する基本的な計画」
<http://www.stat.go.jp/index/seido/12.htm>
⇒本文中「第Ⅰ期基本計画」と表記する。
- 総務省(2013)「公的統計の整備に関する基本的な計画(案)」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000256801.pdf
⇒本文中「第Ⅱ期基本計画」と表記する。
- 内閣府統計委員会(2009)「公的統計の整備に関する基本的な計画」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000011360.pdf
- 中村洋一(2013)「国民経済計算タスクフォースの審議対象となることが考えられる事項」2013年6月7日統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ席上配布資料1(非公表)
- 牧野好洋(2013)「国民経済計算タスクフォース検討メモ」2013年6月21日統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループSNAタスクフォース席上配布資料(非公表)
- Ribarsky, Jennifer(2012), “Factoryless' Manufacturers: Classification and Implementation Challenges”, paper for the 32nd General Conference of The International Association for Research in Income and Wealth
- The Commission of European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank (1994), System of National Accounts 1993, *Studies in Methods, Series F*, No.2, United Nations Publication (経済企画庁経済研究所国民所得部邦訳(1995)「1993年改訂国民経済計算の体系」)
- United Nations Economic Commission for Europe, European Central Bank and

Eurostat (2010) , The Impact of Globalisation on National Accounts,
<http://www.unece.org/stats/groups/wggna.e.html>

⇒本文中 UNECE et al. (2010)と表記する。

United Nations, European Commission, International Monetary Fund,
Organisation for Economic Co-operation and Development, and World
Bank(2009), *The System of National Accounts 2008*,
<http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/docs/SNA2008.pdf>

⇒本文中 08SNA と表記する。

補論 1 SPEs に関する情報

櫻本私案では、タスクフォースで SPEs の検討を求めた。その際に UNECE et al. (2010)に出てくるオランダ統計局の SPEs のツリー図も付けた。SPEs について、UNECE et al. (2010)や Ribarsky (2012)を利用した。

SPEs は、元々従業者が 1 人未満であることが多く、平均従業員数は 0.25 人とかその程度であるとみられる。従業員の多くは、母体企業の社員と兼ねているため、電話番号のために 1 人置いているかどうかという意味である。しかもこの 1 人も母体企業の人間かもしれないので、通常の事業所の定義には当てはまらない可能性が高い。SPEs の産業分布は、金融に偏らず、幅広く存在しており、タックスヘイブンだけでなく、日本国内にもたくさん設立されている。正確な影響力は不明であるが、日本の証券発行残高の 1 割程度は、こうした SPEs がおさえているといわれ、市場におけるプレゼンスは小さくない。アメリカの場合、金融資産の 3 割を SPEs がおさえているという情報も一説にはあり、先進国において SPEs の役割は無視するには大きすぎるというのが専門家や実務担当者の共通した見解となっている。SPEs を捕捉することが難しいため、実務上捕捉できていないことはある程度やむを得ないが、筆者は捕捉する姿勢が経済センサスの実施方針に明確に表れていないことを問題視している。

現在のところ、事業所統計及び経済センサスなどでは、こうした SPEs の活動の大半は対象外となっている一方で、国税庁の税金の徴収対象や日本銀行の資金循環統計の対象に SPEs は含まれているため、SNA において基礎統計として不整合が生じている。しかもこの SPEs は設立する際に何らかの手段で政府に届け出ることになっている。SPEs として届け出る対象は以下のとおりである。

- ①PFI 法に基づいて内閣府に届け出る SPC
- ②資産流動化を目的に SPC 法に基づいて総理大臣（財務局）に届け出る SPC
- ③資金調達目的で商法に基づいて共同出資によって設立される匿名組合
- ④資産運用を目的に金融庁に登録される投資法人
- ⑤共同事業目的で設立される任意組合
- ⑥その他

①に位置する SPC の事業規模だけでも、平成 21 年度に総額で 3 兆 2 千億円に

達し、年々増加を続けている。仮に日本の SPEs の有人率が 25% で、現行の経済センサスがすべて捕捉していたと考えても①だけで 2 兆 4 千億円の捕捉漏れが出ているとみられる。捕捉が難しいからと言って無視してよい金額とは思えない。実態として SPC として法人化したものよりも、法人化されておらず特定もしにくい事業体が多く存在している可能性がある。いずれにしても SPC はきちんと捕捉するように努力すべきだ。

筆者が住んでいる愛媛県の場合、パナマやリベリアにペーパーカンパニーを設立して船の所有をしている事業者が数多くいる。これらの企業あるいは個人は海外の SPEs を利用する。これらは統計作成の目的で捕捉される必要はないが、日本の国税当局は日本の居住者あるいは日本の法人が管理する SPEs に対しても日本の法人として課税を行っている。国土交通省の所管外にもかかわらずである。国税情報をベースに SPEs を捕捉する場合、国内に事業の設立実態を改めて調査する必要がある。つまり、いずれにしても SPE レジスターは何らかの方法で必要ということだ。通常の事業所とは別に SPEs を専門に捕捉するためのレジスターが運営される必要がある。

SPEs を捕捉する場合、届出情報をおさえることはもちろん必要であるが、税務当局からの情報や証券発行のデータから捕捉するといったアプローチが必要となる。いずれも 08SNA として内閣府が単独で検討しても意味のないことで、総務省においてビジネスレジスターと一緒に盛り込む必要がある。届出情報は、訴訟などで争っていて事業開始ができていないなど、実態を伴った情報とは食い違っているため、届出情報をそのまま統計として登録するということは難しい。SPE は単体では実体がないことが多いので、母体とセットで調査するフレームを考える必要がある。基本的に SPEs に対してサンプル調査を行おうとする場合、無回答のケースがほとんどとなろう。したがって、SPEs は母集団情報から隔離してサンプリングの際に利用しないようなフレームも検討しなければならない。つまり、これまでの事業所統計のフレームとはかなり異なる対処が強いられる。

SPEs は各国特有のツリー図をベースに、SPEs の定義に当てはまるか、検討していき、SPEs と認定することとなる。つまり、捕捉のためには日本独自の定義が最初に確立している必要がある。SPEs は様々な産業に位置していることから、SPEs を各産業に格付けするツリー図は別途確立される必要がある。

現在各国の専門家による討議が続いているが、EU を中心に多くの国で SPEs を特定することができるようになってきた。産業格付けも 2012 年頃から部分的にできるようになってきた。日本は既に周回遅れであるが、こうした分野の検討を急ぐべきである。

SPEs を前提とする場合、統計情報の公表の仕方も変わることになる。ある企業では、第 3 国の SPEs 経由で工場を建設している。例えばトヨタのチェコ工場は、オランダの SPEs を経由して建設されている。オランダにとってこうした他国への経由の情報は統計資料として全く必要がないケースも多い。実質日本からチェコに対する直接投資となるからである。しかし、SPEs をきちんと捕捉しておくということも必要だろう。つまり、SPEs と含んだ表と含まない表の 2 種類

を統計表として考慮するべきかということが重要な論点となっている。

ここでは一例として SPEs を挙げているが、経済センサスやビジネスレジスターの実施手順の中に、内閣府に届け出る NPO や総務省に届け出る政治団体のように届出で捕捉できるものが現行網羅されていない。こうした届出情報を経済センサスやビジネスレジスターの整備の際に網羅するよう検討されてはいかがか。

なお、UNECE et al. (2010)において SPEs の国際標準的な取り扱いが示されており、2012 年の OECD National Accounts Working Party において、OECD における産業格付けで特に課題とされるケースについてもようやく成果が示され始めたところである。UNECE et al. (2010)の 49 ページでは、オランダの SPEs かどうかを認定する基準が示されている。オランダだけではなく、概ね EU 各国では何らかの基準が存在している。これまで公表されているケースでは、オーストリア中銀、ポルトガル中銀のケースである。

UNECE et al. (2010)4 章では、オランダの SPE 等のデータも示された。2005 年の SPE 等の総産出は 63 億 3700 万ユーロ、中間投入は 75 億 4100 万ユーロに達していた。つまり、付加価値は負である。産出は 2001 年から平均 7.1%伸びていた。Ribarsky(2012)8 ページによると、アメリカのビジネスレジスターでは、従業者の無い事業（ペーパーカンパニー？）は 2100 万近くに達している。SPEs は日本にも多くあるはずである。法人登記数と統計調査による法人数の差は、SPEs の捕捉が十分にできていないことが一因である。

付表 1 県民経済計算以外の統計表

勘定の種類		所得支出勘定					資本調達勘定(実物)				その他・付表・参考表・試算									
番号	都道府県名	非金融 法人企業	金融機 関	一般 政府	対家計民間 非営利 団体	家 計	非金 融法 人企 業	金 融機 関	一 般政 府	対家計民間 非営利団体	家 計	可処分所得 と使用勘定	一般政府 部門別の 所得支出 取引	社会保 障負担 費内訳 表	一般政 府から 家計へ の移転	家計の 目的別 最終消 費支出	家計の 形態別 最終消 費支出	在庫 品評 価調 整	総資 本形 成の 構成	常驻地・就 業地ベー ス別就業者 数・雇 用者 数
01	北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
02	青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
03	岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
04	宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
05	秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
06	山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
07	福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	2部門勘定を作成	○	○								
08	茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
09	栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	2部門勘定を作成	○	○								
10	群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					
11	埼玉県	2部門勘定を作成		○	○	○						○								
12	千葉県	2部門勘定を作成	2部門勘定を作成			○						○		○	○					
13	東京都											都民所得勘定のみ公表								○
14	神奈川県	2部門勘定を作成	2部門勘定を作成			○						○								
15	新潟県											○	○	○	○					
16	富山県	○	○	○	○	○						○		○	○					
17	石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
18	福井県	○	○	○	○	○						○								
19	山梨県	○	○	○	○	○						○								
20	長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
21	岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
22	静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
23	愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
24	三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
25	滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
26	京都府	○	○	○	○	○						○								
27	大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
28	兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					
29	奈良県	○	○	○	○	○						○			○					
30	和歌山県	○	○	○	○	○						○		○	○					○
31	鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○
32	島根県	○	○	○	○	○	○県全体で一つ					○		○	○	○	○		○	
33	岡山県	○	○	○	○	○						○						○		
34	広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	2部門勘定を作成	○	○	○	○	○	○	○	○		○
35	山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
36	徳島県	○	○	○	○	○						○								
37	香川県	○	○	○	○	○						○								
38	愛媛県	○	○	○	○	○						○								
39	高知県	○	○	○	○	○						○								
40	福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		
41	佐賀県	○	○	○	○	○						○								
42	長崎県	○	○	○	○	○						○								
43	熊本県	○	○	○	○	○						○		○	○					
44	大分県	○	○	○	○	○						○		○	○					
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○		
46	鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	2部門勘定を作成	○	○								
47	沖縄県	○	○	○	○	○	○県全体で一つ					○		○	○					

引用：櫻本(2012)表 5

研究所報(最近刊行分)

号数	タイトル	刊行年月
18	厚生統計	1992.03
19	人口移動統計	1993.03
20	わが国における外国人労働者	1994.01
21	統計調査環境の変容と現状:1994 年	1995.07
22	サービス業統計の現状と課題	1996.02
23	民間統計	1997.01
24	統計環境実態調査	1998.01
25	マイクロ統計データの現状と展望	1999.01
26	The2000-01 World Population Census and the Related Issues	2000.01
27	統計と人権および開発ーIAOS 2000 をめぐって	2001.03
28	第 4 回日本・中国経済統計学国際会議	2002.03
29	職安求職者にみる失業の実態	2002.12
30	国連ミレニアム開発目標と統計	2003.10
31	Workshops on "the Population Censuses" and "the Use of Census Micro Data"	2003.12
32	マイクロデータとその利用	2004.04
33	International Symposia on Population Census and Micro Data Archives	2005.01
34	政府統計の二次的利用	2005.04
35	ジェンダー(男女共同参画)統計	2007.02
36	人口センサスの現状と新展開	2007.04
37	統計における官学連携	2007.04
38	ジェンダー(男女共同参画)統計 II	2009.02
39	社会生活基本調査とその利用	2010.01
40	地方統計の現状と課題	2010.09
41	Exploring Potential of Individual Statistical Records	2011.11
42	観光統計	2013.02

研 究 所 報 No.43

2014 年 1 月 30 日

発行所 法政大学 日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原 4342

Tel 042-783-2325,6

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 森 博美

BULLETIN
OF
JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE

No.43

January 2014

New Developments of the Japanese National Accounts

CONTENTS

Preface

Treatment of Head offices, Holding companies, and Special purpose entities - The discussion of the joint ECB-Eurostat- OECD Task Force - Satoru Hagino

Revision of the Calculation Method of Guarantees on Japan Flow of Funds Account
Kentaro Nasu and Kou Nakayama

Structures, physical flows and valuation in new System of Environmental Economic Accounting (SEEA2012) Keiji Ujikawa

The Development and Use of Hyogo Prefectural Accounting and Regional Satellite Accounts Tsunenori Ashiya

The Estimation of House Rent in Prefectural Accounts Tomoaki Sato

Suggestions in the National Accounts Area for the Second Basic Plan of Statistics Commission Takeshi Sakuramoto

Edited by
JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE
HOSEI UNIVERSITY
TOKYO, JAPAN